

令和4年度

# 寝屋川市包括外部監査結果報告書

寝屋川市の債権管理事務について

寝屋川市包括外部監査人

公認会計士 岡本 真理子



## 目 次

第1 包括外部監査の概要	6
1. 監査の種類	6
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	6
（1）監査の対象	6
（2）監査対象期間	6
3. 監査対象	6
4. 監査の実施期間	6
5. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	6
6. 監査の方法	6
（1）監査の視点及び監査要点	6
（2）監査手続	8
7. 監査の実施者	9
8. 利害関係	9
9. 指摘事項の記載方法	10
（1）「監査の結果」と「意見」	10
（2）表記の方法	10
第2 監査対象の概要	11
1. 地方公共団体における債権管理事務	11
（1）地方公共団体における債権の定義及び区分	11
（2）地方公共団体における債権管理の概要	11
2. 寝屋川市における債権管理の状況	15
（1）計画上の位置づけ	15
（2）市の債権管理に関する取組	17
3. 寝屋川市の債権の状況	20
（1）債権の状況	20
（2）監査の対象とした債権	22
第3 監査の結果及び意見（総論）	24
1. 監査の結果及び意見の一覧	24
2. 監査の結果及び意見の総括	24
（1）債権管理体制の整備に関する事項	24
（2）債権管理部署の進捗管理と目標設定に関する事項	27
（3）マニュアル策定及び定期的な見直しに関する事項	27

(4) 滞納整理手続の適切な実施に関する事項 .....	32
(5) 延滞金の徴収に関する事項 .....	35
(6) 財産調査結果等の情報共有に関する事項 .....	35
(7) 不納欠損処理の適切な実施に関する事項 .....	37
<b>第4 監査の結果及び意見（各論） .....</b>	<b>39</b>
<b>1. 市民サービス部 .....</b>	<b>39</b>
(1) 国民健康保険料 .....	39
(2) 後期高齢者医療保険料 .....	45
(3) 市税 .....	52
(4) 一般被保険者返納金 .....	65
<b>2. 福祉部 高齢介護室 .....</b>	<b>68</b>
(1) 老人福祉費負担金 .....	68
(2) 介護保険料 .....	71
(3) 介護給付費返還金 .....	84
(4) 介護給付費加算金 .....	89
<b>3. 福祉部 障害福祉課 .....</b>	<b>92</b>
(1) 介護給付費 .....	92
<b>4. 福祉部 保護課 .....</b>	<b>100</b>
(1) 寝屋川市生活つなぎ資金 .....	100
(2) 生活保護法返還金 .....	104
<b>5. こども部 こどもを守る課 .....</b>	<b>124</b>
(1) 児童扶養手当返納金 .....	124
(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金 .....	129
<b>6. こども部 保育課 .....</b>	<b>135</b>
(1) 保育所保育料 .....	135
<b>7. まちづくり推進部 まちづくり推進課 .....</b>	<b>140</b>
(1) 市営住宅使用料 .....	140
<b>8. 社会教育部 青少年課 .....</b>	<b>145</b>
(1) 留守家庭児童会保育料（延長、土日含） .....	145

- 本報告書における債権等の名称は、便宜的に市からの報告名称により記載している。  
したがって、財務会計システム上における名称と異なるものがある。
- 金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入している。
- 報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。

# 第1 包括外部監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

### （1）監査の対象

債権管理に係る財務事務の執行について

### （2）監査対象期間

原則として令和3年度

ただし、必要に応じて過年度及び令和4年度の一部についても監査対象とした。

## 3. 監査対象

市民サービス部 徴収・納付担当、福祉部高齢介護室、その他債権管理を担当する部局等

## 4. 監査の実施期間

令和4年4月1日より令和5年1月6日まで

## 5. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

市の一般会計及び特別会計（地方公営企業会計を除く）の収入未済額は、令和2年度末で3,493百万円（新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予許可による未納額210百万円を差し引いても3,283百万円）と市の財政に重要な影響を与えている。

また、平成21年4月1日に設置されて以降、一定の基準を超える滞納債権に対応してきた滞納債権整理回収室が令和元年度で解散となり、令和2年度からは所管課が全ての債権管理事務を行っており、滞納債権整理を中心とする債権管理事務の実施状況に変更や所管課ごとの差異が生じている可能性がある。

このような状況の中、債権管理に関する事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているか、経済的・効率的・公平に行われているかを検討することは、今後の自主財源の確保及び職員の意識向上の面からも有意義であると考え、当該テーマを特定の事件として選定した。

## 6. 監査の方法

### （1）監査の視点及び監査要点

本年度の包括外部監査における監査の視点及び監査要点（監査手続によって検証すべき事項）は、以下のとおりである。

## 監査の視点①：合規性の視点

○債権管理に関する事務は、地方自治法、地方自治法施行令、市が定める条例その他の法令及びそれらの趣旨に従い適切に行われているか。

## 監査の視点②：経済性、効率性、有効性（3E）等の視点

○債権の管理及び収納事務は、経済的、効率的、有効的に行われているか。

○債権の管理及び収納事務の正確性は確保されているか。

○債権の管理及び収納事務は、公平に行われているか。

監査の視点（例）

### 債権管理を担う組織整備

#### 【債権所管課（※1）における体制整備】

・債権所管課には必要な職員数が配置されているか、また、職員の経験及び異動時期を考慮しないことによる非効率はないか。

・組織的な管理手法（定期的な会議などによる関係職員の情報共有、所管課における目標の設定、問題案件の指定、研修の受講による知識の蓄積など）は行われているか。

・債権管理システムを導入している場合には、システムの有効活用により効率的な対応を実現しているか。

・債権回収業務を外部委託している場合、委託先に対する監督が適切に行われているか。

#### 【全庁的な債権回収促進に向けた取組】

・令和元年度の滞納債権整理回収室の解散以降、各所管課で業務が適切に引き継がれるような体制構築が行われているか。

・債権回収促進に向け、全庁的な取組方策の検討が適切に行われているか。

#### 【債権管理に必要な規程等の整備運用】

・債権管理に係る規程類、マニュアル等は整備されているか。

・法令等、規程類及びマニュアル等に沿った事務が行われているか。

#### 【収納率（※2）アップに向けての環境整備】

・収納方法の多様化推進、口座振替の励行、天引き可能な場合の当該仕組みの活用など、市民が自発的に納付しやすくなるような環境整備が行われているか。

・滞納予防策（誓約書や個人情報利用許諾書等の徴取、延滞金徴収の事前周知、連帯保証人の設定など、債権の滞納を予防する方策）が実行されているか。

### 債権の管理及び収納事務に関する個別の事務手続

#### 【債権管理台帳の充実】

・債権管理台帳等を整備し、債務者の現況を適切に把握した上で、記載内容の充実を図るとともに、適時に更新されているか。

・債権管理台帳等により、すべての履行期限の把握は適切に行われているか。

#### 【滞納整理】

・滞納発生時における督促等の対応を適切に行っているか。

- ・滞納発生初期段階での対応（電話等による早期の接触、納付相談への誘導など）は適切に行われているか。
- ・債権管理台帳等を活用し、個別の滞納事案について、納付勧奨に係る計画を策定し、進行管理を行っているか。
- ・滞納処分及び法的措置による強制執行は適時かつ適切に実行されているか。
- ・延滞金及び遅延損害金は条例等に従い徴収されているか。
- ・収納率向上策に関するPDCAサイクルは機能しているか。
- ・誓約書や分割納付（※3）計画書など支払を約する文書を適切に徴取・保管しているか。
- ・時効の管理は適切に行われているか。

#### 【債権管理の実効性の確保】

- ・個別の債権の状況を適切に把握し、債務者等に資力があり回収を進めるべき債権と、資力が見込めないため整理すべき債権に区分するなど、対応の重点化が行われているか。
- ・債務者への対応は、発生原因の別、常習非常習の別等に応じて、戦略的に行われているか。
- ・債務者等の資力から判断して支払が困難であることが判明した場合、債務免除、減免、徴収停止などの徴収緩和策が法令等に則って、かつ、実効性を考慮して適用されているか。
- ・他所管課との債務者に関する情報共有により、手続の重複を避けた効率的な債務者への対応が行われているか。

#### 【不納欠損及び債権放棄】

- ・不納欠損処理は適時かつ適切に行われているか。
- ・債権管理条例に基づく債権放棄は適時かつ適切に行われているか。

※1 部担当もあるが、本報告書においては便宜上所管課と表現する。以下同じ。

※2 「徴収率」と同義。本報告書では基本的に「収納率」と記載するが、市計画等の引用箇所については基本的に原文ママの記載とするため、「徴収率」等の用語を用いている箇所もある。以下同じ。

※3 「分納」と同義。本報告書においては便宜上「分割納付」と表現するが、市計画やマニュアル等の引用箇所については基本的に原文ママの記載とするため、「分納」等の用語を用いている箇所もある。以下同じ。

## （2）監査手続

「（1）監査の視点及び監査要点」に記載したそれぞれの事項を検証するために、実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権の基礎となる制度等に関する法令、条例、規則等の確認</li> <li>・債権の残高、回収額及び不納欠損額の経年推移分析</li> <li>・監査対象とした債権所管課への調査票による調査の実施</li> </ul> |
|--|

- ・監査対象とした債権所管課へのヒアリング（債権管理を担う組織体制、マニュアルの整備状況、システムの利用状況等の聴取）
- ・各債権の債務者リスト等から抽出した個別の債権について、関係資料の査閲（抽出するサンプル数については債権金額及び件数を勘案して決定している。サンプル対象については、債権の性質により、1件の滞納金額・滞納期間・分割納付誓約の有無等を考慮して抽出することとしている。）
- ・その他関係書類の閲覧・分析

## 7. 監査の実施者

包括外部監査人 公 認 会 計 士 岡 本 真 理 子

補 助 者 公 認 会 計 士 横 田 慎 一  
 公 認 会 計 士 鳥 生 紘 平  
 公 認 会 計 士 成 山 哲 平  
 公 認 会 計 士 湯 本 規 子  
 弁 護 士 福 島 由 梨

## 8. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした特定の事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 9. 指摘事項の記載方法

### (1) 「監査の結果」と「意見」

包括外部監査は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査をするものである（地方自治法第252条の37第1項）。包括外部監査を実施するにあたっては、これらの事務の執行や事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に、意を用いなければならないものとされている（地方自治法第252条の37第2項）。

そこで、地方自治法の規定並びに「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン及びQ&A」（公会計委員会研究報告第26号、日本公認会計士協会、令和2年2月20日）3-2-2に従い、結論部分の記載において「監査の結果」（本文の表記上は単に「結果」と「意見」と見出しを付け、次のように区分した。

監査の結果	「事務の執行」における合規性（適法性と正当性）の観点から是正・改善を求めるもの
意見	監査の「結果」には該当しないが、合規性や経済性、効率性、有効性の観点から見て、不合理な事項等を発見した場合に、市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

### (2) 表記の方法

「監査の結果」と「意見」を特に端的に表現している箇所に対して下線を引いた。また、結論部分の末尾には、（ ）で「結果」（監査の結果）若しくは「意見」と明示したうえで、通番を付し、事後的に措置状況を検証しやすいようにした。

## 第2 監査対象の概要

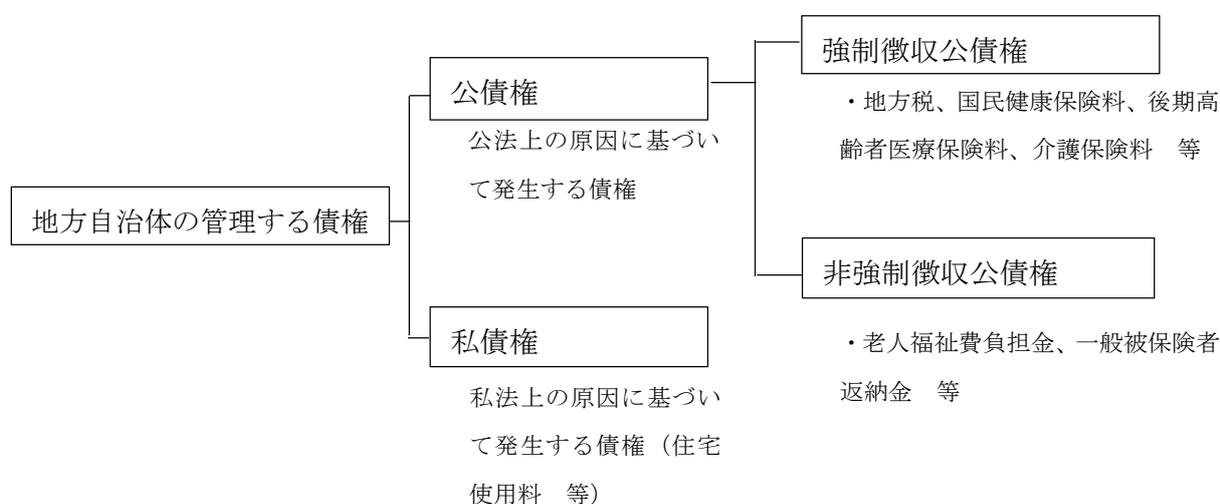
### 1. 地方公共団体における債権管理事務

#### (1) 地方公共団体における債権の定義及び区分

地方公共団体が財産として管理の対象としている債権は、金銭の給付を目的とする権利、即ち、金銭債権である（地方自治法第240条第1項）。

これには、公法上の原因に基づいて発生する債権である「公債権」と私法上の原因に基づいて発生する債権である「私債権」がある。公債権は①地方税の滞納処分の例により強制徴収できる「強制徴収公債権」と②滞納処分の例によることができない「非強制徴収公債権」に区分される。

【図表1 債権の区分】



#### (2) 地方公共団体における債権管理の概要

##### ① 調定と収入

地方公共団体は法令、条例、規則若しくは契約等に基づいて成立した歳入の根拠を調査・決定（すなわち「調定」）し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない（自治法第231条、地方税法第13条第1項）。

納入義務者によって当該年度中（出納整理期間がある場合、当該期間を含む）の納付が行われた場合、収入済額となるが、何らかの理由によって当該年度中に納入されなかったものを収入未済額として処理する。

##### ② 督促および催告

督促とは、納付義務者等が納期限までに地方公共団体の徴収金を納付しない（すなわち「滞納」）場合に、その納付義務者等に対し期限を指定し、その履行を請求する行為である。

公債権の場合、地方公共団体は、自治法第231条の3第1項（地方税法第329条第1項等）、私債権の場合は、地方自治法第240条第2項及び地方自治法施行令第171条に基づき、督促を行わなければならない。強制徴収公債権において督促は滞納処分を行う前提条件となる（地方

自治法第 231 条の 3 第 2 項)。また、各種債権につき、督促は消滅時効の更新の効力がある (自治法第 236 条第 4 項)。

### ③ 延滞金等

強制徴収公債権及び非強制徴収公債権については、「延滞金を徴収することができる」とされており (地方自治法第 231 条の 3 第 2 項)、個別の法令・条例等において延滞金徴収率を定める場合には、延滞金を徴収することとしている。私債権においては、契約による遅延損害金の徴収ができる (民法 419 条) が、「寝屋川市私債権の管理に関する条例」には延滞金等の詳細な定めはない。

### ④ 財産調査と滞納処分

#### ア 強制徴収公債権

強制徴収公債権については、債務者の納付能力を調査するために、債務者自身や勤務先、取引先等の債務者の関係先に対して調査を行ったり、市町村や税務署といった機関に対して資料の閲覧や提供を求めたりすることができる (地方税法第 298 条、第 20 条の 11、国税徴収法第 141 条等)。さらに、しかるべき場合には債務者の財産を差し押さえなければならない (地方税法第 331 条第 6 項、国税徴収法第 142 条)。

財産調査とは、債務者の納付能力についての判断材料の収集や、督促及び催告を行ってもなおお納付のない債務者に対して滞納処分又は強制執行を行うため、債務者の財産の有無や換価価値を調査することをいう (国税徴収法第 141 条及び第 142 条から 147 条)。

強制徴収公債権については、納期限までに納付されない場合、地方公共団体が自らの手で、差押から、換価、配当に至る一連の滞納処分の手続を行うことができる。

#### イ 非強制徴収公債権及び私債権

非強制徴収公債権及び私債権については、財産調査を行うための根拠法令がないため、任意の調査として行うこととなる。また、民事執行法に基づき、財産開示手続等を行うことも可能ではあるが、判決等の債務名義を有していることが必要になる。非強制徴収公債権及び私債権については、滞納となったにもかかわらず、債務者が納付交渉に応じなかったり、納付交渉の進展が見込めなかったりする場合には、裁判所の関与する強制執行手続によることとなる。

具体的には、地方自治法施行令第 171 条の 2 以下において、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、原則として、担保処分や強制執行、その他訴訟による履行請求手続を行わなければならないとされている。

### ⑤ 猶予 (徴収の猶予・換価の猶予)

#### ア 強制徴収公債権

強制徴収公債権の猶予制度としては、徴収の猶予 (納税者等がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受けた場合等一定の法定事由があると認められる場合に、納税者等からの申請に基づいて行う徴収緩和制度 (地方税法第 15 条))、換価の猶予 (債務者が市税の納

付について誠実な意思があると認められ、かつ、その財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき等、一定の法定事由があると認められる場合に、職権に基づいて行う徴収緩和制度（地方税法第 15 条の 5）が設けられている。

徴収の猶予期間、換価の猶予期間はいずれも 1 年としており（国税徴収法第 152 条第 3 項、第 4 項、地方税法第 15 条 2 項、地方税法第 15 条の 5 第 1 項ただし書）、やむを得ない場合においても 2 年を限度としている（地方税法第 15 条 4 項）。猶予制度の適用を前提とし、債務者からの申請により分割納付を実施している。

#### イ 非強制徴収公債権及び私債権

非強制徴収公債権及び私債権については、債務者が無資力またはこれに近い状況にある場合、地方自治法 240 条、地方自治法施行令 171 条の 6 に基づき履行期限の延長をすることができ、この場合当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることができる。

### ⑥ 停止処分

#### ア 強制徴収公債権（滞納処分の執行停止）

強制徴収公債権については、滞納処分の対象となる財産を有していない場合等、一定の法定事由があると認められる場合に、滞納処分の執行停止を行うことができる。また、執行停止期間中に資力が回復せず、執行停止が 3 年間継続したときには、その滞納債権についての納付義務が消滅する（地方税法第 15 条の 7、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）。

#### イ 非強制徴収公債権及び私債権

非強制徴収公債権及び私債権については、債務者の所在不明や債権金額が取立て費用に比べて小額等の状況に限り、地方自治法施行令第 171 条の 5 に基づく徴収停止を行うことができる。また、⑤の履行期限の延長を行った場合、当初の履行期限から 10 年を経過しても債務者が無資力またはこれに近い状況にある場合、債権等の免除ができる。（地方自治法施行令 171 条の 7）

### ⑦ 時効

民法の原則は 10 年、地方自治法及び商法上は 5 年であるが、個別法による例外がある。各債権の時効期間は下記のとおりである。

【図表 2 債権の種類と時効】

債権の種類	原則	例外
地方税	5 年（地方税法第 18 条第 1 項）	—
強制徴収公債権	5 年（地方自治法第 236 条第 1 項）	国民健康保険料 2 年 介護保険料 2 年
非強制徴収公債権	5 年（地方自治法第 236 条第 1 項）	—

私債権	権利を行使することができる時から10年（民法第166条第1項第2号） あるいは、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年（民法第166条第1項第1号）	判例により、 市営住宅使用料5年 （旧民法169条適用、ただし2017年の民法改正により削除） 水道料金2年 （旧民法第173条適用、ただし2017年の民法改正により削除）
判決等で確定した債権	確定判決及び裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効果を有するものによって確定した権利 10年（民法第169条第1項）	確定の時に弁済期の到来していない債権については、左は適用しない（民法第169条第2項）

#### ⑧ 不納欠損

強制徴収公債権は、時効の到来、若しくは法律又はこれに基づく政令又は条例の定めにより消滅した時（執行停止が3年間継続した時、執行停止かつ徴収できないことが明らかであるとき等）に不納欠損が可能である（地方税法第18条1項、地方自治法第236条2項、地方税法第15条の7第4項・5項）。

非強制徴収公債権は、時効の到来により不納欠損が可能である。（地方自治法236条2項）

私債権は、法令上、時効の到来に加えて債務者が時効を援用した場合（民法145条）、若しくは権利放棄の議決（地方自治法96条1項10号）を行なった場合に不納欠損が可能である。また、市では、債権管理の効率性を勘案した実務への配慮として、寝屋川市私債権の管理に関する条例第12条を設定し、消滅時効の完成及び市長権限による債権の放棄を認めて（寝屋川市私債権の管理に関する条例第12条）おり、この場合にも不納欠損が可能となる。

第12条 市長等は、市の私債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権（これに係る損害賠償金等に係る市の私債権を含む。）を放棄することができる。

(1) 当該債権について、消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権についてその責任を免れたとき、又は同法第216条若しくは第217条の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき（当該債権について保証人の保証があるときを除く。）。

(3) 第6条の規定により強制執行等の手続をとってもなお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(4) 第9条の規定により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった後3年を経過してもなお同条各号のいずれかに該当し、弁済することができる見込みが

ないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により市の私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(出所：寝屋川市私債権の管理に関する条例第 12 条)

## 2. 寝屋川市における債権管理の状況

### (1) 計画上の位置づけ

市では、平成 28 年度より「経営改革・都市格向上プラン」を策定し、行財政改革を推進するとともに、平成 31 年度（令和元年度）からの中核市移行を見据えた取組を推進してきた。

債権管理に関連する項目としては、施策体系「健全財政／あらゆる財源の確保と効率的な予算の執行」の項目 34「市税・保険料等の徴収率・収納率の向上」を設定し、負担の公平性を保つため、債務者に対し、電話及び文書による催告等 並びに適正な滞納処分を実施することにより、徴収（収納）率の向上を図る事業として、主要な債権の徴収率（市税・国民健康保険料・介護保険料・保育所保育料・市営住宅使用料・水道料金・下水道使用料）の目標設定を行ってきた。

【図表 3 経営改革・都市格向上プランにおける目標】

指標	令和元年度（目標）	令和元年度（実績）
市税徴収率(現年度+滞納繰越)	95.3%	97.0%
国民健康保険料収納率(現年度)	91.0%	89.7%
介護保険料収納率(現年度)	98.0%	98.7%
保育所保育料徴収率(現年度)	98.8%	98.1%
市営住宅使用料収納率(現年度)	95.0%	97.8%
水道料金収納率(現年度)	99.9%	99.3%
下水道使用料徴収率(現年度)	99.9%	99.5%

(出所：「経営改革・都市格向上プラン」)

令和元年度の目標設定は、3 債権（市税・介護保険料・市営住宅）について目標達成、その他 4 債権について未達成となっていた。

第五次後期総合計画（計画期間を平成 28 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までの 5 年間）では、大綱 8「将来を見据えた自治経営」施策 39「健全な財政運営を行う」の中で、「徴収率等の向上」を掲げ、負担の公平性及び安定的な財源の確保のため、適正な賦課・徴収を実施するとともに、市税の徴収率、国民健康保険料・介護保険料などの収納率の更なる向上に向けた取組を推進するとしている。施策指標としては、平成 32 年度（令和 2 年度）の市税徴収率を 95.0%としており、実績値は 96.5%と目標達成している。

【図表4 第五次総合計画における目標】

指標	平成32年度（令和2年度） （「めざそう値」）	平成32年度（令和2年度） （実績）
市税の徴収率	95.0%	96.5%

（出所：「第五次後期総合計画」、徴収・納付担当からの提出資料）

第六次総合計画（計画期間を令和3年度から令和9年度までの7年間）では、戦略プランの施策分類3「くらしの質を高める施策」の中で、19「次代につなぐ財政運営」のための施策として、徴収率（収納率）の更なる向上等を掲げ、施策指標（数値目標）を令和9年度の現年度分の市税徴収率を99.40%（大阪府内都市平均値程度）としている。

【図表5 第六次総合計画における目標】

指標	令和5年度（中間目標）	令和9年度（目標）	【参考】令和3年度 （実績）
現年度分の市税徴収率	99.20%	99.40%	99.0%

（出所：「第六次後期総合計画」、徴収・納付担当からの提出資料）

令和3年度の現年度分市税徴収率は97.3%と、令和5年度の中間目標数値に近い数値となっているが、徴収率が上昇するほどに目標達成のための施策の実施は難易度を増してくることが想定されるため、今後も引き続き徴収率を高めるためのさらなる努力が必要な状況にある。

債権管理に関連する施策指標（数値目標）以外の取組は以下のとおりである。

【図表6 債権管理に関連する施策指標（数値目標）以外の取組】

取組名	概要	担当課
収納管理業務	金融機関等での納付、口座振替やスマートフォン決済アプリなど、様々な方法で納付される市税等について、より迅速かつ適切な収納管理に努めます。	税務管理担当
徴収率の向上	税負担の公平性の確保と徴収率の向上を図るため、市税滞納者に対する督促や催告による納付督促を適正に実施するとともに、早期・少額時点での財産調査を実施します。	徴収・納付担当
納税環境の整備	納税義務者の利便性向上を図るため、スマートフォン決済アプリ等の納付方法の拡充など、新たな納付チャネルの調査・研究を進め、納税環境の整備を図ります。	徴収・納付担当
国民健康保険料収納率の向上	保険料負担の公平性の確保と収納率の向上を図るため、国民健康保険料滞納者に対する督促を適正に実施するとともに、早期・少額時点での催告による納付督促を実施します。	徴収・納付担当

後期高齢者医療保険料の収納業務	保険料負担の公平性の確保と収納率の向上を図るため、後期 高齢者医療保険料滞納者に対する督促を適正に実施するとともに、早期・少額時点での催告による納付督促を実施します。	徴収・納付担当
介護保険料の徴収	65歳以上の全ての市民（第1号被保険者）の介護保険料を決定するとともに、負担の公平性及び安定的な財源の確保のため、適正な賦課・徴収を実施します。	高齢介護室

（出所：「第六次後期総合計画」）

## （2）市の債権管理に関する取組

市では、増加する市税や国民健康保険料等の滞納に対応すべく、滞納整理対策基本方針並びに同推進計画に基づき、平成21年度より滞納債権整理回収室を設置した。

平成21年度当初に各課から滞納債権整理室に債権は公債権・私債権あわせて15種類966件、31億3,103万円の債権が移管され、徴収体制を一元化し、滞納債権の整理及びノウハウの確保に努めてきた。平成22年度には「寝屋川市債権管理マニュアル」（平成27年2月最終改訂）を作成し、市職員に向けて債権管理のための実務上の対応をマニュアルとして文書化した。

さらに、債権管理の精度を高めるなかで、私債権の管理に対する条例の必要性が議論され、平成24年度には「寝屋川市私債権の管理に関する条例」及び「寝屋川市私債権の管理に関する条例施行規則」を定め、市の私債権の管理に関する事務の処理について定めている。

【図表7 滞納債権整理回収室への移管債権一覧（平成21年度当初に移管したもの）】

債権名	移管数	滞納金額（円）	移管基準	担当課
市税（府民税を除く。）	616件	2,866,415,776	高額滞納（100万以上）	税務室
国民健康保険料	105件	61,000,000	国保脱退者かつ高額滞納（40万円以上）	保険事業室
児童福祉費負担金（保育料）	31件	23,995,370	退所者かつ高額滞納（50万円以上）	こども室
児童扶養手当返戻金	8件	5,215,140	全く納付なき者又は高額滞納（100万円以上）	こども室
下水道受益者負担金	1件	1,206,000	高額滞納（30万以上）	下水道室
下水道使用料	1件	81,009,096	高額滞納（50万以上）	下水道室
介護保険料	53件	10,556,000	高額滞納（10万以上）かつ所得段階が第6段階のもの	高齢介護室
老人福祉費負担金	2件	2,655,423	高額滞納（30万以上）	高齢介護室
ごみ処理手数料	47件	9,266,140	高額（10万以上）及び徴収困難	クリーン業務課
生活保護法第63条返戻金	21件	47,897,260	高額滞納（50万以上）	社会福祉課
生活つなぎ資金（貸付金戻入）	50件	6,530,000	徴収困難なもの	社会福祉課
奨学資金（貸付金戻入）	18件	1,638,000	全く納付なき者	教育総務課
住宅使用料	6件	6,021,400	高額滞納（10万以上）（※供託8件除く）	住宅整備課
水洗便所融資あっせんに伴う損失補償	1件	1,261,181	高額滞納（10万以上）	下水道室
水道料金	6件	6,362,140	高額滞納（50万以上）	業務課
幼稚園保育料			※件数が2件であるため移管せず	学務課
合計	966件	3,131,028,926		

〔合計〕15種類 966件 約31億3千1百万円

（出所：議会提出資料から抜粋）

滞納債権整理回収室設置時においては、「寝屋川市債権の滞納防止及び滞納整理回収推進会議」を設置し、回収室担当者と各債権所管課が定期的に連絡を取り合い、年度ごとの計画、方針の決定のほか、互いの取組事例の紹介をしていた他、各債権所管課にて「滞納債権縮減計画」を策定

し、1年間の振り返りと、翌年度の課題及び数値目標、滞納債権縮減のための計画を策定していた。

発足から10年程度経過し、債権未収額が一定程度減少したことをもち、滞納債権整理回収室は令和元年度末をもって解散し、それに伴い年度別の計画の報告、計画策定等も求められなくなった（一部の課（監査対象では「こどもを守る課」）では自主的な課内の取組として計画を策定している課はあり。）。その後も「寝屋川市債権の滞納防止及び滞納債権整理回収推進会議・幹事会合同会議」を年1回開催しているものの、コロナ禍のなか、令和3年度においては書面開催となっている。

【図表8 滞納債権整理回収室発足後の主な債権の収入未済額（千円）】

債権	平成20年度	平成29年度	減少率
市税	3,585,233	1,091,355	△69.6%
国民健康保険料	2,980,843	1,887,021	△36.7%
保育所保育料	122,221	43,541	△64.4%
児童扶養手当返納金	14,104	2,155	△84.7%
生活つなぎ資金貸付金返還金	31,435	13,232	△55.3%

(出所：市提供資料を監査人加工)

【図表9 滞納債権整理回収室設置時における「滞納債権縮減計画」の雛形】

平成 31 年度滞納債権縮減計画						
債権の名称				所属名		
				担当部長		
				担当課長		
				主担当		
<b>1 債権の概要など</b>						
債権概要 及び特徴						
発生原因 及び予防策						
分類		時効期間		時効の援用		
<b>2 調定額及び収入状況(決算内容)</b>						
年度	現・滞	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
H29	現年					
	滞繰					
	合計	0円	0円	0円	0円	#DIV/0!
H28	現年					
	滞繰					
	合計	0円	0円	0円	0円	#DIV/0!
H27	現年					
	滞繰					
	合計	0円	0円	0円	0円	#DIV/0!

※ 徴収率=収入額/調定額として計算

3 計画作成時の滞納額別件数及び金額				
滞納額の幅	年度別数値(基準日)		H29	
	H30 件数	滞納額合計	件数	滞納額合計
10万円未満				
10万円～ 30万円未満				
30万円～ 50万円未満				
50万円～ 100万円未満				
100万円～ 300万円未満				
300万円～ 500万円未満				
500万円～ 1000万円未満				
1000万円以上				
合計	0件	0円	0件	0円

※ 滞納額に応じて5～10段階に分類

#### 4 主要指標の目標・見込・実績

項目	H31目標	H30見込	H29実績	H28実績	H27実績
徴収率	現年				
	滞繰				
	合計				
滞納繰越比率(※1)					
滞納処分(※2)					
公売(※3)	動産	回数			
		延件数			
	不動産	回数			
		延件数			
支払督促・訴訟等(※4)					

※1 滞納繰越調定額/現年度調定額で算出。滞納整理の進捗率を示すもの。

※2 差押(動産差押は滞納者側に1件として計上)・参加差押(交付要求は含まず)

※3 ネット公売、庁内公売の合算。延件数=延出品数

※4 支払督促・訴訟・強制執行それぞれを各1件として計上

#### 5 平成30年度の取組みについての振り返り

分類	取組内容	新・継	成果及び実績(見込)	課題
予防・現年対策				
滞繰対策①				
滞繰対策②				

※ 「取組内容のどのような部分が成果に結びついたのか」「実践してみて、出てきた新たな課題」について、具体的に記入願います。

※ 数値化できるものについては、可能な限り数値化してください。

#### 6 「5 平成30年度の取組みについての振り返り」を踏まえた上での、平成31年度の取組み

No	取組内容	新規 継続	具体的な行動				目標 (何を目標としているか)
			対象者(誰に)	実施者(誰が)	時期・頻度(いつ)	内容(どのように)	
予防・現年対策							
滞繰対策①							
滞繰対策②							

※ 平成30年度の取組内容の振り返りを踏まえた上で、取組みを継続するか、別の取組みを行うのかを検討してください。

※ 目指すべき目標に対し、数値化できる指標はないか考えて記載してください。

(例) 納期内納付者を増やす → 指標: 督促伏見行枚数

(出所：市提供資料を監査人加工)

### 3. 寝屋川市の債権の状況

#### (1) 債権の状況

寝屋川市における令和3年度の一般会計及び特別会計（地方公営企業会計を除く）の収入未済額は【図表10】のとおりである。

【図表10 収入未済額】

<一般会計>

所属名称	債権名称	収入未済額（千円）
こども部こどもを守る課	雑入	1,011
こども部こどもを守る課	児童手当返納金	40
こども部こどもを守る課	児童扶養手当返納金	8,080
こども部保育課	保育所保育料	25,825
こども部保育課	幼稚園保育料	75
こども部保育課	保育所給食費	1,337
まちづくり推進部まちづくり推進課	市営住宅使用料	37,614
まちづくり推進部まちづくり推進課	弁償金	208
まちづくり推進部まちづくり推進課	市営住宅共益費	53
まちづくり推進部産業振興室	雑入	833
環境部環境事業課緑風園	し尿処理手数料	1,480
健康部新型コロナウイルス感染症対策室	雑入	8
財務部資産活用課	弁償金	285
市民サービス部（医療助成担当）	未熟児養育医療費負担金	2
市民サービス部（医療助成担当）	ひとり親医療助成費返納金	127
市民サービス部（医療助成担当）	子ども医療助成費返納金	7
市民サービス部（医療助成担当）	老人医療助成費返納金	7
市民サービス部（市税）	個人市民税	205,154
市民サービス部（市税）	法人市民税	7,362
市民サービス部（市税）	固定資産税	383,223
市民サービス部（市税）	都市計画税	100,819
市民サービス部（市税）	軽自動車税	16,971
市民サービス部（市税）	違約金及び延納利息	3,597
市民サービス部（市税）	滞納処分費	154
社会教育部青少年課	留守家庭児童会保育料（延長、土日含）	8,314
社会教育部文化スポーツ室	雑入	4
総務部総務課	雑入	2
福祉部高齢介護室	老人福祉費負担金	13,087

福祉部障害福祉課	介護給付費	32,002
福祉部福祉総務課	臨時福祉給付金返還金	591
福祉部保護課	住宅手当返還金	201
福祉部保護課	寝屋川生活つなぎ資金	4,822
福祉部保護課	特別定額給付金給付金返還金	2,368
福祉部保護課	生活保護法返還金	612,309
福祉部保護課	雑入	5,039
	合計	1,473,012

<特別会計>

介護保険特別会計

所属名称	債権名称	収入未済額（千円）
福祉部高齢介護室	介護保険料	158,093
福祉部高齢介護室	介護給付費返還金	32,313
福祉部高齢介護室	加算金	495

後期高齢者医療特別会計

所属名称	債権名称	収入未済額（千円）
市民サービス部（徴収・納付担当）	後期高齢者医療保険料	34,359
市民サービス部（徴収・納付担当）	督促手数料	-2

※督促手数料がマイナスである理由は、督促状作成後に、入れ違いで納付書払いをした債務者について、いったん調定した督促手数料をマイナス調定したことによるもの。

国民健康保険特別会計

所属名称	債権名称	収入未済額（千円）
市民サービス部（徴収・納付担当）	国民健康保険料	1,434,958
市民サービス部（国民健康保険担当）	一般被保険者返納金	25,097

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

所属名称	債権名称	収入未済額（千円）
こども部こどもを守る課	違約金及び延納利息	436
こども部こどもを守る課	母子父子寡婦福祉資金貸付金 元金収入	17,315
こども部こどもを守る課	母子父子寡婦福祉資金貸付金 利息収入	39

（出所：市作成資料を監査人加工）

## (2) 監査の対象とした債権

本年度の包括外部監査においては、【図表 10】に記載した債権金額の9割以上を対象とすることを想定し、原則として、令和3年度における収入未済額（未収金残高）が3百万円以上の債権を監査の対象とした。なお、当該抽出項目に一定の吟味を加えて加除し、対象を選定している。

加除において考慮した事項は以下のとおりである。

- ・「国庫補助金」「府補助金」については債務者が国及び大阪府であり、翌年度以降の収入がほぼ確実とみられる項目であるため除外する。
- ・都市基盤整備部高架事業課の「受託事業収入」は大阪府からの受託事業であり、「府補助金」と同様の性質の項目であるため除外する。
- ・高齢介護室の「加算金」は3百万円未満であるが、監査サンプル検証の都合上まとめて検証すべきであると判断したため対象に含める。
- ・福祉部保護課の「雑入」は内容を確認したところ3百万円未満の債権の集合体であったため、除外する。

監査の対象とした債権の令和3年度における調定額、収入済額、還付未済額、不納欠損額及び収入未済額の状況は、【図表 11】のとおりである。

【図表 11 監査対象債権】

### <一般会計>

所属名称	債権名称	収入未済額（千円）
こども部こどもを守る課	児童扶養手当返納金	8,080
こども部保育課	保育所保育料	25,825
まちづくり推進部まちづくり推進課	市営住宅使用料	37,614
市民サービス部（市税）	固定資産税	383,223
市民サービス部（市税）	都市計画税	100,819
市民サービス部（市税）	個人市民税	205,154
市民サービス部（市税）	法人市民税	7,362
市民サービス部（市税）	違約金及び延納利息	3,597
市民サービス部（市税）	軽自動車税	16,971
	市税合計	717,126
社会教育部青少年課	留守家庭児童会保育料 （延長、土日含）	8,314
福祉部高齢介護室	老人福祉費負担金	13,087
福祉部障害福祉課	介護給付費	32,002
福祉部保護課	寝屋川生活つなぎ資金	4,822
福祉部保護課	生活保護法返還金	612,309

< 特別会計 >

介護保険特別会計

所属名称	債権名称	収入未済額（千円）
福祉部高齢介護室	介護保険料	158,093
福祉部高齢介護室	介護給付費返還金	32,313
福祉部高齢介護室	加算金	495

後期高齢者医療特別会計

所属名称	債権名称	収入未済額（千円）
市民サービス部 （徴収・納付担当）	後期高齢者医療保険料	34,359

国民健康保険特別会計

所属名称	債権名称	収入未済額（千円）
市民サービス部（徴収・納付担当）	国民健康保険料	1,434,958
市民サービス部（国民健康保険担当）	一般被保険者返納金	25,097

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

所属名称	債権名称	収入未済額（千円）
子ども部子どもを守る課	母子父子寡婦福祉資金貸付金	17,315

※上記「収入未済額（千円）」は、「第4 監査の結果及び意見（各論）」に記載する収入未済額から還付未済額を調整した数値と一致する。

## 第3 監査の結果及び意見（総論）

### 1. 監査の結果及び意見の一覧

本年度の包括外部監査における監査の結果は 13 件、意見は 72 件であった。

第3 監査の結果及び意見（総論）に記載したもの 総括意見 8 件

第4 監査の結果及び意見（各論）に記載したもの 監査の結果 13 件、意見 64 件

### 2. 監査の結果及び意見の総括

#### （1）債権管理体制の整備に関する事項

所管課別に債権管理担当の人数を把握したところ、次ページの【図表 12】のとおりとなった。

図表によれば、所管課や債権により、管理業務を行う職員数に隔たりがあることが推察される。

特に、債権の件数が数件から数十件と少量の債権などを中心として、管理職員数（延べ人数）が1名未満など、債権管理・回収に関する業務が少数の職員に任せきりになってしまっていることも想定される。債権管理業務は市の歳入の多寡にかかわる重要な業務であり、仮に1件あたりの金額が小さい場合でも件数や年数が積み重なれば金額的な重要性が増すこともあるため、まずはそれぞれの所管課において担当する債権管理業務の内容や特性、想定される債権管理・回収の方法を再度確認し、少なくとも複数の職員が債権管理に関与し、債権管理・回収の方針や対応方法について適時に相談しながら業務を遂行できるような体制を構築されたい。

（総括意見1）

#### ※ 【図表 12】の作成方法について

- ・職員数には正職員の他、会計年度任用職員・任期付短時間に任用職員等の職員も含む。
- ・上記は監査対象債権について要約しているが、一部小額の付随する債権については監査対象外であっても記載していることがある。
- ・「債権管理に係る職員数」については、各所管課に在籍する職員数のうち、債権管理業務に関与している年間業務割合をアンケート調査し、これを集計したものである。（例：所管課における債権管理業務関与職員が2名（A・B）であり、職員Aが50%、職員Bが100%の場合、1.5人として算出。）ただし、業務分担表等から業務担当割合を算出するのが困難な場合、仮定において簡便的な対応を行っている。（例：A氏の担当業務が5つあり、そのうちの1つが債権管理業務である場合・・・簡便的に $1 \div 5 = 20\%$ ）
- ・「債権管理に係る職員数」については、原則小数点以下第一位未満の桁がある場合、最終桁まで表示することとしている。

【図表 12 令和3年度 各所管課の債権額・件数及び債権管理に係る人員数】

所属名称	市民サービス部（一般被保険者返納金（国民健康保険担当）を除き徴収・納付担当）								
会計名称	国民健康保険特別会計 ※1		後期高齢者医療特別会計 ※1		一般会計				
項名称	国民健康保険料	一般被保険者返納金	後期高齢者医療保険料		軽自動車税	固定資産税	市民税	都市計画税	合計
収入未済額（千円）	1,434,958	25,097	34,359		16,971	383,223	212,516	100,819	713,529
件数（件）【A】	4,879世帯	1,030	613						7,199
債権管理に係る職員数（人）【B】	15.3	0.06	2.6						13.9
【A】÷【B】	318.9	17,166.7	235.8						517.9

所属名称	福祉部高齢介護室			福祉部障害福祉課	福祉部保護課 ※2		
会計名称	一般会計	介護保険特別会計 ※1		一般会計	一般会計		
項名称	老人福祉負担金	介護保険料	介護保険料返納金（返還金+加算金）	介護給付費返還金	生活保護費返還金	寝屋川市生活つなぎ資金	合計
収入未済額（千円）	13,087	158,093	32,808	32,002	612,309	4,822	617,131
件数（件）【A】	14	2,213	3	4	1,705	74	1,779
債権管理に係る職員数（人）【B】	0.14	0.5	0.26	1.0	1.0		
【A】÷【B】	100.0	4,426.0	11.5	4.0	1,779.0		

所属名称	こども部こどもを守る課		こども部保育課	まちづくり推進部まちづくり推進課	社会教育部青少年課
会計名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計		一般会計	一般会計	一般会計
項名称	貸付金元利収入	児童扶養手当返納金	保育所使用料（保育所給食費含）	住宅使用料	留守家庭児童会保育料（延長、土日含）
収入未済額（千円）	17,315	8,080	27,162	37,614	8,314
件数（件）【A】	49	14	520	55	572
債権管理に係る職員数（人）【B】	0.2	0.2	1.0	0.43	1.0
【A】÷【B】	245.0	70.0	520.0	127.9	572.0

※1 訪問催告に関しては委託（（公社）寝屋川市シルバー人材センター）しているため、上表の職員数には含まれていない。

※2 令和4年度以降、債権管理に係る人員数を増員（対策チームを立ち上げて対策を実施）している。

（出所：市作成資料を一部監査人が加工）

また各所管課にヒアリングしたところ、債権管理を主たる業務にしている所管課（市民サービス部 徴収・納付担当）と債権管理業務以外の業務を主たる業務としている所管課（その他の課）があり、徴収・納付担当に比べてその他の課は人数配置が少なく、特に滞納整理に関する知識や過去の実績が少ないことが推察された。

過去に滞納債権の回収業務を集約して実施していた滞納債権整理回収室が令和元年で解散した後、同室で使用していた紙資料等を通じて滞納債権整理回収室からの引継ぎが実施されているものの、他の所管課に対する定期的な研修等は実施されず、債権所管課が滞納整理の手段に悩んだときにも、他の債権所管課に気軽に相談できる体制は構築されている状況ではなかった。

市内に債権管理や滞納整理に関する知識を蓄積するため、市民サービス部 徴収・納付担当に相談できる仕組みや、徴収・納付担当が他課に対して定期的に研修を行うなどして、債権管理のための組織体制構築を行うことが有用と考えられる。

また、差押や訴訟等の法的手続を含めた検討については専門性が要求されることから、各所管課での知識・経験不足により所管課単独での解決が困難とみられるような状況がみられた。必要に応じて市総務課に在籍する弁護士や、その他外部専門家等の意見を取り入れることができるような体制の構築についても検討されたい。（総括意見2）

（関連する指摘事項）

	所管課	表題	概要	本報告書
①	福祉部 高齢介護室	弁護士を利用する等債権の回収可能性を高める方策について（意見）	債権の特性として、保護対象者の財産相続人への請求を直接円滑に行うことが困難となると想定されるため、市職員だけでなく、弁護士等の外部専門家を利用する等、債権の回収可能性を高める方策について検討されたい。	70 頁
②	福祉部 高齢介護室	必要に応じた弁護士の利用について（意見）	債権額が一定の金額を超える場合等、適宜弁護士等の専門家を利用して事業者への責任追及及び債権の回収に努めることが望まれる。	88 頁
③	福祉部 保護課	長期に渡る職員の職務怠慢により発生した市への損害に対する責任追及について（意見）	一時的ではなく長期に渡る職務怠慢が多額の返還金の発生の一因となっており、悪質性も高いと考えられることから、今後同様の案件が発生した際には、市内外の弁護士等専門家利用により、職員の職務怠慢に対するより明確な責任追及を行い、厳格な処分を検討できるような体制を構築されたい。	116 頁
④	福祉部 保護課	悪質な不正受給者等への責任追及について（意	不正受給金額が一定以上の金額のものや悪質性の高い事例については、通知（厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成 26 年 4 月 1 日 社援	117 頁

		見)	保発第 0401 第 1 号) ) に則り、債権回収業務に精通した弁護士等も利用して積極的に告訴等を含めた厳正な対応をとることが望ましい。	
⑤	福祉部 保護課	生活保護受給中の財産の差押について (意見)	差押等の法的措置に関する知識経験を有する他部署への問い合わせや、債権回収業務に精通した弁護士など、市内外の専門家への相談により、各保有口座の財産の差押の可否を検討の上、返還金の回収業務を行うことが望まれる。	119 頁

## (2) 債権管理部署の進捗管理と目標設定に関する事項

令和元年度の滞納債権整理回収室解散後、各所管課が滞納債権整理回収室から債権の引継ぎを受けたが、複数の課では、その後引継債権について継続的な納付交渉が行われていないケースがあった。また、中核市移行後に市に移管した債権を管理する課(こどもを守る課(母子家庭等貸付金))では、移管されてきた個別債権の詳細な現況を把握、管理できていない状況とのことであった。各所管課の債権管理担当は、納付交渉や督促等を行い、上席は最低でも年1回以上、定期的に進捗管理を実施し、問題点について報告を受け、今後の進め方について指導することが望ましい。(総括意見3)

### (関連する指摘事項)

	所管課	表題	概要	本報告書
①	市民サービス部 徴収納付担当(市税)	滞納債権整理回収室からの引継債権について (意見)	滞納債権整理回収室解散(令和元年度)後納付交渉が全く行われていない債権が発見された。 滞納債権整理回収室解散後、徴収・納付担当が引継いだ債権についても、他の債権と同様に納付交渉が行われているか確認し、適切にフォローアップを行うことを検討されたい。	61 頁
②	福祉部 高齢介護室	財産調査等の対象選定方針について (意見)	高齢介護室では、①過去に滞納債権整理回収室に移管されたことがある債権②過去に分割納付誓約を誠実に履行している債権 について、財産調査の対象外とする方針である。 滞納債権整理回収室は令和元年度に解散しており、3年間が経過した現在においては、過去の財産調査の結果が残っていた場合でも現在の滞納処分に使用できるとは考えにくい。また「分割納付を誠実に履行した」とは何回の不履行までを認めるのかについて明らかにされていない点で一律の対応が困難である。課の財産調査対象の選定	81 頁

			方針を具体的かつ実効性あるものに見直すことが望まれる。 また、積極的に納付する意思が見られない債務者については、個別に財産調査及び差押を検討することが望まれる。	
③	こども部 こどもを守る課	府より移管された債権の、債権管理の方向性について（意見）	府からの移行後3年間経過した現在でも、課として大阪府から移管されてきた個別債権の詳細な現況を把握、管理できていない状況である。 府からの移管以降の所管課の状況に鑑みると、府と同水準の債権管理が継続できなかったことは十分理解できるものの、早急に府との協議や債務者との面談等により詳細な現況を把握したうえで、必要に応じて各債権の法的手続や徴収停止も含めた債権管理の方向性を整理することが望ましい。	134 頁
④	こども部 保育課	計画的な分割納付について（意見）	市は、滞納債権整理回収室解散（令和元年度）以後、債務者から滞納額の一括納付が難しいとの申出を受けた場合でも、債務者に計画的な分割納付誓約を行わせるのではなく、電話督促等の時点で納付可能な分を納付させる一時入金という形で債権の回収を図っている。 債務者から滞納額の一括納付が難しいとの申出を受けた場合、債務者の返済能力に応じて、完納までの道筋をつけた分割納付誓約書を作成し、債務総額について納付誓約を行うとともに、将来にわたって計画的な分割納付を採用することを検討されたい。	138 頁

また、滞納債権整理回収室設置時においては、債権別に滞納債権縮減計画は策定され、年1回の会議で進捗状況を確認していた（図表9参照）。しかし、令和元年度同室解散以降において、市の総合計画以外に各所管課による計画を策定していない課もあり（ただし大阪府後期高齢者広域連合が制度を運営する後期高齢者保険料では計画、目標徴収率の設定あり）、目標徴収率等も設定されていない。PDCAサイクルを適切に機能させるためには、翌年度以降の目標設定を行うことが有用と考えられる。（総括意見3続き）

### （3）マニュアル策定及び定期的な見直しに関する事項

市全体の債権管理マニュアルとしては、「寝屋川市債権管理マニュアル」（平成22年6月作成、平成27年2月最終改定）が整備されているが、当マニュアルは関連する法令や条例の条

文を中心に記載されているものであり、各所管課別の実務を担当者が理解し、各所管課の方針に基づき業務を実施するためのマニュアルの整備については各課に委ねられている。

債権管理に関するマニュアルの整備状況を市に確認したところ、以下のような状況であった。

・寝屋川市債権管理マニュアルは平成 27 年以降 7 年以上更新が行われておらず、またマニュアル所管課であった滞納債権整理回収室は令和元年度に解散している。寝屋川市債権管理マニュアルを唯一のマニュアルとして採用している課もあることから、必要に応じて今後更新を行う必要がある。更新する場合は担当所管課を定めて必要な更新を行う必要がある。

・また、寝屋川市債権管理マニュアルは債権全体に使用するため汎用的に整理されたものであることから、寝屋川市債権管理マニュアルを唯一のマニュアルとして採用している課については、例えば新任担当者への教育や引継ぎを行う際に、現状のマニュアルによる説明で担当者が業務内容を十分に理解できているのかどうかについて今一度確認し、マニュアルに不足がないことを確認されたい。

・また、各所管課において、担当者が業務を行う上で必要なマニュアルが整備されていることを確認し、適時改訂、不足があれば追加策定する必要がある。また、独自のマニュアルを設定する場合は、必要に応じて適時改訂を行う必要がある。

(関連する指摘事項)

	所管課	表題	概要	本報告書
①	社会教育部 青少年課	マニュアルの更新について（意見）	所管課の現体制においては、経験年数の浅い職員が一定数いることから、令和 4 年 4 月からの債権管理システムの変更等も踏まえて、適切にマニュアルを更新することを検討されたい。	149 頁

【図表 13 債権管理マニュアルの整備状況】

債権名	市民サービス部				社会教育部青少年課	こども部こどもを守る課		こども部保育課	
	徴収・納付担当			国民健康保険担当		留守家庭児童会保育料	児童扶養手当返納金		貸付金元利収入
	国民健康保険料	後期保険料	市税	一般被保険者返納金					
1. 寝屋川市債権管理マニュアル（平成27年4月最終更新）を業務に使用しているか	×	×	×	○	×	×	○	×	
2-1. その他独自マニュアルを使用しているか	○	○	○	×	○	○	○	○	
2-2. 使用している場合、そのマニュアル名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険料に係る滞納整理の方針</li> <li>・国民健康保険料に係る滞納処分に関する基準</li> <li>・再来庁通知の取り扱いについて</li> <li>・国民健康保険窓口対応マニュアル</li> </ul>		後期高齢者医療保険料収納対策のヒント（大阪府後期高齢者医療広域連合）	滞納整理実務マニュアル	—	例月、通年業務引継ぎ資料	児童扶養手当返納金徴収マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝屋川市債権管理マニュアル</li> <li>・大阪府母子父子寡婦福祉資金マニュアル</li> </ul>	保育料滞納整理実施要領
2-3. 使用している場合、マニュアルの最終更新年度	令和4年6月	令和4年4月	令和3年11月	—	令和2年11月	平成30年3月	令和4年4月	平成30年4月	

債権名	福祉部保護課		まちづくり推進部まちづくり推進課	福祉部高齢介護室			福祉部障害福祉課
	生活つなぎ資金貸付金	生活保護法返還金	市営住宅使用料	老人福祉費負担金	第1号被保険者保険料	介護保険料返還金	介護給付費返還金
1. 寝屋川市債権管理マニュアル（平成27年4月最終更新）を業務に使用しているか	×	×	○	○	○	○	○
2-1. その他独自マニュアルを使用しているか	○	○	×	○	×	×	×
2-2. 使用している場合、そのマニュアル名	寝屋川市生活つなぎ資金貸付マニュアル	返還金債権事務マニュアル	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝屋川市老人福祉法の規定に基づく措置費徴収規則</li> <li>・やむを得ない事由による措置 老人福祉費負担金について</li> </ul>	—	—	—
2-3. 使用している場合、マニュアルの最終更新年度	令和元年8月	令和2年6月	—	令和4年3月	—	—	—

（出所：市へのアンケート調査結果より監査人作成）

また、「寝屋川市債権管理マニュアル」に記載されている債権管理台帳記載必要事項が、債権管理台帳に網羅的に記載されるような様式になっていない例があった。必要な事項は債権台帳に記載されるよう、体制を整備されたい。

(1) 債権管理台帳による管理

台帳の管理は、債権を適正に管理し、効率的な事務処理を行うために必要である。様式等については、取扱う債権に応じて作成するものであるが、台帳には、以下の項目を記載する必要がある。

〈債務者の内容〉

「債務者の氏名・住所」「自宅及び携帯電話番号」「職業」「債務者の資産又は業務の状況に関する事項」

〈債権の内容〉

「債権の種類」「債権額」「債権の発生事由」「債権の発生年度」

〈利率・延滞金その他〉

「利率その他利息に関する事項」「延滞金に関する事項」「物的及び人的担保に関する事項」

(出所：寝屋川市債権管理マニュアル)

(関連する指摘事項)

	所管課	表題	概要	本報告書
①	福祉部 高齢介護室	介護保険システムへの納付交渉状況の網羅的な入力について(意見)	サンプルを確認したところ、特定年度の訪問催告の状況について「訪問催告リスト」には記載されているものの、介護保険システムに入力されていない状況であった。 交渉履歴が時系列に沿って一元管理されていなければ上席による進捗管理や滞納整理にあたっての今後の方針も立てられないため問題である。債務者との納付交渉状況等については適時に介護保険システムへの入力を漏れなく行う必要がある。	82 頁
②	まちづくり推進部 まちづくり推進課	納付交渉の記録について(結果)	サンプルを確認したところ、債務者と接触を行っているとのことであるにも関わらず、納付交渉記録が適時に記録・更新されていない事例が発見された。 「寝屋川市債権管理マニュアル」では、納付交渉や訪問催告の日時、場所、対応者名等は詳細に記載しておくよう定められている。また、電話催告等の交渉履歴については、適切に記録をとらなければ、担当者間の引継ぎや	142 頁

			間の引継ぎや対外的な説明の際に、現状を正しく伝達することができず、債務者とのトラブル等、債権回収に無用な弊害を招くおそれがある。さらに、交渉履歴がなければ上席による進捗管理や滞納整理にあたっての今後の方針も立てられないため問題である。したがって、納付交渉を行った場合は、適切に記録をとるべきである。	
③	社会教育部 青少年課	納付交渉の記録について(結果)	サンプルを確認したところ、令和4年3月以前において、電話催告等交渉の経緯を適切に記録していなかった。 「寝屋川市債権管理マニュアル」では、納付交渉や訪問催告の日時、場所、対応者名等は詳細に記載しておくよう定められている。また、電話催告等の交渉履歴については、適切に記録をとらなければ、担当者間の引継ぎや対外的な説明の際に、現状を正しく伝達することができず、債務者とのトラブル等、債権回収に無用な弊害を招くおそれがある。さらに、交渉履歴がなければ上席による進捗管理や滞納整理にあたっての今後の方針も立てられないため問題である。したがって、納付交渉の経緯について、適切に記録をとるべきである。	147 頁

法令等環境の変化や実務の状況をかんがみ、適時にマニュアルを見直し、必要に応じて改訂対応することが望ましい。(総括意見4)

#### (4) 滞納整理手続の適切な実施に関する事項

強制徴収公債権では、法令に基づき滞納処分を行う必要があるが、十分な納付交渉及び滞納処分を十分には実施していないとみられる債権があった。

(関連する指摘事項)

	所管課	表題	概要	本報告書
①	市民サービス部	財産調査と財産調査後の差押について(結果)	後期保険料債権は強制徴収公債権であり、財産調査及び滞納処分を行わなければならない(地方自治法第231条の3第3項、高齢者の医療の確保に	49 頁

	収・納付担当（後期高齢者保険料）		<p>関する法律第 138 条）が、市は、平成 30 年から令和元年に一斉に財産調査を実施したのみで、その後令和 4 年現在に至るまで、後期保険料債権に対し、財産調査及び差押等の滞納処分を適切に実施していなかった。</p> <p>財産調査及び差押等の滞納処分は法令で求める事項であり、またこれらを実施することにより、市が滞納処分に積極的な姿勢を未納者に対して提示することになることから徴収率アップにも貢献することが考えられ、早急に適切な滞納処分を実施する必要がある。</p>	
②	市民サービス部 国民健康保険担当（一般被保険者返納金）	納付交渉の方法について（意見）	高額滞納案件については市職員が直接手続の説明や納付交渉を実施する等、金額基準を用いて納付交渉を行うことについても検討されたい。	67 頁
③	福祉部 保護課	返還金滞納時の財産調査の必要性について（意見）	<p>保護課では、生活保護受給者が債務者であることが多く、ため生活保護受給者の財産は差押ができないことが通常である、債権の回収を目的とした財産調査、及び差押は基本的に行われていない。</p> <p>しかし、少なくとも一定の金額以上の強制徴収公債権や、個別に財産保有可能性の高いと判断される不正受給者については財産調査を積極的に行い、早期の債権回収に努めることが望まれる。</p>	117 頁
④	こども部 保育課	債権の滞納処分状況等に関する進捗管理と必要な情報を一元化した一覧表の作成について（意見）	<p>まずは所管課全体で適時に把握することが出来るように、債権の状況についての各種ステータスを一覧表の形式で管理することが望ましい。</p> <p>一覧表を作成することで、債務者に関する情報の整理を行った後、所管課としての方針や優先度を定めて適時に必要な滞納整理手続を実施されたい。</p>	138 頁

非強制徴収公債権や私債権でも、督促以降の納付交渉や実態調査（電話催告、現地調査）を実施していない債権があった。

## (関連する指摘事項)

	所管課	表題	概要	本報告書
①	こども部 こどもを守る課	納付交渉の結果実施する法的手続について（意見）	<p>サンプル閲覧の結果、滞納残高が高額だが1年以上支払の無い債権や3年以上にわたり支払の無い債権について、電話相談や面談のための訪問などの取組を行っていない債権が発見された。</p> <p>滞納されている債権については、毎月の督促・催告状の送付のみでなく、課内で内規やマニュアル等で基準を定めた上で定期的な電話連絡や訪問等による支払請求や分割納付交渉を実施することが望ましい。</p> <p>今後電話連絡や訪問等による支払請求や分割納付交渉を実施した上でも納付されない状況が続くのであれば、訴訟等といった法的手続の実施を検討されたい。</p>	127 頁
②	こども部 こどもを守る課	滞納債権の納付交渉について（意見）	<p>市は、滞納債権の多くについて、返済予定表に従い、毎月の納付書の送付を行っているのみであり、督促状の送付やその他の返済交渉がなされていない。</p> <p>債権毎月の納付書の送付のみでなく、督促・催告状の送付、内規・マニュアル等で基準を定めた上で定期的な電話連絡や訪問等による支払請求や分割納付交渉、債務承認による時効の延長といった債権管理手続を実施することが望ましい。</p>	134 頁
③	まちづくり推進部 まちづくり推進課	財産調査実施への債務者からの許可について（意見）	<p>住宅使用料は私債権であるため、財産調査を実施する場合は債務者の同意を得て、任意の調査として行うこととなる。現在の納付誓約書等の様式を変更し、財産調査を行うことに同意する旨の記述を盛り込むとともに、悪質な滞納者については、これを根拠として財産調査の実施を可能とするよう検討されたい。</p>	144 頁

その他の課においても、納付交渉や滞納処分の経緯が記録されていない債権が見受けられたが、納付交渉に関する履歴が記録されていなければ、上席による進捗管理や滞納整理にあ

つての今後の方針の立案が適切に行われぬおそれがある。債務者との納付交渉状況等については適時にかつ網羅的に記載するように留意されたい。(総括意見5)

また、差押や訴訟等の法的手続については専門性が要求されることから、また効率的な債権回収のため、委託費用と回収が見込まれる金額を比較し、弁護士等の専門家への委託等について検討することも考えられる。必要に応じて弁護士等の専門家の意見を取り入れることができるような体制の構築についても検討されたい。

#### (5) 延滞金の徴収に関する事項

延滞金もしくは遅延損害金について、条例上「徴収できる」規定（地方自治法第 231 条の 3 第 2 項、民法 419 条）であることを理由に、徴収している課（市民サービス部 徴収納付担当、介護保険料（高齢介護室））と徴収していない課がある（その他の課）。

法令に基づき誤った措置ではないが、租税の公平の趣旨等にかんがみ、例えば少なくとも不正受給等の債権であれば、徴収について検討することが適切と考えられる。(総括意見6)

#### (関連する指摘事項)

	所管課	表題	概要	本報告書
①	福祉部 障害福祉課	延滞金の設定について（意見）	介護給付費債権が不正の行為により受けた給付の返還金であることに鑑みると、公平性の観点から時の経過に応じた時間価値分として延滞金の支払を求めることが、寝屋川市補助金等交付規則の考え方とも整合すると考えられる。 したがって、本債権については事務負担の増加についても考慮したうえで、延滞金の設定について検討されたい。	96 頁
②	福祉部 保護課	返済期日に返済されなかった生活つなぎ資金に対する利息の設定について（意見）	制度を悪用した返済期日の過度な延長を防止する趣旨からすれば、返済期日までに返済されなかった生活つなぎ資金については通常の貸付金と同様に利息を設定することを契約書に明示の上、利息も回収することを検討されたい。	103 頁

#### (6) 財産調査結果等の情報共有に関する事項

強制徴収公債権は、債務者の納付能力を調査するために、債務者等に対する調査（財産調査）を実施して、財産を差押さえる必要がある（地方税法第 298 条、第 20 条の 11、国税徴収法第 141 条等。地方税法第 331 条第 6 項、国税徴収法第 142 条）。各所管課にヒアリングしたところ、所管課によって、財産を照会する対象金融機関の数や範囲が異なっており、財産調

査の網羅性や租税の公平性の点で問題があると考えられる。

近年はインターネット専業銀行（いわゆる「ネット銀行」。以下ネット銀行と記載する）等支店を持たない金融機関も増加していることから、各課において預貯金調査対象銀行が十分であるかどうかについて確認するとともに、必要に応じて所管課間での問い合わせ等状況の情報共有を適切に行うことにより、適切な財産調査の実施に努めることが望ましい。（総括意見7）

（ヒアリング実施時点における財産調査の対象）

所管課	対象金融機関（監査実施時点）
市民サービス部 徴収・納付担当（国民健康保険）	・寝屋川市指定金融機関及び収納代理金融機関 27 行 必要に応じ、その他金融機関及び生命保険会社に照会
市民サービス部 徴収・納付担当（後期保険料）	—（令和2年度以降実施していない）
市民サービス部 徴収・納付担当（市税）	・メガバンク・地方銀行・信用金庫・信用組合・信託銀行等 93 行 ・ネット銀行 9 行（新生銀行、東京スター銀行、セブン銀行、楽天銀行、ソニー銀行、ジャパンネット銀行、au 自分銀行、住信 SBI ネット銀行、イオン銀行） ・農業協同組合 16 件 ・生命保険会 58 社 計 176 行
福祉部 高齢介護室	・ <u>預貯金調査手数料が発生しない 9 行</u> （みずほ銀行、ゆうちょ銀行、りそな銀行、関西みらい銀行、京都銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、北大阪信用金庫、枚方信用金庫）
福祉部 保護課	・ <u>寝屋川市内に支店が所在する金融機関 16 行</u> （ゆうちょ銀行、枚方信用金庫、中国銀行、大阪シティ信用金庫、池田泉州銀行、徳島大正銀行、三菱UFJ銀行、京都信用金庫、大阪信用金庫、京都銀行、りそな銀行、大阪厚生信用金庫、三井住友銀行、関西みらい銀行、北おおさか信用金庫、みずほ銀行）
子ども部 保育課	・メガバンク・地方銀行・信用金庫・信用組合・信託銀行・農業協同組合等 40 行 ・生命保険会社 32 社 計 72 行

（出所：各所管課への確認（記載している金融機関名順序は所管課からの提出資料に記載されていた順））

(関連する指摘事項)

	所管課	表題	概要	本報告書
①	市民サービス部 徴収・納付担当(国民健康保険料)	預貯金調査の対象について(意見)	ネット銀行を含め、銀行口座の保有が一定程度多い銀行を預貯金調査の対象に追加するなどの見直しを検討されたい。	43 頁
②	福祉部 高齢介護室	預貯金調査の対象について(意見)	ネット銀行を含め、銀行口座の保有が一定程度多い銀行を預貯金調査の対象に追加するなどの見直しを検討されたい。また、強制徴収公債権を管轄する他部署の財産調査状況について照会を行い、預貯金等の状況を把握することも有用と考えられる。	80 頁
③	福祉部 保護課	預貯金調査の対象について(意見)	ネット銀行を含め、銀行口座の保有が一定程度多い銀行を預貯金調査の対象に追加するなどの見直しを検討されたい。また、強制徴収公債権を管轄する他部署の財産調査状況について照会を行い、預貯金等の状況を把握することも有用と考えられる。	121 頁

(7) 不納欠損処理の適切な実施に関する事項

公債権では、以下の法令に基づき不納欠損処理を行う必要がある。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・強制徴収公債権：時効の到来、もしくは法律又はこれに基づく政令又は条例の定めにより消滅した時(執行停止が3年間継続した時、執行停止かつ徴収できないことが明らかであるとき等(地方税法第18条第1項、地方自治法第236条第2項、地方税法第15条の7第4項・5項))。</li><li>・非強制徴収公債権：時効の到来(地方自治法236条第2項)</li></ul> |
|---|

しかし、要件を満たしているにも関わらず、過去不納欠損を適切に実施していなかったとみられる債権が発見された。現在判明しているものについては適切に処理するとともに、再発防止策を策定されたい。(総括意見8)

(関連する指摘事項)

	所管課	表題	概要	本報告書
①	市民サービス部 徴収・納付担当(後期高齢者保険料)	不納欠損処理について(結果)	時効が到来済にも関わらず、不納欠損が実施されていない案件が複数発見された。 債権管理システムの手引等を用いて担当者にシステム操作方法や注意点を共有することで、担当者別のシステム操作方法を統一し、今後同様のミスの発生を防ぐ必要がある。また、過去の処理漏れについては速やかに不納欠損処理を行う必要がある。	50 頁
②	福祉部 高齢介護室	不納欠損処理について(結果)	令和3年度をもって消滅時効が完成しているため、令和3年度において不納欠損処理する必要があったが、令和4年度に不納欠損処理している債権があった。 債権の消滅時効が完成次第適時に不納欠損処理する必要がある。	88 頁

## 第4 監査の結果及び意見（各論）

### 1. 市民サービス部

市は、効率的な組織構築を目指し、令和2年4月の機構改革により市民サービス部を設置している。市民サービス部は市民窓口に関連する業務を横断的に実施しており、徴収・納付担当は、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等に関する徴収や債権管理を一元的に実施している。また、一般被保険者返納金の徴収や債権管理は国民健康保険担当が実施している。

#### （1）国民健康保険料

##### （債権の概要）

債権名	国民健康保険料
所管課	市民サービス部 徴収・納付担当
法令	国民健康保険法、地方自治法、地方税法がその例とする国税徴収法
条例	寝屋川市国民健康保険条例
規則・要綱・マニュアル	国民健康保険料に係る滞納処分の方針 国民健康保険料に係る滞納処分に関する基準 再来庁通知の取り扱いについて 国民健康保険窓口対応マニュアル
債権の種類	強制徴収公債権
時効（根拠法）	2年（国民健康保険法第110条第1項）
制度の概要	国民健康保険法第3条及び第4条第3項に基づき、国民健康保険制度は、他の医療保険制度に加入されていない全ての住民の方を対象とした医療保険制度である。 市町村が保険者となる市町村国保と業種ごとに組織される国民健康保険組合から構成されている。
債権の特徴	国民健康保険法第76条に基づき、保険料を徴収している。国民健康保険料は世帯主が無収入であっても賦課されることから、滞納となり、徴収困難な場合がある。
減免・軽減制度について	国民健康保険料は被保険者が無収入、無年金であっても賦課されることから、滞納となり、徴収困難な場合がある。そのため、国民健康保険法第77条「保険料の減免等」、寝屋川市国民健康保険条例第30条「保険料の減免」及び寝屋川市国民健康保険条例施行規則第14条「保険料の減免」に基づいて以下の減免制度がある。  ア 新型コロナウイルス減免（国） 1 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病になった世帯

	<p>2 主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）のいずれかの減少が見込まれる場合で、次の全ての要件に該当するとき。</p> <p>（1）事業収入等のいずれの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>（2）主たる生計維持者の合計所得金額が1,000万円以下であること。</p> <p>（3）事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <p>イ 大阪府減免</p> <p>1 災害</p> <p>2 失業、廃業等により所得が著しく減少したとき</p> <p>3 拘禁</p> <p>4 被扶養者</p> <p>ウ 市独自減免</p> <p>1 失業、廃業等により所得が減少したとき</p> <p>2 生活困窮</p> <p>3 ひとり親、障害者</p> <p>4 3か月以上の入院</p> <p>5 被爆者</p> <p>6 行方不明</p> <p>7 被扶養者</p> <p>8 上記以外の特別な理由（災害、生活保護受給）</p>
徴収管理システム	滞納管理システム
債権管理業務の流れ	<p>（1）賦課決定及び納入の通知</p> <p>市民サービス部国民健康保険担当において賦課決定をし、納入通知を発送する。</p> <p>（2）収納</p> <p>納付があれば、納付書のバーコード読み取り（OCR）により、滞納管理システムに納付情報が入力される。滞納管理システムに取り込んだ収納データを会計室が作成した入金データと照合する。</p> <p>（3）督促及び催告</p> <p>地方税法第329条ほかに基づき、納期限後20日以内に督促状を発送する。督促は、滞納処分的前提要件となる債権回収上重要な手続である。また催告は、債務者の自主納付を促すことで効率的な債権回収を行うことができる手続である。</p> <p>（4）滞納事務</p>

	<p>電話や来庁による納付相談、納付交渉を行う。納付相談では、債務の履行を促すことに加え、履行遅滞の原因、納付意思の有無、収入状況及び財産状況等を確認する。</p> <p>納付相談の過程で分割納付の申出がある場合、債務者の生活状況や資産状況等进行分析し、実行可能な分割納付計画書の提出を求める。滞納処分の際し、債務者の財産調査（地方自治法第231条の3第3項、高齢者の医療の確保に関する法律第113条）を行い、財産差押（地方自治法第231条の3第3項等）や換価を実施する。</p> <p>生活困窮等真にやむを得ない事由がある場合は、執行停止等の検討を行う。</p> <p>納付交渉の記録は、全て滞納管理システムの「納付交渉履歴」記事として記録する。また、執行停止から3年経過した場合、及び消滅時効が成立したときには不納欠損を実施する。</p>
--	---

財務データ等（単位：千円）				
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年度分				
調定額（A）		4,573,174	4,398,095	4,675,675
収入済額（B）		4,100,708	4,003,323	4,268,674
（うち還付未済額）（C）		10,478	4,011	4,769
不納欠損額（D）		-	-	-
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C）－（D）		482,944	398,783	411,770
収納率（（B）－（C））÷（A）		89.4%	90.9%	91.2%
過年度分				
調定額（A）		1,697,509	1,643,509	1,552,564
収入済額（B）		239,981	212,988	188,065
（うち還付未済額）（C）		3,143	3,447	136
不納欠損額（D）		273,908	265,651	336,543
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C）－（D）		1,186,764	1,168,317	1,028,092
収納率（（B）－（C））÷（A）		14.0%	12.7%	12.1%
合計				
調定額（A）		6,270,684	6,041,604	6,228,240
収入済額（B）		4,340,689	4,216,311	4,456,739
（うち還付未済額）（C）		13,621	7,459	4,904
不納欠損額（D）		273,908	265,651	336,543

収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	1,669,707	1,567,100	1,439,862
収納率 ((B) - (C)) ÷ (A)	69.0%	69.7%	71.5%

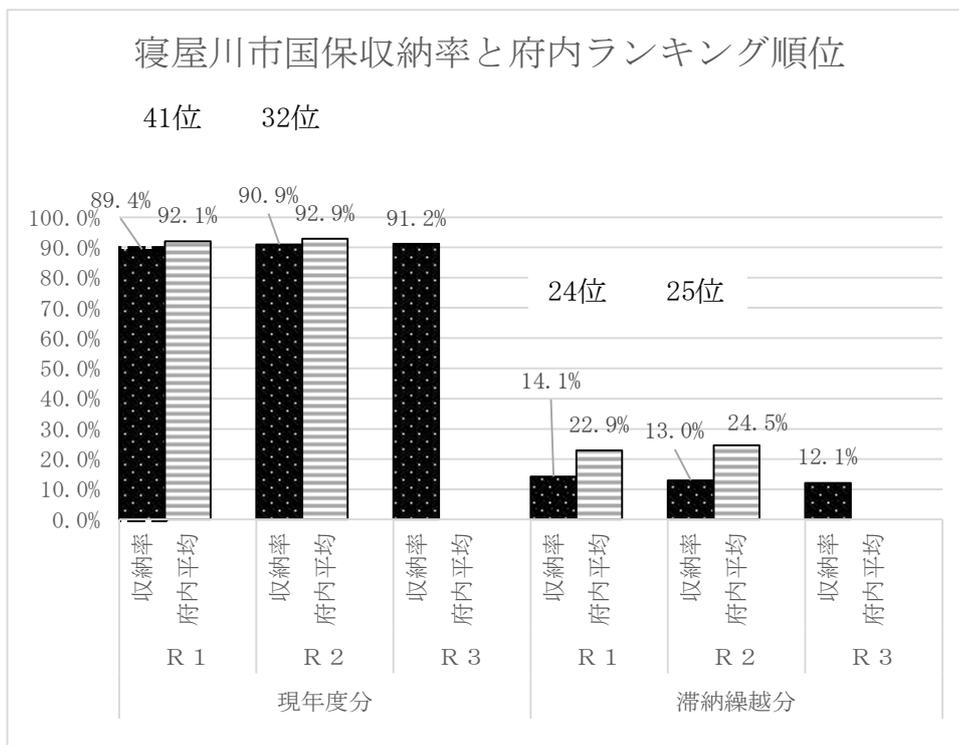
※違約金及び延納利息は調定額＝収入未済額であり、上表には含めていない。

(概要の補足)

1. 国民健康保険料の収納率

令和3年度における寝屋川市国民健康保険料の収納率は、現年度分で91.2%、滞納繰越分で12.1%である。令和元年度、2年度の現年度分・滞納繰越分ともに府内平均を下回る水準にあるものの、現年度収納率は令和元年度から令和3年度にむけて増加しており、これに伴い大阪府内の収納率ランキングも令和元年度から令和2年度にかけて上昇している。(令和3年度における府内平均及び収納率ランキング順位は監査報告時点において判明していないため、【図表14】において空欄としている)

【図表14 国民健康保険料の収納率と府内ランキング順位】



(出所：市提供資料を監査人加工)

(監査の結果及び意見)

1. 執行停止手続について (意見)

滞納整理は、保険料負担の公平性の観点から、債務者ごとに強弱をつけて滞納整理を行うべきではないという考えもあるが、一方では、国民健康保険の広域化のもとにおいては現年度賦課保険料の収入率を向上させることが市の財政上も有利となる。

そこで市は、原則としては過年度賦課分も含めて債権回収に向けて滞納整理を行うものの、①滞納処分可能財産がない場合、②債務者が生活保護受給者であったり、住民税が非課税であったりする場合、又は③債務者が居所不明である場合（以下、「執行停止の3要件」という。）において、滞納整理の執行停止を行うことがある。

しかし、公平性の観点からは、執行停止の判断を行政側から積極的に行うことは難しく、上記要件を満たすものの、執行停止を行えていない債権も多く見られる。

過年度賦課分の執行停止を進めることによって、債務者側としては滞納総額が減少し、現年度賦課分の保険料を納めやすくなる効果が見込まれる。執行停止とする判断に伴う職員の負担を軽減しつつ、また、現年度賦課分の収入率を向上させる観点からは、執行停止の3要件をより具体化し、過年度賦課分の執行停止を行う目安をとりまとめるなどし、過年度賦課分の執行停止を進めることを引き続き検討されたい。（意見1）

## 2. 相続人調査について（意見）

滞納整理の状況について個別事案をサンプルで確認したところ、債務者Aが死亡し、その上、Aの相続人であるBが死亡したケースにおいて、相続の事実関係について市の調査が十分に行えていないケースが見られた。

債務者Aが死亡した際には、「相続放棄・限定承認を行った旨のBからの説明」及び「市が大坂家庭裁判所へ相続放棄・限定承認の申述の有無を照会する旨」が市の滞納整理記録（交渉経過記事）に記載されていた。しかし、その後、Bが死亡し、相続関係が複雑化したこともあり、包括外部監査ヒアリング時点において、市は相続の事実関係を確認できていなかった。

ますます進む人口高齢化の状況において、本件のように相続人がなくなり、相続関係が複雑化するケースは今後も発生すると考えられるため、このようなケースにおいても相続の事実関係を調査する仕組みやノウハウの蓄積について検討されたい。（意見2）

## 3. 預貯金調査の対象について（意見）

現在、市において預貯金調査を行う金融機関のリストを確認したところ、住信SBIネット銀行や楽天銀行、PayPay銀行、GMOあおぞらネット銀行など一部のネット銀行が掲載されていなかった。

この点、担当者に質問したところ、調査の過程で当該リストにない銀行口座の保有が疑われる場合には、その銀行口座についても調査対象とするとのことであった。しかし、この調査方法では、銀行口座の保有が疑われる場合に限り調査が行われることとなるため、財産調査の網羅性、ひいては公平性に疑義が生じる。また、預貯金調査は、滞納整理の基礎的事項でもあり、滞納整理の執行停止の要件となる「滞納処分可能財産がない場合」を証明する基礎ともなる。

そのため、ネット銀行を含め、銀行口座の保有が一定程度多い銀行を預貯金調査の対象に追加するなどの見直しを検討されたい。（意見3）

## 4. 居所不明者の職権消除のための手続について（意見）

保険料納付の催告等の郵便物が宛先不明で返送される場合や訪問による保険料納付の催促な

どにおいて、国民健康保険料の滞納整理の過程で居所不明であることが判明するケースがある。

この点、国民健康保険料の滞納整理事務過程において居所不明者であることが判明したとしても、当該居所不明者の住民票が職権消除されるまでは保険料が賦課され、滞納整理事務を要するとともに保険料の収納率低下にも繋がる。しかし、居所不明者に係る住民票の職権消除は、市民サービス部戸籍・住基担当が行う事務であり、市民サービス部徴収・納付担当の権限の範囲外となっている。

そのため、国民健康保険料の滞納整理事務過程において居所不明者であることが判明した場合には、市民サービス部戸籍・住基担当へ削除依頼しているが、当該居所不明者に係る住民票の職権消除をより進めるような体制を検討されたい。(意見4)

## (2) 後期高齢者医療保険料

### (債権の概要)

債権名	後期高齢者医療保険料
所管課	市民サービス部 徴収・納付担当
法令	高齢者の医療の確保に関する法律、地方自治法、地方税法
条例	高齢者の医療の確保に関する法律 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 寝屋川市後期高齢者医療に関する条例
規則・要綱・マニュアル	大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則、後期高齢者医療保険料収納対策のヒント（大阪府後期高齢者医療広域連合）
債権の種類	強制徴収公債権
時効（根拠法）	2年（高齢者の医療の確保に関する法律 第160条第1項）
制度の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第50条に基づき、75歳になった者は、それまでに加入していた医療保険の種別に関わらず、後期高齢者医療の被保険者となる（65歳から74歳の方で一定の障害があると認められた者を含む）。</p> <p>後期高齢者医療制度の運営は、大阪府内の全ての市町村が加入する「大阪府後期高齢者医療広域連合」（以下「広域連合」）が行い、保険料の徴収は高齢者の医療の確保に関する法律第104条に基づき、市町村が行う。</p>
債権の特徴	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第104条に基づき、保険料を徴収している。後期高齢者医療保険料は被保険者が無収入、無年金であっても賦課されることから、滞納となり、徴収困難な場合がある。</p>
減免・軽減制度について	<p>(1) 災害による減免 (2) 収入減少による減免 (3) 拘禁による減免 (4) 新型コロナウイルス感染症の影響による減免</p> <p>（高齢者の医療の確保に関する法律第111条、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条、新型コロナウイルス感染症の影響に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則）</p>
徴収管理システム	後期高齢者システム
債権管理業務の流れ	<p>(1) 賦課決定及び納入の通知 広域連合において賦課決定をし、納入通知を発送する。</p> <p>(2) 収納 納付があれば、納付書のバーコード読み取り（OCR）により、後期高齢者システムに納付情報が入力される。後期高齢者システムに取り込んだ収納データを会計室が作成した入金データと照合する。</p> <p>(3) 督促及び催告</p>

	<p>地方税法第 329 条他に基づき、納期限後 20 日以内に督促状を発送する。督促は、滞納処分の前提要件となる債権回収上重要な手続である。また催告は、債務者の自主納付を促すことで効率的な債権回収を行うことができる手続である。</p> <p>(4) 滞納事務</p> <p>電話や来庁による納付相談、納付交渉を行う。納付相談では、債務の履行を促すことに加え、履行遅滞の原因、納付意思の有無、収入状況及び財産状況等を確認する。</p> <p>納付相談の過程で分割納付の申出がある場合、債務者の生活状況や資産状況等を分析し、実行可能な分割納付誓約書の提出を求める。滞納処分の際し、債務者の財産調査（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項、高齢者の医療の確保に関する法律第 113 条）を行い、財産差押（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項、高齢者の医療の確保に関する法律第 44 条第 4 項及び国税徴収法第 47 条）や換価を実施する。</p> <p>生活困窮等真にやむを得ない事由がある場合は、執行停止等の検討を行う。</p> <p>納付交渉の記録は、すべて後期高齢者システムの「納付交渉履歴」記事として記録する。また、執行停止から 3 年経過した場合、及び消滅時効が成立したときには不納欠損を実施する。</p>
--	--

財務データ等（単位：千円）				
区分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
現年度分				
調定額 (A)		2,653,957	2,868,167	2,901,746
収入済額 (B)		2,638,238	2,853,780	2,887,407
(うち還付未済額) (C)		3,591	4,592	5,211
不納欠損額 (D)		-	-	-
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)		19,310	18,979	19,550
収納率 ((B) - (C)) ÷ (A)		99.3%	99.3%	99.3%
滞納繰越分				
調定額 (A)		42,284	41,418	39,580
収入済額 (B)		13,363	12,913	11,865
(うち還付未済額) (C)		52	171	28
不納欠損額 (D)		6,536	7,919	7,694
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)		22,437	20,757	20,049

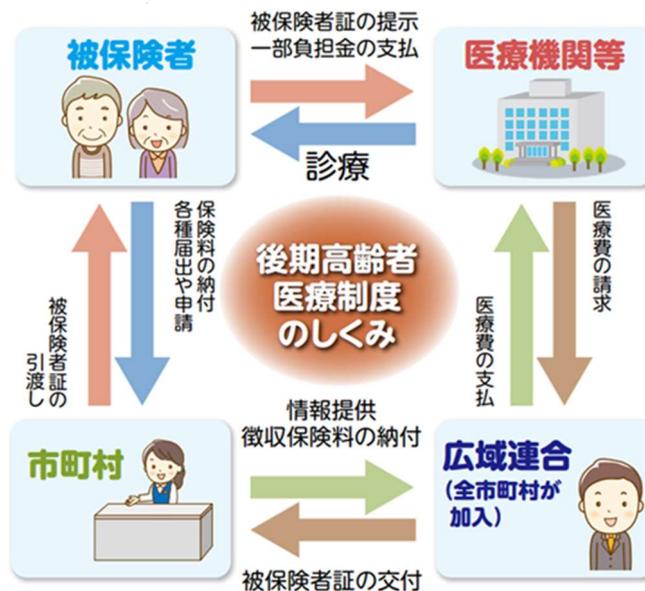
	収納率 ( (B) - (C) ) ÷ (A)	31.5%	30.8%	29.9%
合計				
	調定額 (A)	2,696,241	2,909,585	2,941,325
	収入済額 (B)	2,651,600	2,866,692	2,899,272
	(うち還付未済額) (C)	3,643	4,763	5,239
	不納欠損額 (D)	6,536	7,919	7,694
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	41,748	39,737	39,598
	収納率 ( (B) - (C) ) ÷ (A)	98.3%	98.5%	98.4%

(概要の補足)

### 1. 後期高齢者医療制度の仕組みと目標収納率の設定

「制度の概要」にあるとおり、広域連合構成団体である市町村が保険料の徴収を行い、市町村が徴収した保険料は全額広域連合に納めることとなっている。広域連合が府全体の現年度分目標収納率を決定、各市町村に通知しており、収納率に未達の場合でもペナルティ等の措置はないものの、市町村に対し翌年度以降に向けた取組計画策定等の対応を求めている。

【図表 15 後期高齢者医療制度のしくみ】

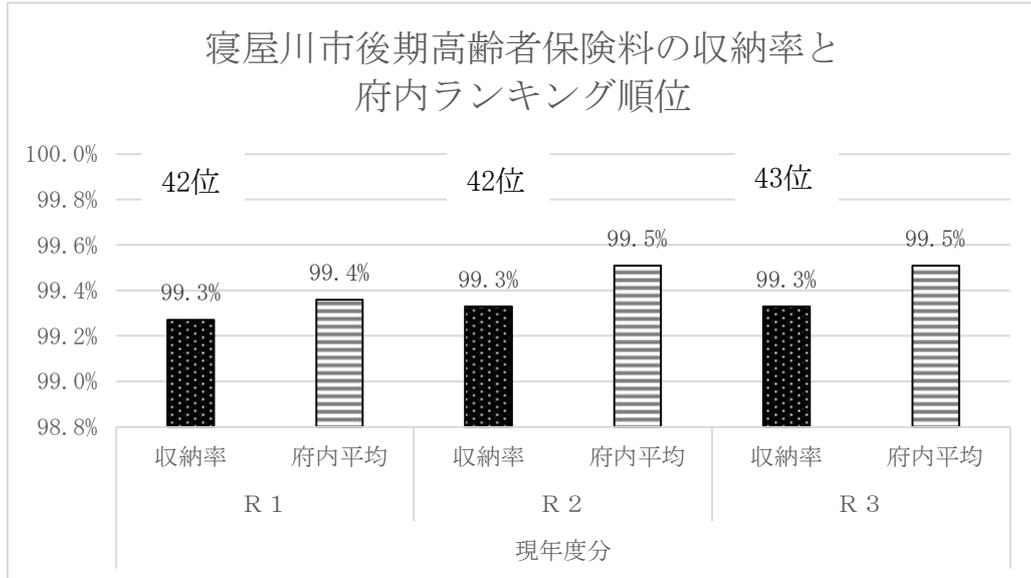


(出所：大阪府後期高齢者医療広域連合HP「後期高齢者医療制度のしおり」)

### 2. 後期高齢者保険料の収納率

令和3年度における寝屋川市後期高齢者保険料の収納率は、現年度分で99.3%であり、わずかに大阪府内43市町村内の平均を下回る水準である。なお、広域連合が定めた令和3年度の目標収納率(特別徴収を含めた全体収納率)である99.48%には未達のため、広域連合に対し「後期高齢者保険料収納率向上に向けた改善計画書」を提出している。

【図表 16 後期高齢者保険料の徴収率と府内ランキング順位】



※府からの報告資料に過年度分は含まれていないため、現年度分のみ

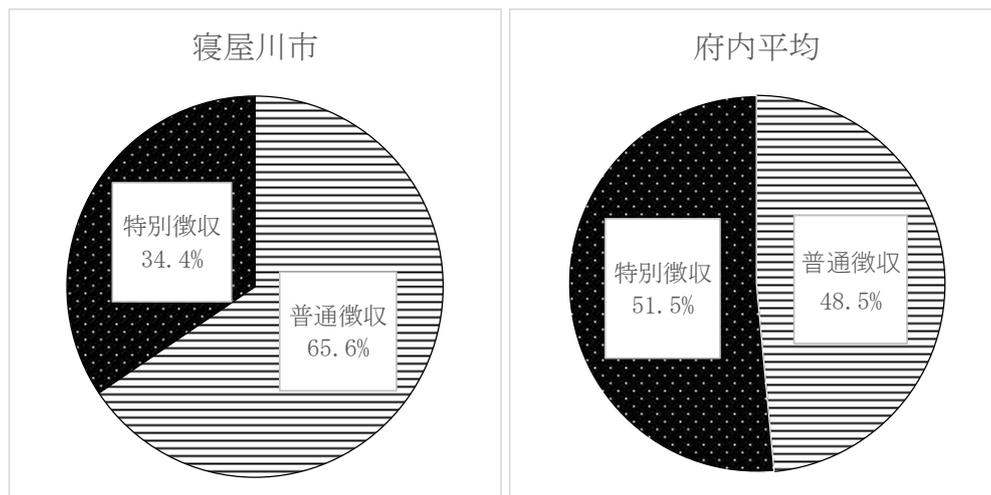
(出所：市提供資料を監査人加工)

### 3. 納付方法

後期高齢者医療保険料徴収の方法としては、特別徴収（老齢等年金給付から天引きにより保険料を徴収する方法）及び普通徴収（納入の通知により口座振替もしくは納付書による納付の方法で保険料を徴収する方法）が定められている（高齢者の医療の確保に関する法律第 107 条）。

府内市町村の特別徴収率平均は 51.5% に対し、寝屋川市の特別徴収率は 34.4% と低い水準にある。

【図表 17 令和 3 年度における普通徴収と特別徴収の割合】



※普通徴収の残高不足による引き落とし不可部分の影響を除くため、特別徴収は収納額、普通徴収は調定額の金額を用いて割合を算出している。

(出所：市提供資料を監査人加工)

(監査の結果及び意見)

1. 分割納付誓約書への延滞金に関する文言について (意見)

被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合において、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金額を加算して納付しなければならない。(寝屋川市後期高齢者医療に関する条例第6条)

延滞金は完納時に金額が初めて確定することから、分割納付誓約時にその金額は判明しないものの、分割納付誓約時において誓約した金額以外に延滞金についても納付する必要があるため、「延滞金については、本税完納後に別途請求させていただきます」等の文言を誓約書に記載することが望ましい。(意見5)

【図表 18 市税分割納付誓約書 (参考)】

**債務承認及び分割納付誓約書 (副本)**      申請年月日 令和    年    月    日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様      誓約者      住所

氏名(署名)      電話番号

納税義務者      住所

氏名

勤務先

下記のとおり債務(納付すべき義務)があることを承認し、納付計画に基づき確実に納付することを誓約します。ただし、正当な理由なくこれを履行しない、又は処分可能な財産が判明した場合、直ちに滞納処分手続きが開始されることを承知いたしました。

■延滞金については、本税完納後に別途請求させていただきます。

債務承認及び分割を受けようとする税額											納付計画		納付方法			
確定年度	課税年度	種目	通知書番号	期別	納期限	税(料)額 円	督促手数料 円	延滞金 円	計 円	回	納付期日	金額	納付書			
合計														200000		

※繰上納付は随意とします。

(出所：市提供資料を監査人加工)

2. 財産調査と調査後の差押について (結果)

債権管理台帳より無作為にサンプルを抽出し、抽出した未納案件について納付交渉履歴を確認したところ、財産調査を実施し、差押可能性のある財産の存在を把握していながら、差押を行っていない案件が発見された。

No	未納金額	財産調査を実施した月	財産調査の結果 発見された金額
1	1,348,800 円	H30 年 4 月	2,479,699 円

後期保険料債権は強制徴収公債権であり、財産調査及び滞納処分を行わなければならない(地方自治法第231条の3第3項、高齢者の医療の確保に関する法律第138条)が、市は、平成30

年から令和元年に一斉に財産調査を実施したのみで、その後令和4年現在に至るまで、後期保険料債権に対し、財産調査及び差押等の滞納処分を適切に実施していなかった。(結果1) (参考：各年度の差押件数(所管課ヒアリングにより把握) 平成30年度：8件、令和元年度：0件、令和2年度：2件、令和3年度：0件)

財産調査及び差押等の滞納処分は法令で求める事項であり、またこれらを実施することにより、市が滞納処分に積極的な姿勢を未納者に対して提示することになることから徴収率アップにも貢献することが考えられ、早急に適切な滞納処分を実施する必要がある。(結果1 続き) またその場合は、既に滞納処分等を実施する市税や国民健康保険料の事例を十分確認のうえ、適切に基準を設けて効率的に実施すべきである。

### 3. 収納率改善のための納付方法について (意見)

広域連合に提出する「後期高齢者医療保険料収納率向上に向けた改善計画書」(令和3年度分)によると、収納対策の取組における課題点(未収となった原因・特徴等)の1つには、「納入通知書を発送するも、それに気づかずに納付を忘れているケース」「国民健康保険加入時は特別徴収や口座振替の方が、引き続き、自動的に保険料が引き落としになると勘違いされているケース」といった記載がある。実際に、(概要の補足) 3. に記載したように、府内市町村の特別徴収率平均は51.5%に対し、寝屋川市の特別徴収率は34.4%と低い水準であり、特別徴収や口座振替への移行を進められれば、納付忘れによる未納の防止に貢献する。

同「改善計画書」における「収納対策の具体的取組」や「収納率向上に向けた新たな取組」欄には、特別徴収率を上げるための取組は特段記載されていないが、例えば国民健康保険料から切り替わった者等の対象者に対し、納付書払である旨の案内分を作成し、早期に気づいてもらえるような工夫をしたり、口座振替登録者で滞納がある者への特別徴収への移行を重点的に奨励したりするような施策を実施することが望ましい。(意見6)

なお、「介護、国保、後期高齢における保険料(税)の特別徴収について」にあるように、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超える場合は、後期高齢者医療保険料は特別徴収の対象とできないことから、その点留意が必要である。

### 4. 不納欠損処理について (結果)

債権管理台帳より無作為にサンプルを抽出し、抽出した未納案件について納付交渉履歴を確認したところ、時効が到来済にも関わらず、不納欠損が実施されていない案件が複数発見された。(結果2)

No	未納金額	「欠損停止」処理された金額
2	783,274 円	108,300 円
3	775,446 円	658,476 円
5	523,983 円	513,983 円

市に理由を確認したところ、平成 31 年ごろに分割納付誓約を実施した案件について、債権管理システム上の「処分」欄のステータスを「欠損停止」に変更しており、このステータスが現在に至るまで維持されている（時効到来時にも解除されなかった）結果、当該債権は時効到来後も不納欠損処理の対象として抽出されず、不納欠損対象から漏れてしまったとのことであった。

現在は分割納付誓約実施時においても「欠損停止」ステータスを使用しておらず、当時の担当者も異動により、なぜ当該「欠損停止」処理が実施されたのかは不明であるが、債権管理システムの手引やマニュアル等はないため、担当者が「欠損停止」処理を行うと不納欠損処理対象から漏れることを認識しておらず、誤って処理してしまったものと思われる。

債権管理システムの手引等を用いて担当者にシステム操作方法や注意点を共有することで、担当者別のシステム操作方法を統一し、今後同様のミスの発生を防ぐ必要がある。また、過去の処理漏れについては速やかに不納欠損処理を行う必要がある。（結果 2 続き）

### (3) 市税

寝屋川市市税は以下の税目より構成されている。税目により根拠条文や、減免要件等の内容は異なるものの、市はすべての税目を単一のシステムで管理し、債権管理はすべて徴収・納付担当が実施している。

【図表 19 市税の税目一覧】

市税	普通税（注1）	市民税（個人、法人）
		固定資産税
		軽自動車税
		市たばこ税
		特別土地保有税
	目的税（注2）	入湯税
		都市計画税

（注1） 用途が特定されておらず、どのような事業等の費用にも充てることができる税

（注2） 用途が特定されている税

（出所：寝屋川市市税条例第3条各号より監査人作成）

（債権の概要）

債権名	市税
所管課	市民サービス部 徴収・納付担当
法令	地方税法、国税徴収法
条例	寝屋川市税条例
規則・要綱・マニュアル	寝屋川市税条例施行規則、滞納整理実務マニュアル
債権の種類	強制徴収公債権
時効（根拠法）	5年（地方税法第18条及び第18条の2）
個人市民税	
制度の概要	<p>賦課期日である当該年度の初日の属する年の1月1日現在において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対し、均等割額又は均等割額と所得割額の合算額を賦課するもの（地方税法第294条、第318条及び市税条例第14条）。</p> <p>ただし、以下の者に対しては、個人の市民税を課することができない（地方税法第295条及び市税条例第15条）。</p> <p>（1）生活保護法の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>（2）障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>（3）均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が</p>

	<p>350,000 円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 100,000 円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 210,000 円を加算した金額)以下であるもの</p> <p>税率は寝屋川市市税条例第 18 条及び 22 条に規定(分離課税に係る所得割については、別途規定あり)</p>
債権の特徴	<p>行政サービスの応益性に着目し、そのサービスを享受する者の所得金額を課税標準として、上記の納税義務者に対し賦課する。</p>
減免・軽減制度について	<p>下記のいずれかに該当する者で、納付が困難と認められる場合は、市民税を減免することができる。(寝屋川市税条例第 48 条)</p> <p>(1) 賦課期日後において生活保護法の規定による生活扶助の適用を受けるに至った者</p> <p>(2) 生活保護法の規定により生活扶助以外の扶助を受ける者</p> <p>(3) 当該年において所得が著しく減少したため、生活が困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(4) 公益社団法人及び公益財団法人</p> <p>(5) 学生及び生徒</p> <p>(6) 不慮の災害により納税の能力を喪失した者</p> <p>(7) 前各号に類する者のほか、特別の事情があるもの</p> <p>減免率は寝屋川市税条例施行規則第 10 条に規定</p>
<b>法人市民税</b>	
制度の概要	<p>市内に事務所又は事業所を有する法人に対し、均等割額及び法人税割額の合算額により課税する。(地方税法第 294 条、市税条例第 14 条)</p> <p>ただし、公共法人等に対しては法人の市民税を課することができない。(地方税法第 296 条)</p> <p>市民税を申告納付する義務がある法人は、地方税法の規定による申告書を当該法人の市民税の納期限までに、市長に提出し、及びその申告に係る税金又は地方税法第 321 条の 8 第 1 項後段及び第 2 項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を別に定める納付書により納付しなければならない。</p> <p>(地方税法第 321 条の 8、市税条例第 46 条)</p> <p>均等割と法人税割の税率は、地方税法第 312 条及び第 314 条の 4 並びに市税条例第 18 条及び第 23 条に規定</p>
債権の特徴	<p>行政サービスの応益性に着目し、そのサービスを享受する法人の法人税額等を課税標準として、上記の納税義務者が申告納付する。</p>

減免・軽減制度について	<p>市長は、次のいずれかに該当する者でその市民税を納付することが困難であると認めるときは、当該市民税を減免することができる。</p> <p>(1) 公益社団法人及び公益財団法人  (2) 特別の事情があるもの（市税条例第 48 条）</p> <p>減免率は市法人に対する市民税の減免取扱要綱にて規定</p>
<b>固定資産税</b>	
制度の概要	<p>賦課期日を 1 月 1 日とし、固定資産の所有者に賦課する。（地方税法第 343 条及び第 359 条、寝屋川市税条例第 62 条及び第 76 条）</p> <p>基準年度に係る賦課期日に所在する土地又は家屋に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録されたものとする。（地方税法第 349 条、市税条例第 69 条）</p> <p>償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。（地方税法第 349 条の 2）</p> <p>固定資産税の税率は、100 分の 1.4 とする。（地方税法第 350 条、市税条例第 70 条）</p> <p>徴収方法については普通徴収とする。（地方税法第 364 条、市税条例第 78 条）</p>
債権の特徴	<p>固定資産の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき資産価値に応じて所有者に課税する財産税である。</p>
減免・軽減制度について	<p>(固定資産税の減免)</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者  (2) 災害により使用することができない固定資産を有する者  (3) 公益社団法人及び公益財団法人で、直接公益の用に供する固定資産を有するもの  (4) 不慮の災害により納税の能力を喪失した者  (5) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く)を有する者  (6) 前各号に類する者のほか、特別の事情があるもの（市税条例第 81 条）</p> <p>減免率等については、市税条例施行規則第 13 条に規定</p>

都市計画税	
制度の概要	<p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の規定により指定された都市計画区域のうち、同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。(地方税法第702条、市税条例第133条)</p> <p>都市計画税の税率は、100分の0.3とする。(地方税法第702条の4、市税条例第134条)</p> <p>地方税法第702条の8及び市税条例第137条の規定(都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する)により、固定資産税の規定を準用している。</p>
債権の特徴	<p>都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区域整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために、市町村が目的税として課税する。</p>
減免・軽減制度について	<p>地方税法第702条の8及び市税条例第137条の規定(都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し、および徴収する場合に併せて賦課し、徴収する)により、固定資産税の規定を準用し減免している。</p>
軽自動車税(種別割)	
制度の概要	<p>3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に軽自動車税の環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。(地方税法第443条、市税条例第92条)</p> <p>賦課期日は4月1日とし、税率は法令の定めによる。(地方税法第463条の15及び第463条の16、市税条例第95条及び96条)</p> <p>徴収方法は普通徴収とする(地方税法第463条の18、市税条例第97条)</p>
債権の特徴	<p>軽自動車を所有しているという事実に担税力を見出し、その所有者に課する税であり、道路等との間に極めて直接的な受益関係を持つ特殊な財産税としての性格を持つほか、道路損傷負担金的な性格を持つ。</p>
減免・軽減制度について	<p>(種別割の減免)</p> <p>(1) 公益のために直接専用する軽自動車等</p> <p>(2) 生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有し、又は使用する軽自動車等</p>

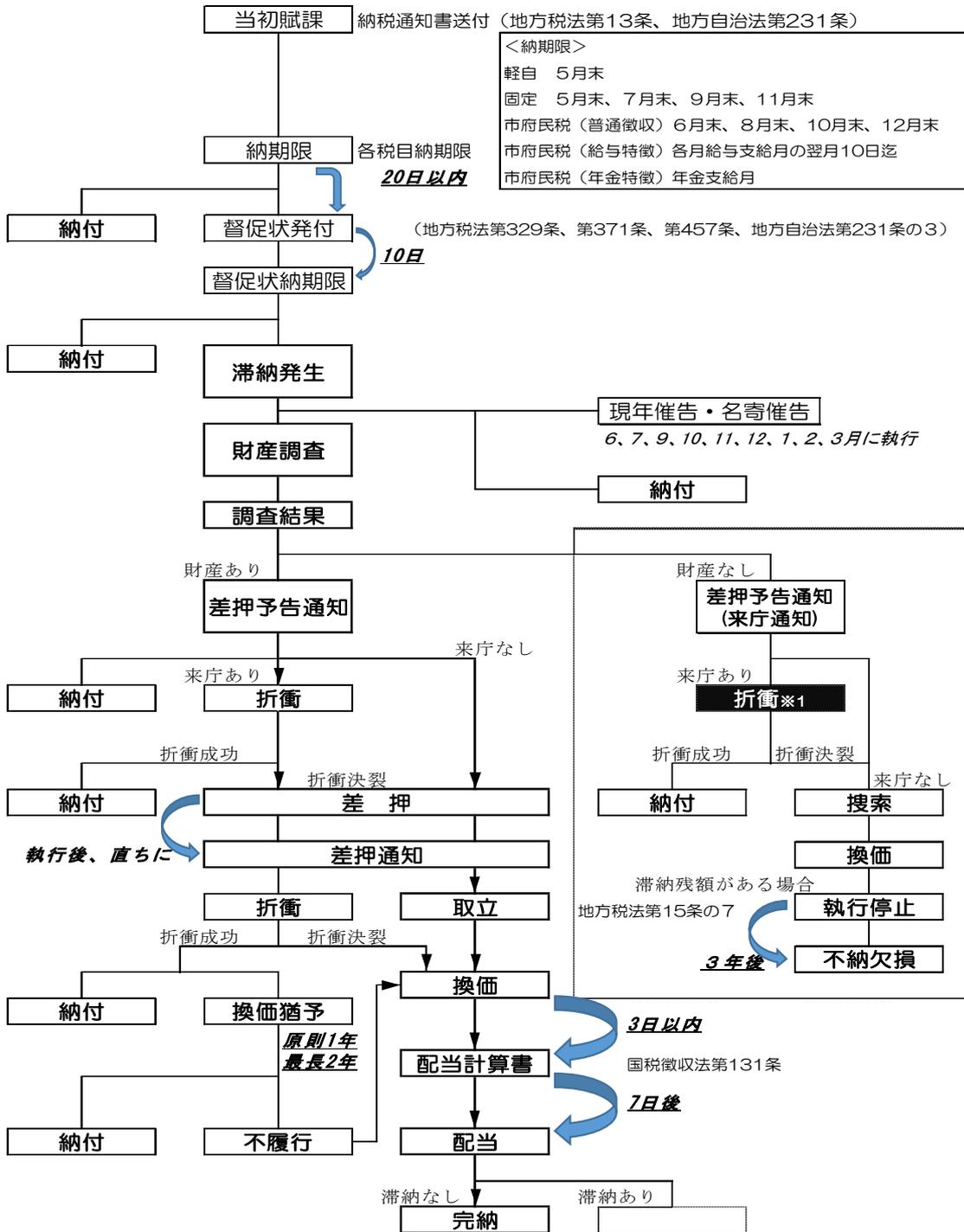
	<p>(3) 身体に障害を有する者(以下「身体障害者」という)又は精神に障害を有する者(以下「精神障害者」という)が所有する軽自動車等及び身体障害者又は精神障害者(以下「身体障害者等」という)と生計を一にする者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等が運転するもの又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る)を常時介護する者が専ら当該身体障害者等のために運転するもの(身体障害者が18歳以上の規則で定める軽度の障害を有する者である場合には、その者が所有し、かつ、専らその者が運転する軽自動車等に限る)</p> <p>(4) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情がある軽自動車等又は特別の事情がある者が所有し、若しくは使用する軽自動車等(市税条例第100条)</p>
以下各税目に共通	
徴収管理システム	滞納管理システム
債権管理業務の流れ	<p>(1) 賦課決定及び納入の通知 市民サービス部市民税担当、固定資産税担当、税務管理担当において賦課決定をし、納入通知を発送する。</p> <p>(2) 収納 納付があれば、納付書のバーコード読み取り(OCR)により、収納システムに納付情報が入力される。収納システムに取り込んだ収納データを会計室が作成した入金データと照合する。</p> <p>(3) 督促及び催告 地方税法第329条他に基づき、納期限後20日以内に督促状を発送する。督促は、滞納処分的前提要件となる債権回収上重要な手続である。また催告は、債務者の自主納付を促すことで効率的な債権回収を行うことができる手続である。</p> <p>(4) 滞納事務 電話や来庁による納付相談、納付交渉を行う。納付相談では、債務の履行を促すことに加え、履行遅滞の原因、納付意思の有無、収入状況及び財産状況等を確認する。 納付相談の過程で分割納付の申出がある場合、債務者の生活状況や資産状況等を分析し、実行可能な分割納付誓約書の提出を求める。滞納処分に際し、債務者の財産調査(国税徴収法第141条、地方税法第331条第6項、地方自治法第231条の3第3項)</p>

	<p>を行い、財産差押（国税徴収法第 47 条、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）や換価を実施する。</p> <p>市では、マニュアル等による定めがないものの、全債権を納付交渉担当職員に割り振ったうえで、未納額 10 万円超の債権について優先的に滞納整理の対象とすることとしているとのことである。</p> <p>生活困窮等真にやむを得ない事由がある場合は、執行停止等の検討を行う。</p> <p>納付交渉の記録は、すべて滞納管理システムの「納付交渉履歴」記事として記録する。また、執行停止から 3 年経過した場合、及び消滅時効が成立したときには不納欠損を実施する。</p>
--	---

【図表 20 市税徴収の流れ】

# 市税 徴収フロー図

※下線文字は法令により、日数が決まっている。



(出所：市提供資料)

財務データ等（単位：千円）				
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年度分				
調定額（A）		27,372,469	27,431,838	26,904,723
収入済額（B）		27,040,695	26,930,756	26,644,415
（うち還付未済額）（C）		2,949	3,393	4,963
不納欠損額（D）		40	-	801
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		334,682	504,476	264,470
収納率（（B）－（C））÷（A）		98.8%	98.2%	99.0%
滞納繰越分				
調定額（A）		871,666	812,397	935,232
収入済額（B）		314,684	294,808	412,758
（うち還付未済額）（C）		121	141	141
不納欠損額（D）		76,166	60,193	68,453
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		480,937	457,538	454,162
収納率（（B）－（C））÷（A）		36.1%	36.3%	44.1%
合計				
調定額（A）		28,244,134	28,244,236	27,839,956
収入済額（B）		27,355,379	27,225,564	27,057,173
（うち還付未済額）（C）		3,070	3,535	5,103
不納欠損額（D）		76,206	60,193	69,254
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		815,619	962,014	718,632
収納率（（B）－（C））÷（A）		96.8%	96.4%	97.2%

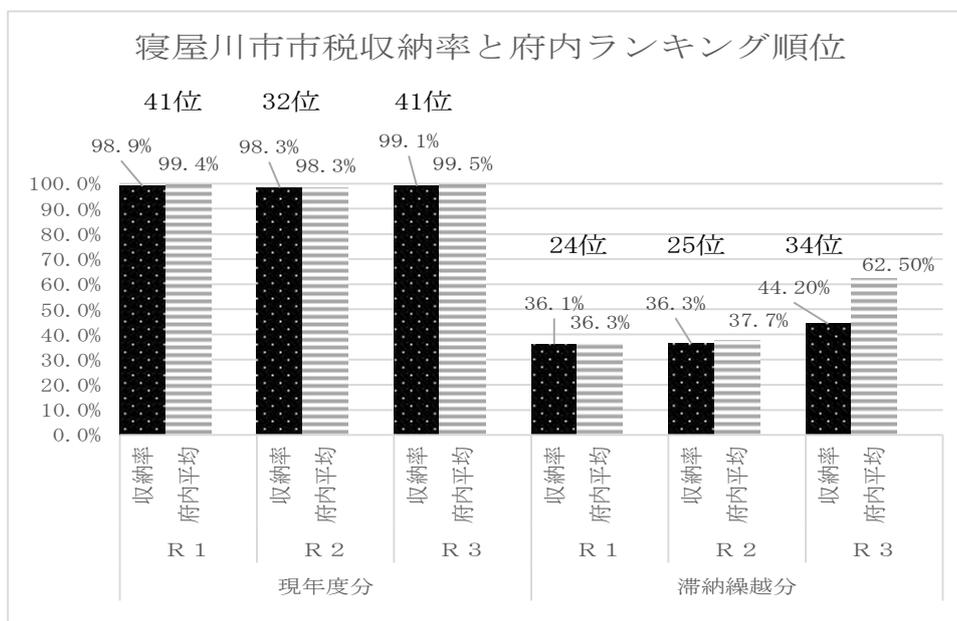
※違約金及び延納利息（3,597千円）は調定額＝収入未済額であり、上表には含めていない。

(概要の補足)

## 1. 市税の徴収率

令和3年度における寝屋川市市税の徴収率は、現年度分で99.0%、滞納繰越分で46.1%であり、いずれも大阪府内43市町村内の平均を下回る水準である。

【図表 21 市税収納率】



(出所：市提供資料を監査人加工)

## 2. 納付方法

市民税の納付方法には、特別徴収と普通徴収の2種類がある。特別徴収とは給与又は年金からの天引きにより納付する方法、普通徴収とは個人で直接金融機関等に納付又は口座振替等により納付する方法である。

市民税（普通徴収）・固定資産税・都市計画税・軽自動車税については指定金融機関からの口座振替（自動払込）が可能である。口座振替の申込みを行わない場合、市役所窓口、市税の納入取扱金融機関等やコンビニからの納付のほか、クレジットカード（パソコンやスマートフォン）、ペイジー（パソコンやスマートフォン、現金自動預け払い機（ATM））、LINE Payを利用した納付に対応している。

## 3. 徴収及び換価の猶予と分割納付について

市民税を一時に納付することができない人については、申請により徴収の猶予等が認められる場合があり、猶予期間中の分割納付が可能である（寝屋川市市税条例6条の2）

市は、分割納付期間について、地方税法第15条第1項、第15条の5第1項、国税通則法第46条2項、7項等の規定を参考に、原則1年以内の期間とし、やむを得ない場合にも2年を超えないこととしている。また、「滞納整理実務マニュアル」においては、以下のように記載されている。

### 第3章 納税交渉

#### 4 滞納者からの申し出に対する個別の対応等

(1) 分納（分割納付）を認める場合の対応 として、

##### エ 分納の申し出時の留意点

(1) 小額・長期分納の場合

1年間の分納期間を超えるような小額・長期の分納は原則として認められません。しかし、滞納者の現状から納付できる毎月の分納額から計算して、1年を超えざるを得ないと判断されるときは、「暫定的」に1年後の期日に残額全額を納付する計画を提出させ、分納期間中の随時（概ね3カ月や半年ごと）に分納額の増額等の納税交渉を行います。

（出所：滞納整理実務マニュアル）

（監査の結果及び意見）

#### 1. 納付交渉の方法について（意見）

市は、適時に納付交渉を実施し、その状況を滞納管理システム上の納付交渉履歴に記録することで、今後の債権の管理及び回収を図っている。

大口債権に関する納付交渉履歴をサンプルで確認したところ、令和3年度において一度も納付がないにも関わらず、現在に至るまで2年以上にわたり滞納管理システムの納付交渉履歴には、納付交渉を行った記録が残されていない事例が発見された。

市に確認したところ、当該債務者に対しては職員が債務者事業所に訪問して納付交渉を行っていたところ、コロナ禍で複数年にわたり訪問できていないとのことであった。大口債権であり、債務者の納付意欲を減退させないためには継続的に納付交渉を行うべきであり、また納付交渉により合意に至らない場合であっても時効中断のための手続をとる必要があることから、訪問ができない場合もその他の方法により納付交渉を継続することを検討されたい。（意見7）また納付交渉の状況については逐次滞納管理システム上の納付交渉履歴に記録することで、今後担当者の配置換えによる引継ぎの可能性も含め、職員間の情報共有及び債権管理のために重要である。

No.	滞納額	滞納管理システム上の納付交渉記事が記入された直近の日付	直近の納付日付
1	47,379,060円	R2. 3. 30	R2. 3. 30

#### 2. 滞納債権整理回収室からの引継債権について（意見）

債権管理台帳より無作為にサンプルを抽出し、抽出した未納案件について滞納管理システムの納付交渉履歴を確認したところ、令和元年度をもって解散した滞納債権整理回収室から移管された案件であって、令和元年度10月の納付交渉履歴では、「2カ月以内に経過報告をしていたきたい」との記載があるものの、その後令和4年7月（監査時）に至るまで納付交渉を行っていない案件があった。滞納債権整理回収室解散後、徴収・納付担当が引継いだ債権についても、他の債権と同様に納付交渉が行われているか確認し、適切にフォローアップを行うことを検討されたい。（意見8）

### 3. 分割納付対象額について（結果）

寝屋川市市税条例第6条の2は、「(前略)・・・その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。」とあり、**未納額の全体について猶予及び分割納付誓約対象とすることを前提としている**。また、(概要)に記載のとおり、分割納付計画期間は2年を限度とすることとしている。

しかし、過去及び現在において分割納付誓約を実施していた案件についてサンプルで「債務承認及び分割納付誓約書」を閲覧したところ、以下のサンプルでは、債権の一部について分割納付が行われており、残額については2年以内に納付する計画が定められていなかった。また、いずれの債権についても分割納付金額は、分割納付時点における未納額の1割にも満たない額であった。

分割納付額を未納額の一部とすると、債務者が分割納付誓約以外の債権については支払う必要がないとの誤解を生む可能性があるため不適切である。

今後分割納付誓約を行う場合には、条例等の趣旨に従い、分割納付誓約は債権全体に対して実施し、すべての債権に対して2年以内に完納できる納付相談を行い、滞納者の状況等により滞納処分の実施など、適時に見直すことが必要である。(結果3)

サンプルNo	滞納額	直近の分割納付誓約受付日時	分納時点での滞納額	分納対象額	分割納付回数及び1月あたり納付額	分納履行状況及びその後の納付状況
1	47,379,060円	H31.2.6	48,782,020円	1,200,000円	H31.2.28～R2.1.31 12回 100,000円/月	誠実に履行も、R2.4月以降納付ゼロ
2	25,105,300円	H31.2.6	31,104,440円	1,200,000円	H31.2.28～R2.1.31 12回 100,000円/月	誠実に履行。その後現年度分については支払あるものの、過年度分について納付無し
3	8,417,480円	H29.6.12	8,417,480円	240,000円	H29.6.26～H30.1.26 8回 30,000円/月	分納期間中において納付計画どおりの履行が行われていない

### 4. 分割納付の履行管理について（結果）（意見）

「滞納整理実務マニュアル」第3章 納税交渉 4(1)エ「分納の申し出時の留意点(ア)には、「分割納付期間が1年を超えざるを得ないと判断されるときは、・・・(中略)・・・分納期間中の随時(概ね3カ月や半年ごと)に分納額の増額等の納税交渉を行う」旨の定めがある。また、「滞納整理実務マニュアル」には詳細は記載がないものの、分納期間が徴収及び換価の猶予期間であることからすれば、分納期間終了時において、「誠実に分納を履行したが、まだ未納がある者」「分納期間中において誠実に納付を履行しなかった者」については、債権管理システム上の分割納付を取り消した後、速やかな催告を経て一括納付か再度分割納付の手続を行うか、強制執行等の滞納整理手続に移行することになる。

しかし、過去及び現在において分割納付誓約を実施していた案件についてサンプルで「債務承認及び分割納付誓約書」を閲覧したところ、分割納付誓約不履行となった時点(もしくは債権の一部について分割納付を実施しており、その一部の債権について履行が完了した時点)においてすみやかに分割納付取消及び催告等の手続を行っていないケースが発見された。

サンプル No	滞納額	徴収納付システム上の 納付交渉記事が記入さ れた直近の日付	分割納付誓約受付日時	分割納付回数 及び1月あたり納付額	分割納付取消し日
1	47,379,060円	R2.3.30	H31.2.6	H31.2.28～R2.1.31 12回 100,000円/月	R2.3.30
2	25,105,300円	H31.2.6	H31.2.6	H31.2.28～R2.1.31 12回 100,000円/月	取消しなし
3	8,417,480円	R2.6.11	H29.6.12	H29.6.26～H30.1.26 8回 30,000円/月	R2.6.11
4	1,557,560円	R3.11.5	R2.2.10	R2.2.10～R2.7.10 6回 15,000円/月	R3.11.5

債務者は、分割納付誓約の時点では一定の納付意識を有していたとしても、その後の催告を適時に行わなければ、納付意識が低下し、滞納がより長期化することが考えられる。

市は、分割納付誓約後の履行管理を適時に実施する体制を構築し、引き続き納付交渉を継続する必要がある。すなわち、まず債務者に対し各種催告等の納付交渉により一括もしくは分割による納付誓約を行わせ、また納付交渉の結果、追加納付についての合意形成が困難であれば、まずは時効中断のための債務承認を実施したうえで、財産の差押等、滞納処分に向けた検討が必要である。(結果4)

現状、市は分割納付誓約後の履行管理や催告は各納付交渉担当者が行っているとのことであるが、網羅的な履行管理及び納付交渉担当者の負担軽減のため、例えば、(会計年度任用職員等)事務担当者等が一定時点において分割納付不履行者を一律にリストアップし、対象者に対して分割納付取消通知を発送する等の手続を実施し、あわせて来庁依頼や差押通知を実施することが考えられる。

さらに、分割納付の履行管理の方法(例えば、納付期限を何回遵守しなかった場合に不履行と判断するか)についてもマニュアルに整理し、職員への周知を図ることについて検討されたい。(意見9)

#### 5. 滞納整理手続の進捗管理について(意見)

所管課(市民サービス部・徴収納付担当)では、マニュアル等による定めはないものの、全未納債権を納付交渉担当職員に割り振ったうえで、未納額10万円超の債権について優先的に滞納整理の対象とすることとしているとのことである。納付交渉の経過については、所管課長がとりまとめを実施しているとのことであるが、結果的に担当者1人あたりの担当債権数は2,000件超と多く、処理する債権の順位付けは担当者の責任で行うこととなっている。

しかし、新任者が徴収可能性の高い債権を抽出することは困難であり、何ら基準のない状況では、回収見込みの少ない債権に労力をかけてしまう可能性も否定できない。納付交渉の効率化のためには滞納処分に関する方針及び優先度を定めることが望ましい。(意見10)優先的に滞納整理を行う対象として、例えば「直近〇年間における滞納額が〇万円超」等の基準を設け、これをマニュアルや内規に明記することで、担当者のカバー範囲も軽減されるのではないかと。さらに、上席者は担当者の納付交渉内容を定期的に確認し、モニタリングすることで、担当者ごとの対応方針の偏向を防止し、長期間納付交渉が行われないままの債権が放置されることを防ぐ効果も

あると考えられる。

また、担当者負担の軽減の観点からは、分割納付誓約解除のシステム処理や、分割納付解除通知及び差押通知の送付といった事務的な処理については、納付交渉担当職員以外の事務職員が一律に実施する等、担当者の負担を軽減するための仕組み作りについて検討することも考えられる。(意見 10 続き)

#### 6. 生活状況に応じた債務者への対応について (意見)

債権管理台帳より無作為にサンプルを抽出し、抽出した未納案件について滞納管理システムの納付交渉履歴を確認したところ、未納額 3 百万円を超える案件について、一時的な経済状況の悪化ではなく、収支バランスを著しく欠いた状況にある債務者がみられた。

滞納管理システムの納付交渉履歴には、市税以外にも複数先からの債務を負っており、「納税より住宅ローン返済を優先してきた債務者」、「住宅ローン月々 18 万円を返済しており、住宅ローンの返済により生活が困窮している」、「車を複数台所有している」といった記録もあり、まず収入に見合った支出について債務者を指導することが、債権回収につながると考えられる。

ここで、近年一部の地方公共団体で試みられている「生活再建型滞納整理」は、滞納の原因となっている現状の抜本的な改善なくしては、本当の意味での滞納解消にはつながらないという考え方にに基づき、①債務者の滞納原因を除去し、②収支均衡の家計管理を支援して生活債権及び担税力の回復を図り、繰り越した滞納を解消する滞納整理方法をいう。具体的には、弁護士事務所と連携し、消費者金融やクレジット会社からの借金整理や過払い金の回収を実施するほか、ファイナンシャル・プランナーを招いた相談会を開催し、家計の分析・助言を行い、収支バランスを改善し、納税等の納付余力を改善する等の取組である。

債務者の納付能力などを十分に把握し、生活状況に応じた適切な対応を行うことで、債務者が家計管理の能力を身に着ければ、結果的に歳入が確保されることとなるため、他の地方公共団体の先行事例等、有効な債権管理方法を調査・研究することも考えられる。(意見 11)

#### 7. 執行停止手続の政策的な実施について (意見)

市は、月々の納付額を大幅に増額しない限り債権の完納は困難とみられるような債権について、納付が一部でもあれば、明らかに回収不能とみられる部分についても執行停止及び不納欠損を実施しない方針である。

他市では、「滞納処分執行停止事務取扱要綱」を定め、一律の基準にしたがい、徴収停止を実施している例もある。これらを参考に、寝屋川市は市税徴収率が府内でも低い水準にあるが、徴収率アップのためには、将来的に回収が見込まれない滞納繰越額について整理した上で、市の政策として執行停止を政策的に行うことによって、過去の負債を整理し、職員の徴収努力が収入率に反映しやすい体質に変革することについても検討されたい。(意見 12)

#### (4) 一般被保険者返納金

(債権の概要)

債権名	一般被保険者返納金
所管課	市民サービス部（国民健康保険担当）
法令	国民健康保険法、国民健康保険法施行規則 民法第 703 条
条例	-
規則・要綱・マニュアル	-
債権の種類	非強制徴収公債権
時効（根拠法）	5 年（地方自治法第 236 条第 1 項）
制度の概要	<p>国民健康保険被保険者は、国民健康保険から脱退する場合、脱退から 14 日以内に自ら市に届け出る必要がある。（国民健康保険法施行規則第 13 条）</p> <p>届出の遅延により、市が脱退の事実を事後的に把握した場合、市は、資格情報を遡及修正することになる。また、脱退後の期間において国民健康保険が使用されていた場合には、元被保険者に対し、当該給付済の金銭（医療費にかかる保険給付部分）について不当利得として請求を行う。</p>
債権の特徴	<p>市民が、（社会保険等への移行により）国民健康保険の資格を喪失したにも関わらず、国民健康保険からの脱退の事実を市に届け出ず、誤って国民健康保険証を使用したことが事後的に発覚した場合に発生する、医療費返還金債権である。脱退の届出が適時に実施され、資格が適正化された場合には発生しない債権である点に特徴がある。</p> <p>なお、債務者は被保険者となるが、債務者は医療行為実施時点における適正被保険者（例えば社会保険者）に対して当該債権を請求することが可能であり、その場合市民は実質的な負担なく当該債権の支払を行うことが可能である。</p>
減免・軽減制度について	-
徴収管理システム	徴収管理のための独自システムはなし（基幹系システムを使用）
債権管理業務の流れ	<p>(1) 債権の発生 当年度発生した債権については、システム上「不当利得」として区分する。</p> <p>(2) 通知及び督促 債権発生の都度「国民健康保険 医療費の返還請求について」（通知書）を送付し、対象となる保険診療の明細と、納付期限の通知を行う。納付期限までに支払がない場合、「資格適</p>

	<p>用終了後の医療費の返還請求について（督促）」（督促状）を送付する。</p> <p>（3）滞納事務</p> <p>督促状記載の納付期限までに支払がない場合、委託業者（（公社）寝屋川市シルバー人材センター）が訪問催告を実施する。年度末には当年度中の時効完成債権を対象として不納欠損処理を実施する。</p>
債権管理事務に関する課題	<p>「債権の特徴」に記載のとおり、資格が適正化された場合には発生しない債権であるため、資格の適正化に努める必要がある。今後、マイナンバーカードの被保険者証利用者が増加するに従い、債権金額は減少することが想定されている。</p>

財務データ等（単位：千円）				
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年度分				
調定額（A）		18,090	22,382	18,698
収入済額（B）		13,094	10,122	13,135
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		-	-	-
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C）－（D）		4,996	12,260	5,563
収納率（（B）－（C））÷（A）		72.4%	45.2%	70.2%
滞納繰越分				
調定額（A）		25,650	23,301	28,527
収入済額（B）		648	1,614	3,622
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		6,157	5,299	5,371
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C）－（D）		18,845	16,388	19,534
収納率（（B）－（C））÷（A）		2.5%	6.9%	12.7%
合計				
調定額（A）		43,740	45,683	47,225
収入済額（B）		13,742	11,736	16,757
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		6,157	5,299	5,371
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C）－（D）		23,841	28,648	25,097

収納率（（B）－（C））÷（A）	31.4%	25.7%	35.5%
------------------	-------	-------	-------

本債権の概要は上記のとおりである。

（監査の結果及び意見）

1. 納付交渉の方法について（意見）

市は、債務者に対し納付通知及び督促状を発送した後、督促業務を委託業者である（公社）寝屋川市シルバー人材センターによる訪問催告に委ねることとしている。市は、委託業者に対し、現年度債権の債務者については一度以上の訪問を行う旨の指示を行っているものの、過年度からの滞納繰越分については特段の指示を行わず、委託業者に委ねている。

一般被保険者返納金債権は、通常1件あたり債権金額は高額であっても数万円までのものが多数であるが、入院や手術にかかる医療費返還分等の高額滞納者もみられる。効率的な債権回収のためには、現年度分債権に注力して訪問催告を実施することは有効な方法であるものの、その他にも〇円超の高額滞納案件については市職員が直接手続の説明や納付交渉を実施する等、金額基準を用いて納付交渉を行うことについても検討されたい。（意見 13）

## 2. 福祉部 高齢介護室

### (1) 老人福祉費負担金

(債権の概要)

債権名	老人福祉費負担金
所管課	福祉部高齢介護室
法令	老人福祉法
条例	-
規則・要綱・マニュアル	寝屋川市債権管理マニュアル 寝屋川市老人福祉法の規定に基づく措置費徴収規則 やむを得ない事由による措置 老人福祉費負担金について
債権の種類	非強制徴収公債権
時効(根拠法)	5年(民法)
制度の概要	老人福祉法第28条の規定に基づき、措置に係る者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて当該措置に要する費用を全部及び一部を徴収する。
債権の特徴	高齢者虐待対応等において実施するやむを得ない事由による措置及び養護老人ホームへの措置適用者に対する負担金。 対象高齢者の判断能力の低下、身体的・経済的虐待等の問題、家族支援が困難または家族の意向に反して本人の分離保護を行うことが多い。
減免・軽減制度について	負担能力に応じて負担金を決定する。
徴収管理システム	-
債権管理業務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者虐待対応等において実施するやむを得ない事由による措置及び養護老人ホームへの措置を適用し、市が施設等への費用を支出する。</li> <li>・ 養護老人ホームの措置においては入所時、4月及び7月に、やむを得ない事由による措置については、負担能力が明らかになった段階で、本人の負担能力に応じて負担金及び納入方法(一括、分割、一部一括、負担能力なし)の決定を行う。</li> <li>・ 分割納入について、4月に当該年度分の納付書を送付する。</li> <li>・ 納付期限を過ぎても支払がない場合納付期限から20日以内に督促状を送付する。</li> <li>・ 債権の回収に努めたうえで、消滅時効を迎えた場合、不納欠損処理を行う。</li> </ul>

財務データ等（単位：千円）				
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年度分				
調定額（A）		17,570	18,408	18,061
収入済額（B）		11,348	17,606	17,412
（うち還付未済額）（C）		-	2.2	-
不納欠損額（D）		-	-	-
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		6,222	805	650
収納率（（B）－（C））÷（A）		70.0%	95.6%	96.4%
滞納繰越分				
調定額（A）		12,224	17,646	14,520
収入済額（B）		800	3,811	2,082
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		-	-	-
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		11,424	13,835	12,438
収納率（（B）－（C））÷（A）		6.5%	21.6%	14.3%
合計				
調定額（A）		29,794	36,054	32,581
収入済額（B）		12,148	21,417	19,494
（うち還付未済額）（C）		-	2.2	-
不納欠損額（D）		-	-	-
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		17,646	14,640	13,087
収納率（（B）－（C））÷（A）		40.8%	59.4%	59.8%

本債権の概要は上記のとおりである。

（監査の結果及び意見）

当債権の債務者リストから抽出、閲覧したサンプルのうち、指摘事項が発見されたサンプルの概要は以下のとおりである。

（単位：円）

サンプルNo.	1	2	3
負担金決定額	6,528,841	3,897,635	1,672,488
（一部）一括納入額	0	897,635	55,488

一部一括納入後負担金額	6,528,841	3,000,000	1,617,000
初回（端数）分割納付額	11,841	0	0
分割納付額	19,000	300,000	7,000
分割納付開始月	H27.11	H28.6	H28.10
分割納付終了月	R26.6	H29.4	R18.1
分割納付回数	344	11	232
分割納付期間	28年8ヶ月	0年11ヶ月	19年4ヶ月
分割納入残 （令和3年度末時点）	3,496,050	900,000	1,617,000
滞納月数 （令和3年度末時点）	59	57	59
対応状況・経過	平成28年1月死亡。 平成29年4月に家族と交渉、支払認識はあるが、対応困難とのこと。 家族の意向に反して分離保護しており、家族調整困難。	平成29年1月死亡。 平成29年6月に後見人に連絡し支払調整を行うが、対応及び支払は困難とのこと。 家族の意向に反して分離保護しており、家族調整困難。	平成28年11月死亡。 平成29年4月に後見人に連絡し、支払調整を行うが、対応及び支払は困難とのこと。 家族の意向に反して分離保護しており、家族調整困難。

#### 1. 弁護士を利用する等債権の回収可能性を高める方策について（意見）

債務者が死亡したケースでは、相続人が相続放棄をしなければ、滞納債権は相続財産として相続人に相続されることになる。

上記のサンプルについて保護対象者入所時の財産状況が記載された書面を確認したところ、（文書保存期間の経過により資料が確認できなかったものもあるが、）財産の相続人がいた場合、債権の一部又は全額の回収が可能であったと想定されるものがあつた。

相続人への対応状況について市に確認したところ、老人福祉費負担金は、高齢者虐待等により家族の同意なく高齢者を保護した結果発生している債権であるため、保護対象者の死亡後は、家族への確認や請求を市が直接行うことは困難な場合が多く、成年被後見人等を介在して相続状況の確認や債権の回収交渉を行っているとのことであつたが、上記サンプルの概要「対応状況・経過」欄記載のとおり、調整困難として回収に至っていない。

そのため、市職員だけでなく、第三者であり法的手続の専門家でもある弁護士を利用する等、債権の回収可能性を高める方策について検討されたい。（意見14）

## (2) 介護保険料

### (債権の概要)

債権名	介護保険料
所管課	福祉部高齢介護室
法令	介護保険法第 129 条第 1 項、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項
条例	-
規則・要綱・マニュアル	寝屋川市債権管理マニュアル
債権の種類	強制徴収公債権
時効(根拠法)	2 年(介護保険法第 200 条第 1 項)
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 12 年に介護保険制度が創設され、40 歳以上の者が介護保険に加入し、介護保険料を納付する。40 歳から 65 歳未満の者は、加入している医療保険と併せて医療保険者に納め、65 歳以上の者は寝屋川市に納付する。</li> <li>市町村では、資格の確認、介護認定、保険証の交付、保険料の決定など、介護保険に関する業務の全てを行う。</li> <li>介護保険の財源割合は、65 歳以上の者の保険料が 23%、40 歳から 65 歳未満の者が 27%、国負担金約 25%、府負担金 12.5%、市 12.5%である。(介護保険法第 121 条から同条第 124 条まで)</li> <li>65 歳以上の介護保険料は、寝屋川市介護保険条例第 5 条に基づき、所得に応じ決定する。</li> </ul>
債権の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者からの徴収であるため後期高齢者医療保険料の債務者と層が被りやすい。</li> <li>本人が納付相談を行えないケースが多く、家族等代理人と納付相談することが多い。</li> <li>特別徴収(年金天引き)で保険料を納める方が大部分を占める。</li> <li>介護保険を利用し介護保険サービスを受ける際に、滞納額(不納欠損額)に応じて給付制限を受けるため、給付制限を機会として滞納保険料の相談をする場合もある。</li> </ul>
減免・軽減制度について	<p><b>【徴収猶予】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>寝屋川市介護保険条例第 11 条に基づく徴収猶予制度。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>寝屋川市介護保険条例</p> <p>第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 か月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又</p> </div>

はその他の財産について著しい損害を受けたこと。  
(2)第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。  
(3)第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

**【減免】**

・寝屋川市介護保険条例第12条に基づき、災害、解雇等を理由とする法定減免や市で独自に行う低所得者向けの独自減免制度がある。減免額については、規則附則別表に基づく。

**寝屋川市介護保険条例**

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

(1)第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2)第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3)第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4)前3号に掲げるもののほか、第1号被保険者について保険料を納付することが著しく困難な事情として規則で定める事情があること。

・令和2年度から同条例附則第11条に基づくコロナ減免制度がある。減免額については、規則附則別表に基づく。

第11条 市長は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者について収入の減少であって市長が定める事実があったことその他これに類する事実がある者に対し、第1号被保険者の保険料(普通徴収の方法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収

	<p>の方法により徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給付(法第 135 条第 6 項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。次項において同じ。)の支払日が、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。)を減免することができる。この場合において、当該保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める日までに、第 12 条第 2 項の規定の例によりその申請をしなければならない。</p>
徴収管理システム	介護保険システム
債権管理業務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調定・収納事務 介護保険料を賦課した際に調定。特別徴収の方は年金機構等から天引きされ、まとめて納付される。普通徴収の方は、口座振替や銀行等で納付いただいた納付書（OCR）が市に送付されることにより、収納処理を行う。</li> <li>・ 債権管理事務 介護保険システムを使用し管理</li> <li>・ 滞納債権の管理体制 必要に応じ、他課と連携することもあるが、原則は当室のみで管理</li> <li>・ 台帳の整備 介護保険システムの債務者管理機能を使用し、主に交渉経過を記録</li> <li>・ 催告・督促 督促は納期限後 20 日以内に督促状を発送。催告は年 5 回送付</li> <li>・ 債務者に対する措置 生活状況を聞き取りした上で、一括納付が難しい場合は、分割納付相談。分割納付誓約書を提出させ、分割納付書を作成。不履行の場合、財産調査を実施。財産がある場合、催告書を送付、期限までに納付に応じない場合は、差押の実施</li> <li>・ 時効の管理 介護保険システムで納付期限や催告書送付による時効の完成猶予について管理</li> <li>・ 延滞がある場合延滞金の計算 寝屋川市介護保険条例附則第 9 条の規定に基づく</li> <li>・ 不納欠損処理 執行停止処理、時効完成後に不納欠損処理</li> <li>・ 債権管理に対するマニュアルの有無 有（寝屋川市債権管理マニュアルを使用）</li> </ul>

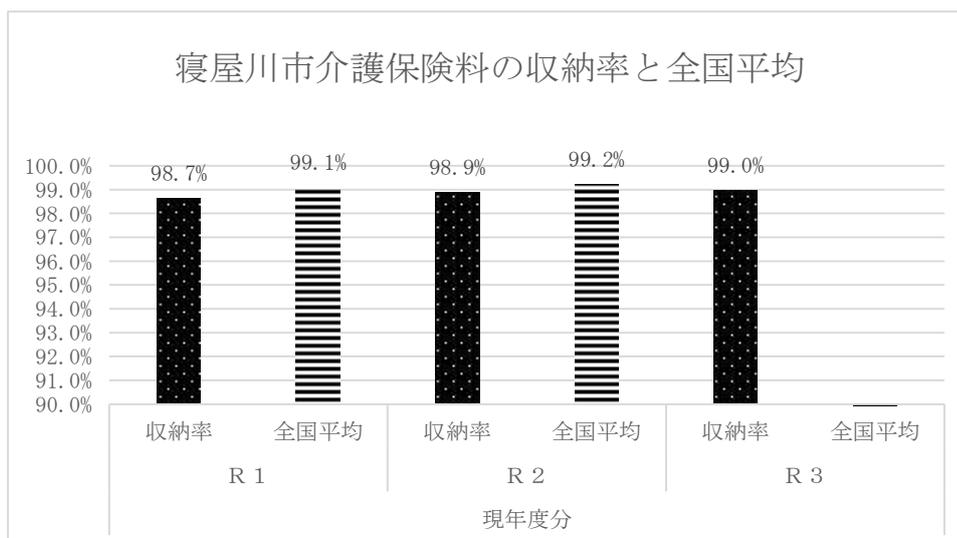
財務データ等（単位：千円）				
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年度分				
調定額（A）		4,751,232	4,599,870	4,726,152
収入済額（B）		4,687,299	4,548,490	4,677,931
（うち還付未済額）（C）		7,773	9,958	9,188
不納欠損額（D）		-	-	-
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		71,706	61,339	57,409
収納率（（B）－（C））÷（A）		98.5%	98.7%	98.8%
滞納繰越分				
調定額（A）		208,412	187,361	172,285
収入済額（B）		28,375	28,711	25,266
（うち還付未済額）（C）		56	61	52
不納欠損額（D）		63,639	47,082	37,146
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		116,456	111,630	109,925
収納率（（B）－（C））÷（A）		13.6%	15.3%	14.6%
合計				
調定額（A）		4,959,644	4,787,232	4,898,437
収入済額（B）		4,715,674	4,577,201	4,703,197
（うち還付未済額）（C）		7,830	10,019	9,240
不納欠損額（D）		63,639	47,082	37,146
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		188,162	172,969	167,333
収納率（（B）－（C））÷（A）		94.9%	95.4%	95.8%
財務データ等に関する補足事項	令和3年度分の収納率の増は特別徴収対象者の増加によるものと考えられる。			

（概要の補足）

1. 介護保険料の収納率

令和3年度における寝屋川市介護保険料の収納率は現年度分で99.0%である（全国平均値は厚生労働省ウェブサイトにて監査報告書作成時点未公表）。令和元年度・令和2年度の収納率は99.1%・99.2%で、全国平均をやや上回る水準である。

【図表 22 介護保険料の収納率】



※府からの報告資料に過年度分は含まれていないため、現年度分のみ  
 (出所：市提供資料、厚生労働省ウェブサイト「介護保険事業状況報告（年報）のポイント」  
 を元に監査人作成)

(監査の結果及び意見)

当債権の債務者リストから抽出、閲覧したサンプルのうち、指摘事項が発見されたサンプルの概要は以下のとおりである。

N o.	滞納額 (千円)	滞納開 始年度	分納 誓約	滞納 月数	納付交渉 開 始年度	直近の 財産調査 年度	主な納付交渉の経緯 (介護保険システムより作成)
1	559	H25 年度	あり	68	H21 年度	× ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に滞納債権整理回収室に移管されていた</li> <li>・H26 年度に滞納債権整理回収室より差押書類送付→本人より分割納付の希望があり差押を取りやめ</li> <li>・以降過去滞納分から順に1、2年分を対象に分割納付を設定しており、現在はH28、29年度分までが分割納付対象となっているが、納付が遅延しておりH25年度以降の債権からほとんどが未納となっている</li> <li>・債権管理台帳で確認できるH20年度以降の延滞金(R4年8月時点)は230,300円(左記滞納額には含まれていない。以降同様)。全額未納</li> </ul>
2	463	H29 年度		41	H30 年度	H31 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H30年12月、R2年11月、R3年11月と訪問催告を行うも住所地には表札がなく応答なし</li> <li>・催告書等の郵送物の返戻はないため、本人は在住していると考えている</li> <li>・債権管理台帳で確認できるH29年度以降の延滞金は77,300円。全額未納</li> </ul>
3	449	H29 年度		40	H30 年度	R2 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H30年12月訪問催告を行うも住所地には表札がなく応答なし。(介護保険システムに入力はなく訪問催告リストに平成31年12月訪問催告の旨記載あり)。以降訪問催告を行っていない</li> <li>・催告書等の郵送物の返戻はないため、本人は在住していると考えられる</li> <li>・債権管理台帳で確認できるH29年度以降の延滞金は72,500円。全額未納</li> </ul>

4	406	H26 年度	あり	33	H22 年度	× ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問催告、本人来庁、分割納付交渉、分割納付不履行、一部納付を繰り返し H31 年 1 月本人来庁以降納付交渉なし</li> <li>・ H31 年度第 8 期及び第 9 期の合計 34,200 円について債務の承認がなされず時効が完成したことにより R 3 年度に不納欠損処理</li> <li>・ 過去に滞納債権整理回収室に移管されたことがある債権は、財産調査の対象外としており、財産調査が近年行われていなかったことを理由に、時効完了前に財産調査・差押等の検討を行わずに不納欠損処理を行っている</li> <li>・ 債権管理台帳で確認できる H22 年度以降の延滞金は 304,100 円。うち 5,000 円納付あり</li> </ul>
5	396	H30 年度		31	H30 年度	R 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問催告の結果本人所在地が不明となっていたが、R 2 年 1 月に転居届提出により所在地が判明。所在地判明以降も交渉はなし</li> <li>・ 債権管理台帳で確認できる H30 年度以降の延滞金は 46,800 円。全額未納</li> </ul>
6	368	H27 年度	あり	43	H21 年度	× ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去に滞納債権整理回収室に移管されていた</li> <li>・ H22 年度に滞納債権整理回収室より預金差押も、滞納額が一括納付されたため差押解除</li> <li>・ 滞納、分割納付交渉、分割納付不履行、一部納付を繰り返し R 1 年 12 月に本人が来庁一部納付以降納付交渉なし</li> <li>・ H30 年第 10 期、H31 年第 1 期から第 4 期、第 6 期から第 9 期までの合計 80,520 円については時効の完成により R 3 年度に不納欠損処理</li> <li>・ 過去に滞納債権整理回収室に移管されたことがある債権は、財産調査の対象外としており、財産調査が近年行われていなかったことを理由に、時効完了前に財産調査・差押等の検討を行わずに不納欠損処理を行っている</li> <li>・ 債権管理台帳で確認できる H21 年度以降の延滞金は 135,100 円。全額未納</li> </ul>

7	313	H26年度	あり	57	H18年度	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納、分割納付交渉、分割納付不履行、一部納付を繰り返している</li> <li>・H30年2月に本人来庁以降R3年6月に本人が来庁するまで交渉なし</li> <li>・賃貸用不動産所有</li> <li>・R3年度以降分の納付はあり（R2年度以前が滞納）</li> <li>・債権管理台帳で確認できるH22年度以降の延滞金は166,800円。全額未納</li> </ul>
8	307	H29年度		41	H19年度	R3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納、分割納付交渉、分割納付不履行、一部納付を繰り返している</li> <li>・R2年11月にコロナ禍となったことから電話による分割納付の相談を対応可能とし、電話により分割納付の承諾を得たが郵送での誓約書の提出がない。なお、コロナ以前も来庁の約束を何度かしているがH25年度以降来庁なし</li> <li>・債権管理台帳で確認できるH22年度以降の延滞金は47,700円。全額未納</li> </ul>
9	306	H31年度		21	H25年度	× ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問催告、本人来庁、分割納付交渉、分割納付不履行、一部納付を繰り返している</li> <li>・H31年第1期から第9期分までで134,140円について時効の完成によりR3年度に不納欠損処理</li> <li>・過去に分割納付誓約を誠実に履行している場合は、財産調査の優先順位を下げっており、一時期分割納付誓約を履行していた時期があることを理由に財産調査が近年行われないうまま、時効完了前に財産調査・差押等の検討を行わずに不納欠損処理を行っている</li> <li>・債権管理台帳で確認できるH22年度以降の延滞金は42,000円。全額未納</li> </ul>
10	211	H28年度	あり	51	H25年度	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問催告、分割納付交渉、分割納付不履行、一部納付を繰り返している。本人が来庁したことはなく納付の意思は低いと見られ、R3年3月以降納付実績なし</li> <li>・債権管理台帳で確認できるH28年度以降の延滞金は42,900円。全額未納</li> </ul>

11	159	H31 年度		30	H30 年度	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得状況の回答書（簡易申告書）の返戻あり、H30 年 4 月以降居住確認がとれない</li> <li>・居住確認が取れないため、R 3 年 10 月に市民サービス部に職権削除（住民登録抹消）対象となるか調査を依頼、当該住所の居住者全員から本人不在の確認が取れなかったため職権削除に至らず</li> <li>・H30 年第 10 期から H31 年第 9 期までの合計 5,500 円について時効の満了により R 3 年度に不納欠損処理</li> </ul>
12	141	R 3 年度		10	R 3 年度	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R 3 年 12 月訪問催告。本人不在のため家族の状況を伝達</li> <li>・R 4 年度第 2 期より年金天引きで納付</li> </ul>

※ 1 過去に滞納債権整理回収室に移管されたことがある債権のため、財産調査の範囲外としている

※ 2 過去に分割納付誓約を誠実に履行している場合は、財産調査の優先順位を下げる方針としている

### 1. 預貯金調査の対象について（意見）

現在高齢介護室が預貯金調査を行う金融機関を確認したところ、寝屋川市内に支店が所在する金融機関のうち、預貯金調査手数料が発生しない9行（みずほ銀行、ゆうちょ銀行、りそな銀行、関西みらい銀行、京都銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、北大阪信用金庫、枚方信用金庫）に限定されており、市内に支店が所在しても預貯金調査手数料が発生する金融機関やネット銀行は預貯金調査対象となっていなかった。

しかし、この調査方法では、財産調査の網羅性、ひいては公平性に疑義が生じる。また、預貯金調査は、滞納整理の基礎的事項でもあり、滞納整理の執行停止の要件となる「滞納処分可能財産がない場合」を証明する基礎ともなる。

そのため、預貯金調査手数料の予算確保のうえ、ネット銀行を含め、銀行口座の保有が一定程度多い銀行を預貯金調査の対象に追加するなどの見直しを検討されたい。また、強制徴収公債権を管轄する他部署の財産調査状況について照会を行い、預貯金等の状況を把握することも有用と考えられる。（意見 15）

### 2. 滞納整理に関する他部署との情報連携について（意見）

市によれば、介護保険料は高齢者に納付を求めるという性質上、同じく高齢者に納付を求める後期高齢者医療保険料の債務者と重複している（同一人物が滞納している）ケースが多いとのことである。

現在、介護保険料と後期高齢者医療保険料はそれぞれ福祉部高齢介護室、市民サービス部徴収・納付担当で行われ、業務上の連携は行われていない。しかし、納付者との交渉、財産調査、又は財産の差押等重複する業務が発生していることが想定される。

そのため、他部署と連携することで省力化できる業務の有無の検証を行い、必要があれば連携を図ることについて検討されたい。（意見 16）

### 3. 延滞金について（意見）

延滞金は、寝屋川市介護保険条例附則第9条に基づき、納期限から納付日までの延滞日数に応じて計算されるため、本料の納付日が判明して初めて金額が確定するというその性質から、市の決算書上債権としては計上されていないが、上記サンプルの概要の「主な納付交渉の経緯」欄に記載のとおり1件あたり30万円超と多額に発生しているものもあり、かつ納付状況は芳しくない。

原因としては、介護保険料が納付されない限り延滞金が確定しないことから介護保険料の分割納付の対象外となっていること、債権として計上されていないため決算書上不納欠損額に計上されず、また債権の収納率にも影響を与えないことから、介護保険料の回収が優先されていることが想定される。

しかし、延滞金は決算書上計上されていなくても市の債権であり、回収を積極的にすすめる必要がある。

そのため、延滞金についても年度末等一定時点の債権額総額を把握し、回収の目標値を設定する等回収の促進を図ることが望まれる。（意見 17）

#### 4. 滞納整理手続の債権別の優先度について（意見）

サンプルN o. 3、5、6、7はいずれも滞納額も多額であり、滞納月数も長いが、上記サンプルの概要の「主な納付交渉の経緯」欄に記載のとおり、債務者に対して2年以上納付交渉が行われていない。

令和4年5月時点で債務者数は2,213名にのぼるが、滞納額については100,000円未満がそのうちの71.6%を、滞納月数については12カ月未満が62.3%を占めている。

そのため、滞納額、滞納月数等を勘案の上、滞納整理手続の優先度を定め、優先度の高いものから手続を進めるとともに、1年に複数回の機会を設けて定期的に上席者が担当者にヒアリングを実施し、手続の進捗を確認することが望まれる。（意見18）

#### 5. 財産調査等の対象選定方針について（意見）

高齢介護室では、①過去に滞納債権整理回収室に移管されたことがある債権 ②過去に分割納付誓約を誠実に履行している債権 について、財産調査の対象外とする方針である。

しかし、①に関連し、滞納債権整理回収室に過去に移管していたサンプルN o. 1、4、6の財産調査の資料の閲覧を依頼したところ文書は保管されておらず、財産調査の結果は不明であった。また、②に関連し、サンプルN o. 9については、この方針に該当するとして財産調査が行われていなかった。しかし、納付状況を確認したところ、誠実に履行したと判断された平成29年以前の分割納付に係る延滞金は未納があり、また、平成30年度以降の介護保険料については滞納かつ分割納付が行われていない状況にあり、誠実に履行されていたとは言い難い。

そもそも、滞納債権整理回収室は令和元年度に解散しており、3年間が経過した現在においては、過去の財産調査の結果が残っていた場合でも現在の滞納処分に使用できるとは考えにくい。また、「分割納付を誠実に履行した」とは何回の不履行までを認めるのか（もしくは一度も認めないのか）について明らかにされていない点で一律の対応が困難である。

所管課の財産調査対象の選定方針を具体的かつ実効性のあるものに見直すことが望まれる。（意見19）

また、債務者との交渉記録を閲覧すると、例えば債務額が40万円以上のサンプルN o. 1、2、3、10のように市の連絡に応答しないなど、そもそも積極的に納付する意思が見られないケースもある。

そのため、積極的に納付する意思が見られない債務者については、個別に財産調査、及び差押を検討することが望まれる。（意見19 続き）

#### 6. 財産差押等の滞納整理手続について（意見）

市は毎年滞納金額上位100件程度を対象として財産調査を行っているものの、過去に滞納債権整理回収室に移管していた債権や過去に分割納付誓約を誠実に履行していた債権等一部を調査対象外としており、また、口座残高が50万円以上または休眠口座を差押対象とすることを基本方針としている。この結果、令和3年度の財産差押を行った件数は1件に留まる。

上記の財産調査方針に基づいた結果、上記サンプルの概要に記載のとおり、サンプルN o. 4、6、9については、いずれも滞納額が30万円以上と多額であり、滞納金額としては上位100件

に入るものの、近年財産調査が行われておらず、それを理由に財産調査や財産の差押等の検討を行われずに、令和3年度に債権額の一部について不納欠損処理を行っている。

市として、不納欠損処理前の財産調査及び財産の差押についてより実効性のある方針を策定することが望ましい。(意見 20)

#### 7. 介護保険システムへの納付交渉状況の網羅的な入力について (意見)

債務者への交渉状況については介護保険システムに入力し管理している。

各サンプルに共通して平成31年の交渉記録がほぼないため課の担当者に理由を問い合わせたところ、別途管理している「訪問催告リスト」では平成31年に訪問催告を行っていることが確認できるものの、平成31年度分の訪問催告の状況について介護保険システムに入力されていないと思われる、とのことであった。

「訪問催告リスト」と介護保険システムの記載内容の双方を確認すれば、「寝屋川市債権管理マニュアル」の求める記録内容は網羅されるものの、交渉履歴が時系列に沿って一元管理されていなければ上席による進捗管理や滞納整理にあたっての今後の方針も立てられないため問題である。債務者との納付交渉状況等については適時に介護保険システムへの入力を漏れなく行う必要がある。(意見 21)

#### 4 交渉と相談

##### (2) 納付交渉の進め方

##### エ 交渉の記録

納付交渉を行った場合、交渉日時、場所、内容、対応者名を記録しておくこと。また、訪問による催告を行った際、訪問日時・訪問場所(住所)・訪問者を記録すること。訪問先がマンション等の場合、マンション名等も記録するなど、訪問場所が特定できるよう、より詳細に記録すること。

(出所:「寝屋川市債権管理マニュアル」)

#### 8. 訪問催告の対象者について (意見)

各サンプルに共通して令和2年度以降の交渉記録が少ないため、課の担当者に理由を問い合わせたところ、コロナ禍のため令和2年度以降訪問催告の対象人数を限定する目的で、「郵便物の返戻があり所在地が不明の者」、及び「分割納付の誓約をしている者」は訪問催告の対象者から除いていることが要因と考えられる、とのことであった。

しかし上記の理由により訪問催告対象外としたサンプルNo.5については令和2年に1月に転居届により所在地が判明しているにも関わらず対象外としており、所在地判明以降一度も交渉を行っていない。またサンプルNo.6は分割納付誓約しているため対象外としているが、納付が行われておらず令和3年度に不納欠損処理が発生している。

そのため、分割納付誓約している場合でも納付が行われていないものについては訪問催告の対象にする等、訪問催告の対象者を見直す必要がある。(意見 22)

9. 分割納付誓約における延滞金について（意見）

「3. 延滞金について（意見）」記載のとおり、介護保険料を滞納した場合延滞金の納付が必要となる。

しかし、分割納付誓約書に債務者が署名する時点では延滞金の金額が確定していないため分割納付対象の債権に延滞金が含まれていない。そのため、分割納付誓約書の記載金額が滞納額の全てではなく別途延滞金の納付が必要である旨を債務者に明示するために、「延滞金については、介護保険料完納後に別途請求させていただきます」等の文言を分割納付誓約書に記載することが望まれる。（意見 23）

【図表 23 市税分割納付誓約書（参考）】

**債務承認及び分割納付誓約書（副本）**      申請年月日 令和    年    月    日

誓約者    住所  
 寝屋川市長 広瀬 慶輔 様      氏名(署名)      電話番号

納税義務者    住所 [REDACTED]  
                   氏名    [REDACTED]  
                   勤務先

下記のとおり債務（納付すべき義務）があることを承認し、納付計画に基づき確実に納付することを誓約します。  
 ただし、正当な理由なくこれを履行しない、又は処分可能な財産が判明した場合、直ちに滞納処分手続きが開始されることを承知いたしました。  
 ■ 分割納付中であっても、法律に基づき督促状が送付されます。  
 ■ **延滞金については、本税完納後に別途請求させていただきます。**

債務承認及び分割を受けようとする税額							納付計画			納付方法		
確定年度	課税年度	税目	通知書番号	期別	納期限	税(料)額 円	滞保 手数料 円	延滞金 円	計 円		回数	納付期日
		合計										1200000

※繰上納付は随意とします。

（出所：市提供資料を監査人加工）

### (3) 介護給付費返還金

(債権の概要)

債権名	介護給付費返還金
所管課	福祉部高齢介護室
法令	介護保険法第 22 条第 3 項、民法第 703 条
条例	-
規則・要綱・マニュアル	寝屋川市債権管理マニュアル
債権の種類	強制徴収公債権、非強制徴収公債権
時効(根拠法)	強制徴収公債権の場合 2 年(介護保険法第 200 条第 1 項) 非強制徴収公債権の場合 5 年(地方自治法第 236 条第 1 項)
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービスを行う事業者は原則として 1 割を利用者に請求し、残り 9 割を介護給付費という形で市町村から委託を受けた国保連合会に請求する。</li> <li>・事業者が介護給付費を過大に請求した場合、通常は差額分を過誤調整すること等で対応するが、この過大な請求が過誤処理で対応できない金額(当該事業者のひと月の請求額を超える)の場合及び不正行為によりなされた場合に介護給付費返還金という形で納付書により当室に直接納付を受ける。</li> </ul>
債権の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非強制徴収公債権の場合、対象事業者が返還を拒むと債権の回収が困難となる。</li> <li>・法人に対する債権のため、代表者個人の資産は債権回収の対象とならない。</li> </ul>
減免・軽減制度について	-
徴収管理システム	-
債権管理業務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業者に対し、返還を求める通知および納付書を送付。(納付期限は通知日よりおおよそ 1 カ月)</li> <li>・返還があれば対応は終了となるが、納付期限を過ぎても支払がない場合納付期限から 20 日以内に督促状を発送。</li> <li>・督促にも応じない場合は、対象事業者側と連絡を取った上で財産調査し、差押さえられる資産があれば徴収する。</li> <li>・対象事業者が財産調査の結果、無資力・無財産で事業の再開の意思もない場合は、執行停止する。</li> <li>・債権の回収に努めた上で、消滅時効を迎えた場合、不納欠損処理を行う。</li> </ul>

財務データ等（単位：千円）				
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年度分				
調定額（A）		34,841	13,690	63,091
収入済額（B）		32,400	11,948	33,824
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		-	-	-
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		2,441	1,742	29,267
収納率（（B）－（C））÷（A）		93.0%	87.3%	53.6%
滞納繰越分				
調定額（A）		4,882	7,284	8,626
収入済額（B）		38	400	-
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		-	-	5,581
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		4,844	6,884	3,046
収納率（（B）－（C））÷（A）		0.8%	5.5%	0.0%
合計				
調定額（A）		39,722	20,974	71,718
収入済額（B）		32,438	12,348	33,824
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		-	-	5,581
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		7,284	8,626	32,313
収納率（（B）－（C））÷（A）		81.7%	58.9%	47.2%
財務データ等に関する補足事項	令和3年度調定の株式会社結（29,267千円）について、相手方から債権の不存在確認の訴えがあり係争中。			

本債権の概要は上記のとおりである。

（監査の結果及び意見）

閲覧したサンプルの概要は以下のとおりである。

(単位：円)

No.	会社名	納付期限	返還金	加算金	主な納付交渉の経緯	
					日付	内容
1	株式会社A	令和4年2月	29,267,249	0	-	寝屋川市福祉部指導監査課の監査等の結果、「居宅介護サービス計画費に係る不当利得の返還請求について（通知）」を发出しているが、当通知内容について訴訟を提起され現在も訴訟中
2	株式会社B	令和1年10月	1,236,619	494,647	H30. 1	平成30年1月30日指定権者である大阪府から指定取消を受ける
					H31. 3	所在地保険者（くすのき広域連合）が平成31年3月に事業者側へ訴訟を提起
					R 1. 8	所在地保険者（くすのき広域連合）側が勝訴し、事業者より分割返済を現在も受ける
					R 1. 9	寝屋川市より令和元年9月24日付「介護給費費返還金等の請求について（通知）」を发出し、返還金及びそれに100分の40を乗じた額の加算金を請求
					R 1. 11	「介護給費費返還金等の請求について（通知）」に係る督促状を発送
					R 4. 7	コロナウイルスの蔓延により訪問日程が調整できない状況としてそれ以降進展なく、不納欠損処理を行う
3	合同会社C	平成29年9月	4,077,256	1,630,902	H29. 4	寝屋川市より平成29年9月24日付で「居宅介護サービス等に係る返還金等の徴収について（通知）」を发出し、返還金及びそれに100分の40を乗じた額の加算金を請求
					H29. 9	「指定取り消しに伴う不正利得の徴収について（通知）」を发出し、大阪市（1,239,232円）、交野市（689,853円）、（くすのき広域連合386,155円）、枚方市（394,810円）、箕面市（109,079円）に通知。

					H29. 9	事業者より分割返済したいとの連絡があるが所要で来庁できないとのこと
					H29. 10	毎月給与支払等で残った残額を職員（事業代表者家族含む）で配分して給与として追加で支払っていることを把握
					H29. 10	事業代表者より分割納付を求める嘆願書、及び返済計画書、収支計画書、通帳の写しを受理
					H30. 6	「居宅介護サービス等に係る返還金等の徴収について（通知）」に係る督促状を送付
					H30. 9	「居宅介護サービス等に係る返還金等の徴収について（通知）」に係る催告書を送付
					R 1. 11	滞納債権整理回収室にて、滞納法人の財産調査（金融機関 12 行）を行い、預貯金 37,597 円を差押。 滞納法人は無資力、無財産であり代表者等は事業再開の意思もないとして滞納債権整理回収室より高齢介護室へ債権が返還され、執行停止を行う
					R 4. 1	不納欠損処理を行う

## 1. 不納欠損処理について（結果）

サンプルN o. 2については、令和元年度に時効の更新事由である督促を行っていることから、令和3年度をもって消滅時効が完成しているため、令和3年度において不納欠損処理する必要があったが、令和4年度に不納欠損処理している。

そのため、債権の消滅時効が完成次第適時に不納欠損処理する必要がある。（結果5）

## 2. 必要に応じた弁護士等の利用について（意見）

市に対して訴訟を提起されたサンプルN o. 1 以外のサンプルでは、事業者への責任追及手段を検討する際、当該事象を専門とする弁護士を利用していなかった。

担当者に理由を確認したところ、弁護士費用のみ発生して債権が回収できない可能性を懸念して利用しなかったとのことであった。

しかし、サンプルN o. 2については、くすのき広域連合では弁護士を利用することにより現在も債権を回収しているのに対し、当市は対策を講ずることができずに令和3年度に債権は不納欠損として処理されている。

また、サンプルN o. 3については、法人財産の差押までに給与として従業員（事業代表者の家族を含む）に支給する等により法人財産を減少させていた可能性もある。

債権額が一定の金額を超える場合等、適宜弁護士を利用して事業者への責任追及及び債権の回収に努めることが望まれる。（意見24）

#### (4) 介護給付費加算金

(債権の概要)

債権名	介護給付費加算金
所管課	福祉部高齢介護室
法令	介護保険法第 22 条第 3 項
条例	-
規則・要綱・マニュアル	寝屋川市債権管理マニュアル
債権の種類	強制徴収公債権
時効(根拠法)	2 年(介護保険法第 200 条第 1 項)
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービスを行う事業者は原則として 1 割を利用者に請求し、残り 9 割を介護給付費という形で市町村から委託を受けた国保連合会に請求する。</li> <li>・事業者が介護給付費を過大に請求した場合、通常は差額分を過誤調整すること等で対応しますが、この過大な請求が不正行為によりなされた場合、返還させるべき金額に 100 分の 40 を乗じて得た額を加算することがあり、これを加算金という。</li> </ul>
債権の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正行為をするような事業者より徴収していくため、対応する中で連絡が途絶える恐れもあり、また、当該事業者に支払能力がなく徴収できないことがある。</li> <li>・法人に対する債権のため、代表者個人の資産は債権回収の対象とならない。</li> </ul>
減免・軽減制度について	-
徴収管理システム	-
債権管理業務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業者に対し、返還を求める通知および納付書を送付。(納付期限は通知日よりおおよそ 1 カ月)</li> <li>・返還があれば対応は終了となるが、納付期限を過ぎても支払がない場合納付期限から 20 日以内に督促状を発送。</li> <li>・督促にも応じない場合は、対象事業者側と連絡を取った上で財産調査し、差押さえられる資産があれば徴収する。</li> <li>・対象事業者が財産調査の結果、無資力・無財産で事業の再開の意思もない場合は、執行停止する。</li> <li>・債権の回収に努めた上で、消滅時効を迎えた場合、不納欠損処理を行う。</li> </ul>

財務データ等（単位：千円）				
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年度分				
調定額（A）		495	-	-
収入済額（B）		-	-	-
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		-	-	-
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		495	-	-
収納率（（B）－（C））÷（A）		0.0%	-	-
滞納繰越分				
調定額（A）		1,631	2,126	2,126
収入済額（B）		-	-	-
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		-	-	1,631
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		1,631	2,126	495
収納率（（B）－（C））÷（A）		0.0%	0.0%	0.0%
合計				
調定額（A）		2,126	2,126	2,126
収入済額（B）		-	-	-
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		-	-	1,631
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		2,126	2,126	495
収納率（（B）－（C））÷（A）		0.0%	0.0%	0.0%
財務データ等に関する補足事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度に不納欠損処理が計上されている滞納法人は「（3）介護給付費返還金（監査の結果及び意見）」サンプルNo. 3</li> <li>・令和3年度に収入未済額で計上されている滞納法人は「（3）介護給付費返還金（監査の結果及び意見）」サンプルNo. 2</li> <li>・上記2社の詳細は、「（3）介護給付費返還金（監査の結果及び意見）」参照。</li> </ul>		

本債権の概要は上記のとおりである。

(監査の結果及び意見)

「(3) 介護給付費返還金 (監査の結果及び意見)」を参照されたい。

### 3. 福祉部 障害福祉課

#### (1) 介護給付費返還金

(債権の概要)

債権名	介護給付費返還金
所管課	福祉部障害福祉課
法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</li> <li>・ 児童福祉法</li> </ul>
条例	-
規則・要綱・マニュアル	寝屋川市指定障害福祉サービス事業者等の監査の実施に関する要綱
債権の種類	強制徴収公債権
時効（根拠法）	5年（地方自治法第236条第1項）
制度の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条又は児童福祉法第57条に基づき、実地した監査の結果、介護給付費の不正請求が認められた事業所等に対して返還金を求める
債権の特徴	障害福祉サービスの不正請求等に基づき徴収するものである
減免・軽減制度について	-
徴収管理システム	-
債権管理業務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 返還金額（加算金を含む場合は含む）を算出する</li> <li>・ 債権者の対応を行う</li> <li>・ 調定を行う</li> <li>・ 返還通知書を発行し提出する</li> <li>・ 納付書を発行する</li> <li>・ 債権管理事務を行う</li> <li>・ 滞納債権の管理体制を整える</li> <li>・ 滞納者に対する措置を行う</li> <li>・ 不納欠損処理を行う</li> </ul>

財務データ等（単位：千円）				
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年度分				
調定額（A）		954	3,984	15,253
収入済額（B）		60	1,800	677
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		-	-	-
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		894	2,184	14,576
収納率（（B）－（C））÷（A）		6.3%	45.2%	4.4%
滞納繰越分				
調定額（A）		16,573	17,467	19,631
収入済額（B）		-	20	2,204
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		-	-	-
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		16,573	17,447	17,427
収納率（（B）－（C））÷（A）		0.0%	0.1%	11.2%
合計				
調定額（A）		17,527	21,451	34,884
収入済額（B）		60	1,820	2,881
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		-	-	-
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		17,467	19,631	32,002
収納率（（B）－（C））÷（A）		0.3%	8.5%	8.3%

※違約金及び延納利息は調定額＝収入未済額であり、上表には含めていない。

（概要の補足）

### 1. 障害福祉サービスの概要

障害福祉サービスは、地域社会における共生の実現及び児童の心身の両面における健やかな養育の目的のもと、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に規定されているものである。これら法によって障害者等の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図るため、市は障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等を実施する事業者に対して介護給付費を給付している。

(市町村等の責務)

第二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。以下同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、**必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。**

二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

(出所：障害者総合支援法)

第一節 国及び地方公共団体の責務

第三条の三 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、**障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。**

(出所：児童福祉法)

2. 障害福祉サービス事業者等に対する監査

市では、自立支援・障害児通所等給付サービスの質の確保及び自立支援給付費等の支給の適正化を図ることを目的として、「寝屋川市指定障害福祉サービス事業者等の監査の実施に対する要綱」を定めて、障害福祉サービス事業者等に対して監査を実施している。

当該監査を実施した結果、介護給付費の請求等に関して不正な事項が認められた場合には、障害福祉サービス事業者等としての指定の取消等の処分のうえ、介護給付費の返還及び 100 分の 40 の加算金の支払を求めている。

令和 3 年度の監査においては、1 件の事業者において介護給付費の返還が生じている。

(経済上の措置)

第 8 条 監査の結果、自立支援・障害児通所等給付対象サービスの内容又は自立支援給付費等の請求に関し不正又は不当な事項が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、**当該不正又は不当な事項に係る全利用者等分の介護給付費明細書等関係書類を対象に、返還金(行**

政上の措置の実施日において、自立支援給付費等の返還請求に関し消滅時効の期限が到来しているものを除く。)を確定し、文書により返還の指示を行うものとする。

2 取消し等処分を行った場合には、当該障害福祉サービス事業者等に対し、法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう指導するものとする。

(出所：寝屋川市指定障害福祉サービス事業者等の監査の実施に関する要綱)

(監査の結果及び意見)

#### 1. 分割返済計画書の適切な保管について (結果)

市は、債務者の経済状況等の要因により債務額の一括納付が困難な場合に、債務者と協議のうえ返済能力に応じた分割返済計画書を作成し、分割返済を認めている。

しかしながら、サンプルで閲覧した1件の債権について、分割返済を認めているにも関わらず、分割返済計画書を紛失している事例が発見された。(結果6)

本債権は、以下のとおりケース記録表において令和元年度以降に毎年度分割返済計画書の作成、提出が記録されているが、令和2年4月13日に作成、提出された分割返済計画書を紛失していたものである。

<ケース記録表における分割返済計画書提出日>

- ・令和元年9月27日
- ・令和2年4月13日
- ・令和3年9月29日

分割返済計画書は、債務者との間で返済計画について合意し、請求の根拠とすべききわめて重要な書類であり、紛失することのないよう適切に保管する必要がある。(結果6 続き)

#### 2. 債権管理簿等の様式について (意見)

障害福祉課では、課で独自に作成した債権管理簿及びケース記録表の様式にしたがい、債権管理を行っている。

しかしながら、これらの債権管理簿及びケース記録表の様式では、各債権の現在残高や消滅時効の起算日や期間といった時効の状況、債務者の資産状況、担保の状況等を記載する欄がなく、現況を把握した上での債権管理が困難な様式となっている。

現状では、本債権が4件のみと件数が少ないため、現在の様式であっても、担当者が個別に状況を把握し、債権管理を行うことが可能であるとのことであるが、今後債権件数が増加した場合や担当者の異動があった場合においては、適時に債権の現況を把握し債権管理事務を実施することが出来なくなることが想定される。

適時に債権の現況を把握し債権管理事務を実施することが出来なければ、本来回収できるはずの債権が回収できない恐れがあるため、適時適切な債権管理に資するよう、他課や他団体の債権管理簿やケース記録表を参考に、債権管理簿等の様式を見直すことが望ましい。(意見 25)

### 3. 延滞金の設定について（意見）

本債権では、寝屋川市指定障害福祉サービス事業者等の監査の実施に関する要綱において加算金（100 分の 40）の支払について定められている一方で、延滞金の支払についての定めがない。これは、加算金については障害者総合支援法第 8 条 2 項及び児童福祉法第 57 条 2 項に定められているが、延滞金についてはこれらの法律において特段の定めがないためとのことである。

一方で、寝屋川市補助金等交付規則では、不正の行為により補助金等の交付を受けたときには、加算金だけでなく延滞金も納付することとされている。

（補助金等の交付の決定の取消し等）

第 16 条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、別に定めるところに従い、あらかじめ答弁書の提出又は弁明の機会を与え、その意見を聴いた上で、当該補助金等の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命じるものとする。

（1）補助事業者が偽りその他不正の行為により補助金等の交付を受けたとき。

（加算金及び延滞金）

第 17 条 前条の規定により返還を命ぜられた者（以下「補助金等返還者」という。）は、当該命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助金等返還者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（出所：寝屋川市補助金等交付規則）

これは、加算金は不正な受給を受けたことに対する罰則的な意味合いであるのに対して、延滞金は適時に返還した者との公平性の観点から、納期限までに納付しなかった者には時の経過に応じた時間価値分の支払を求めるものである。

本債権については補助金には該当しないため寝屋川市補助金等交付規則の適用外である。しかしながら、本債権が不正の行為により受けた給付の返還金であることに鑑みると、納期限までに納付しないことに対して債務者の状況を斟酌するより、公平性の観点から時の経過に応じた時間価値分として延滞金の支払を求めることが、寝屋川市補助金等交付規則の考え方も整合し、合理的であると考えられる。

したがって、本債権については事務負担の増加についても考慮した上で、延滞金の設定について検討することが望ましい。（意見 26）

### 4. 債権管理手続の適切な実施について（意見）

本債権のうち 2 件の債権については、債権発生時に 2 名（夫婦）の債務者が詐欺被告事件とし

て有罪判決を受け、平成 28 年の最高裁上告棄却により実刑が確定し、刑務所へ収監されていたが、当該債務者 2 名は令和元年 7 月、8 月にそれぞれ出所している。

なお、債権のうち 58 万円については、債務者の財産の差押により平成 27 年度に回収済みである。

決定日（調書決裁日）	決定金額	納付期限
平成 26 年 10 月 28 日	16,985 千円	平成 26 年 11 月 10 日
平成 26 年 9 月 8 日	174 千円	平成 26 年 12 月 8 日

（出所：債権管理簿）

しかしながら、市は債務者の出所後も連絡先や居所の確認、財産調査といった何らの債権管理  
手続を行っておらず、現状として債務者の連絡先や居所も把握できていないとのことである。

当該債権は債権残高も多額であり、民法 169 条の定めによる「判決で確定した権利」の消滅時  
効 10 年間の期限も近づいていることから、債務者の連絡先や居所、財産状況を調査したうえで、  
債務承認等による時効の更新や債権回収といった管理手続を適切に実施することが望ましい。

（意見 27）

#### 5. 債権管理の取組のケース記録表への記録について（意見）

本債権のうち 1 件の債権について、滞納が続いているにも関わらず、長期間にわたりケース記録表に何らの交渉履歴の記載がなかった。

これは、実際には定期的な督促や面談のための訪問などの取組を行っているが、債務者の不在のため面談できなかったこと等によりケース記録表に記載していなかったものである。

しかしながら、ケース記録表は上記のような交渉のための取組の履歴も含めて記録することで、今後の取組方針の検討に活用するとともに、対外的な債権管理手続の説明となるものである。

したがって、実際に面談が実現されなかった場合なども含めて、納付交渉の取組についてケー  
ス記録表に記録を残すことが望まれる。（意見 28）

#### 6. 適切な分割返済計画書の作成について（意見）

本債権の分割返済計画書の作成に関連して、以下の 3 点の問題が発見された。

##### （1）期限の利益の喪失が明記されていない

1 件の債権について、分割返済計画書に、寝屋川市債権管理マニュアルで求められている期限の利益の喪失についての記載がされていなかった。

期限の利益の喪失の明記は、分割返済が滞納した場合に債権全額の返済を請求するために必要であり、当該記載が無いと履行遅滞に陥っている債権全額の請求が出来ず、滞納額の一部しか保全できない恐れが生じる。

##### （2）返済期限ごとの具体的な返済額が明記されていない

1 件の債権について、分割納付誓約書及び調査同意書のなかで、以下のとおり納付計画について文言で記載しているのみであり、返済能力の変化に応じて返済額が変更されることを予定しているにも関わらず、返済期限ごとの具体的な返済額が明示されていなかった。

そのため、当該分割納付誓約書及び調査同意書における納付計画では、いつから返済額が増加する予定であり、最終的な返済の完了がいつになる予定であるかが明確にされていない。

## 2. 納付計画

令和3年6月末を始期として、毎月月末限り¥35,000-の分割による返済。ただし、交野市、守口市に対する分割返済が終了した時は、¥25,000-づつ上乗せして返済する。しかしながら、誓約者の年齢、健康状態により分割返済の計画は適宜変更する場合がある。その場合は速やかに報告、相談するものとする。

(出所：分割納付誓約書及び調査同意書)

### (3) 返済計画について適時適切な見直しがされていない

1件の債権について、返済計画書で令和3年3月末を最終支払期限とされており、実際には当該返済計画に従った返済が困難であったにも関わらず、返済計画書の見直しが令和3年9月となっている。また、令和3年9月の見直し時に、令和4年3月末を最終支払期限とする返済計画書を作成、提出させているが、実際には当該返済計画に従った返済が困難であったにも関わらず、監査時点（令和4年8月）で返済計画書の見直しがされていなかった。

これは、返済能力に関わらず当年度の3月末を期限とした返済計画書を作成した上で、履行されなかった際には翌年度4月以降に返済計画書の見直し交渉を行っていることによるものである。

分割返済計画書は、債務者との間で具体的な返済計画について合意し、請求の根拠とすべき書類であり、適切な債権管理のためには、適切な分割返済計画書の作成及び見直しが必要不可欠である。

したがって、債務者に分割返済を認める場合には、①期限の利益の喪失及び②期限ごとの具体的な返済額を明記した分割返済計画書を作成、提出させた上で、③当該計画書にしたがった返済が困難であることが明確になった場合には、最終支払期限前に支払能力を勘案して分割返済計画書の見直しの交渉を実施することで、債権の計画的な回収を図るよう検討されたい。(意見29)

## 7. 代表者個人からの債務回収について（意見）

本債権のうち令和3年度に発生した1件の債権については、特定非営利活動法人による介護給付費の不正受給の返済に関する債権であり、寝屋川市指定障害福祉サービス事業者等の監査の実施に関する要綱に従い、当該法人は対象事業の指定が取消しされているが、法人は存続しているため、法人から債務の返済を受けている。

決定日（調書決裁日）	決定金額	納付期限
令和3年4月16日	15,220千円	令和3年5月17日

(出所：債権管理簿)

しかしながら、当該法人が現在は障害福祉サービスに関する事業を実施していないこと、毎月の返済額と比較し債務額が非常に多額であり全額を返済するまでには15年以上を要する見込みであることから、全額を返済する前に法人が解散し、消滅する可能性がある。一方で、連帯保証人の設定はされていないことから、法人が解散、消滅した場合には、現状では代表者個人などの他者からの債権回収は困難である。

当該債権が特定非営利活動法人による介護給付費の不正受給に起因するものであることに鑑み、不正受給の実際の行為者である代表者個人への請求を可能とするため、債務承認誓約書のなかで代表者個人を連帯保証人とするよう交渉することが望まれる。その上で、連帯保証人となることについて同意いただけない場合には、早期に弁護士等の専門家と相談し、代表者個人の債務を認定するための法的手続の実施可能性を検討することが望まれる。(意見 30)

## 4. 福祉部 保護課

### (1) 寝屋川市生活つなぎ資金

(債権の概要)

債権名	寝屋川市生活つなぎ資金
所管課	福祉部保護課
法令	-
条例	-
規則・要綱・マニュアル	寝屋川市生活つなぎ資金貸付規則(寝屋川市例規集第7編第1章第9節規則第3号)
債権の種類	非強制徴収公債権
時効(根拠法)	5年(地方自治法第236条第1項)
制度の概要	傷病その他の特別の事情により、一時的に生活困窮の状態にある寝屋川市の住民により構成される世帯に対し、生活つなぎ資金を貸し付けることにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。相談者の生活状況を鑑みて最大300,000円の貸付けを行う。
債権の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4カ月以内の据置期間を設定し、返済方法は一時償還又は月賦均等償還としている。</li> <li>・借受人からの返済が難しい場合、連帯保証人に返済を促す。</li> </ul>
減免・軽減制度について	-
徴収管理システム	つなぎ資金システム
債権管理業務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月末にその月に貸付けた金額の一括調定を行う。日々会計室から返却されたOCR(納付書)の収納処理を行い、月末に収入金更正を行う。</li> <li>・納付期限に納付がない場合は借受人に、納付期限から2カ月経過した場合は保証人に督促状を発行する。催告書は返済状況を確認し、6カ月以上返済が滞っている貸付に対して発送する。</li> <li>・当初の分割金額での支払が難しいとの申出があった場合、再分割申請を受理する。</li> <li>・課長、債権担当係長、債権担当者によってつなぎ資金システムで台帳の管理を行っている。</li> <li>・督促状発行日及び最終入金日から5年経過したものを不納欠損対象とする。つなぎ資金システムにて時効対象者一覧表を作成し、台帳の経過記録を確認した上で時効対象者を選定。不納欠損リストを作成し処理を行う。</li> </ul>

財務データ等 (単位：千円)				
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年度分				
	調定額 (A)	1,360	776	294
	収入済額 (B)	950	626	294
	(うち還付未済額) (C)	-	-	-
	不納欠損額 (D)	-	-	-
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	410	150	-
	収納率 ((B) - (C)) ÷ (A)	69.8%	80.7%	100.0%
滞納繰越分				
	調定額 (A)	9,753	8,207	6,632
	収入済額 (B)	1,140	814	329
	(うち還付未済額) (C)	-	-	-
	不納欠損額 (D)	816	911	1,482
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	7,797	6,482	4,822
	収納率 ((B) - (C)) ÷ (A)	11.7%	9.9%	5.0%
合計				
	調定額 (A)	11,112	8,983	6,926
	収入済額 (B)	2,090	1,440	623
	(うち還付未済額) (C)	-	-	-
	不納欠損額 (D)	816	911	1,482
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	8,207	6,632	4,822
	収納率 ((B) - (C)) ÷ (A)	18.8%	16.0%	9.0%

本債権の概要は上記のとおりである。

(監査の結果及び意見)

当債権の債務者リストから抽出、閲覧したサンプルのうち、指摘事項が発見されたサンプルの概要は以下のとおりである。

(単位：千円)

No.	償還開始 年月	償還終了 年月	滞納額	主な交渉の経緯
1	H29年6月	H31年1月	200	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H30. 2月自宅訪問、H30. 6月勤務先に架電</li> <li>・ R 2. 11月催告書送付</li> </ul>

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R 3. 12 月督促状送付</li> <li>・ 連帯保証人へはH30. 1 月架電のみ</li> </ul>
2	H20 年 2 月	H21 年 9 月	185	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H20～H24 年にわたり年に 1 回程度自宅訪問、一部回収</li> <li>・ H25. 5 月催告書送付</li> <li>・ H26. 8 月（滞納債権整理回収室）民事訴訟法による手続開始のお知らせ送付</li> <li>・ H26. 11 月本人から分割納付を希望</li> <li>・ H27. 3 月分割納付不履行による催告書送付</li> <li>・ 連帯保証人へはH20. 12 月自宅訪問のみ</li> </ul>
3	H27 年 10 月	H29 年 3 月	165	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H29. 4 月分割納付申請あり</li> <li>・ H29. 10 月自己破産</li> <li>・ H28. 3 月連帯保証人より保証人の同意なしに署名させられたため辞退したいと申し出あり。ただし署名は本人がしていることは認めている</li> </ul>

※ 上記以外に毎月の返済期日の翌月に本人へ、翌々月に連帯保証人へ督促状が発送されている。

#### 1. 連帯保証人からの債権回収について（結果）

下図表のとおり、令和元年度から令和3年度に本人及び連帯保証人への財産調査、及び財産の差押が一切行われておらず、令和元年度から令和3年度に不納欠損処理した債権についても不能欠損処理に至るまでに本人及び連帯保証人への財産調査、及び財産の差押は行われていなかった。（結果7）

【図表 24 財産調査・差押・不納欠損の状況】

対象	内容	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		件数	債権金額	件数	債権金額	件数	債権金額
本人	財産調査対象とした件数・債権金額	-	-	-	-	-	-
	差押え対象とした件数・債権金額	-	-	-	-	-	-
	実際に差押えにより回収できた件数・金額	-	-	-	-	-	-
連帯保証人	財産調査対象とした件数・金額	-	-	-	-	-	-
	差押え対象とした件数・金額	-	-	-	-	-	-
	実際に差押えにより回収できた件数・金額	-	-	-	-	-	-

不納欠損額	14	816.0	16	910.5	16	1,481.5
上記不納処理した債権のうち差押え等で回収できた金額	-	-	-	-	-	-

（出所：市提供資料）

制度趣旨から、本人の滞納可能性が高いことを想定して連帯保証人が設定されていると考え

られ、市は本人だけでなく連帯保証人からの回収に務めなければならない。(結果7続き)

## 2. 連帯保証人辞退希望者への対応について (結果)

サンプルN o. 3について、連帯保証人からの連帯保証に関する辞退申し出があったことを理由に、平成28年11月以降連帯保証人への督促状が送付されていなかった。

市提出の納付交渉履歴等によれば、辞退申し出の理由は、連帯保証人が「同意なく保証書に署名させられた」こととのことであるが、その一方で当該貸付金融資時の連帯保証署名は保証人が自ら署名したと認めている等の齟齬があったため、結果的に市と債務者、連帯保証人の間で正式な連帯保証に関する合意解除には至っていないとのことであった。当該連帯保証人を他の連帯保証人と同様に取扱い、連帯保証人に対する督促等の手続を引き続き行う必要がある。(結果8)

## 3. 債権管理システム(つなぎ資金システム)の情報更新について (結果)

サンプルN o. 3において、紙の関連資料には電話番号の変更の旨が記載されていたものの、債権管理システム(つなぎ資金システム)において電話番号が変更されておらず、古いままであった。

円滑な納付交渉のためには、債権管理システムへの情報更新を適時かつ適切に行い、紙面とシステムの情報が乖離することを防ぐ必要がある。(結果9)

## 4. 返済期日に返済されなかった生活つなぎ資金に対する利息の設定について (意見)

寝屋川市生活つなぎ資金は、金銭に時間的価値があるため、貸付けを行う際には利息が発生するのが当然であるものの、困窮者保護という制度の趣旨により無利息で貸付けを行っているものである。

しかし、返済期日に返済されなかった生活つなぎ資金に対してもなお利息が設定されていない。この点について担当者に問い合わせたところ、市としては困窮者の保護を重視し設定していないとのことであった。

返済期日に返済がなかった時点で制度の趣旨を逸脱していると考えられること、及び当債権に設定されている連帯保証人からの回収も可能であることを考えれば、制度を悪用した返済期日の過度な延長を防止する趣旨からも、返済期日までに返済されなかった生活つなぎ資金については通常の貸付金と同様に利息を設定することを契約書に明示の上、利息も回収することを検討されたい。(意見31)

## (2) 生活保護法返還金

(債権の概要)

債権名	生活保護法返還金
所管課	福祉部保護課
法令	生活保護法
条例	-
規則・要綱・マ ニュアル	寝屋川市生活保護法施行細則 返還金及び徴収金事務管理マニュアル
債権の種類	生活保護法第 63 条に基づく債権は非強制徴収公債権 生活保護法第 77 条の 2、第 78 条に基づく債権は強制徴収公債権
時効(根拠法)	5 年(地方自治法第 236 条第 1 項)
制度の概要	<p>(1) 法第 63 条による返還金 生活保護法は、法第 63 条において、費用返還義務を「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。</p> <p>(2) 法第 77 条による徴収金 生活保護法は、法第 77 条第 1 項において、費用等の徴収を「被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」と定めている。</p> <p>(3) 法第 78 条による徴収金 生活保護法は、法第 78 条第 1 項において、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定めている。</p>
債権の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権の発生理由は多岐に渡り、返還金額も数十円から数千万円まで様々である。</li> <li>・生活保護受給者からの徴収であるため、返還すべき金額を既に消費していた場合、まとまった金額での返還が困難となる。</li> <li>・法第 77 条の 2、法第 78 条徴収金に関しては一括での返済が困難な場合、原則生活保護費から分割で代理納付を行っている。</li> </ul>
減免・軽減制 度について	-
徴収管理シス	生活保護システム

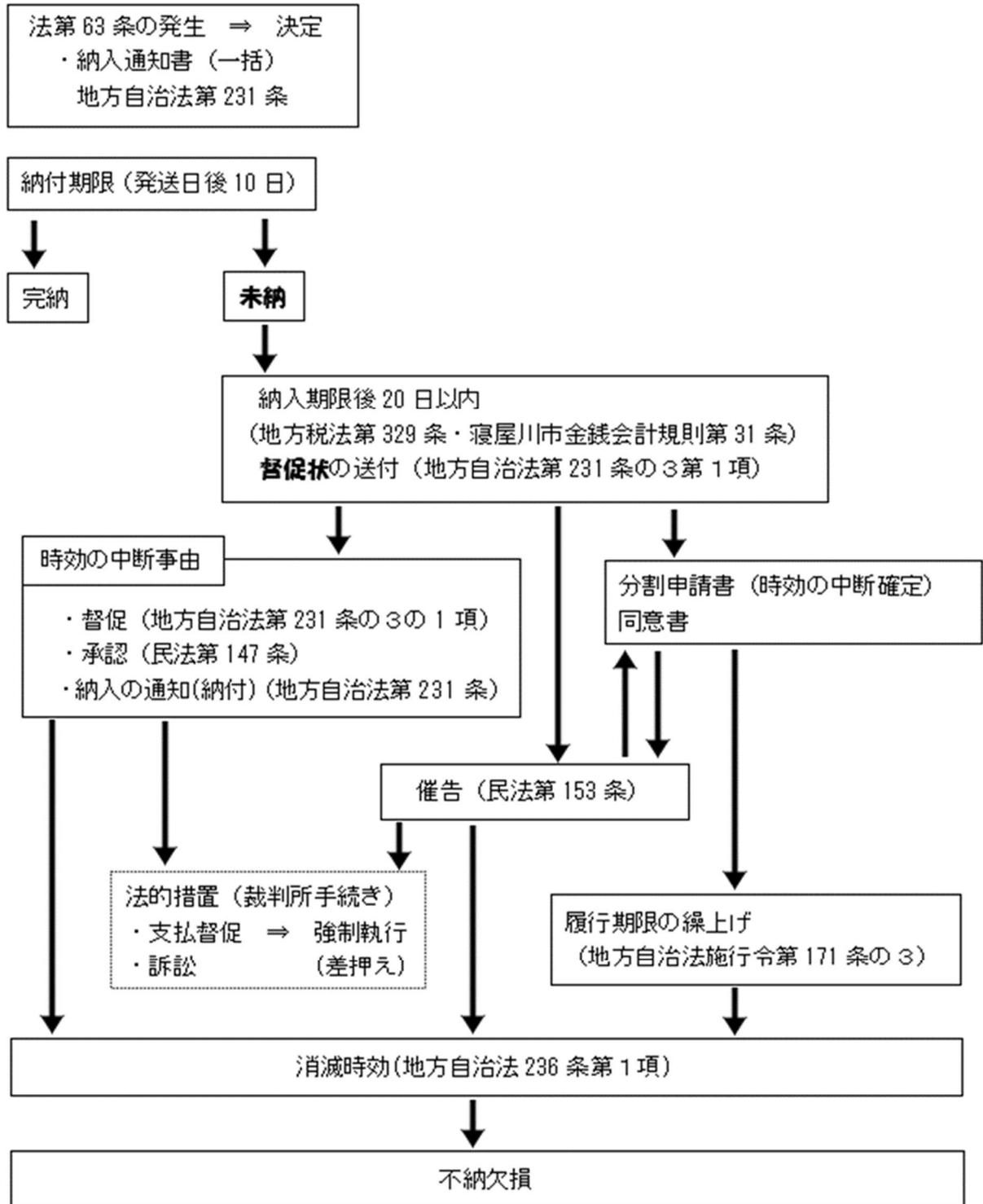
テム	
債権管理業務 の流れ	【図表 25】 参照。

【図表 25 債権管理業務の流れ】

非強制徴収公債権（地方自治法施行令第 171 条の 2）

生活保護法第 63 条返還金

生活保護法第 78 条徴収金（平成 26 年 6 月 30 日以前の保護費に係るもの）

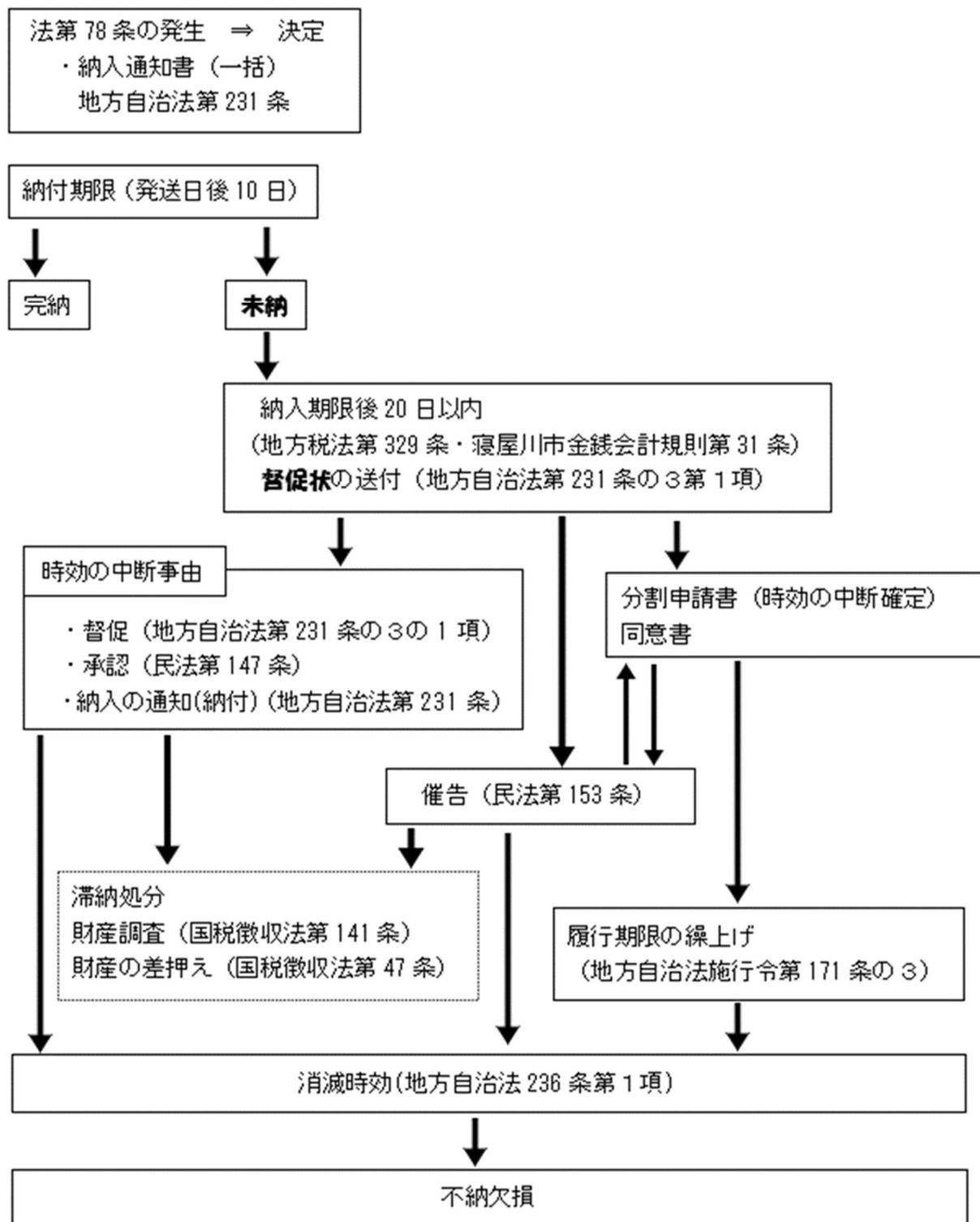


（出所：市提供資料）

強制徴収公債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）

生活保護法第 78 条徴収金

生活保護法第 63 条返還金（平成 30 年 10 月 1 日以降の保護費に係るもの（発生事由により異なる））



（出所：市提供資料）

財務データ等（単位：千円）				
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年度分				
調定額（A）		174,429	154,155	183,952
収入済額（B）		115,171	113,303	123,200
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		-	-	-
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		59,258	40,852	60,752
収納率（（B）－（C））÷（A）		66.0%	73.5%	67.0%
滞納繰越分				
調定額（A）		586,001	596,613	589,348
収入済額（B）		36,156	37,907	30,661
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		12,490	9,792	7,130
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		537,354	548,914	551,557
収納率（（B）－（C））÷（A）		6.2%	6.4%	5.2%
合計				
調定額（A）		760,430	750,768	773,300
収入済額（B）		151,327	151,210	153,862
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		12,490	9,792	7,130
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		596,613	589,766	612,309
収納率（（B）－（C））÷（A）		19.9%	20.1%	19.9%

本債権の概要は上記のとおりである。

（監査の結果及び意見）

当債権の債務者リストから抽出、閲覧したサンプルのうち、指摘事項が発見されたサンプルの概要は以下のとおりである。

(単位：円)

No.	返還金の種類	返還決定年月日	返還決定額	既返済額	滞納額	返還発生理由、現在まで滞納に至る経緯
1	第78条徴収金	2016/2/26	14,349,871	6,000	14,343,871	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年11月に寝屋川市外に転居していたことが平成28年2月に確認され、平成22年12月から平成28年2月までの不正受給が発覚（平成22年12月から平成23年1月分は時効が成立したため徴収ができない）。</li> <li>上記は、ケースワーカーが訪問調査を行っていないにも関わらずに虚偽の報告を行っていたことが要因であり、当ケースワーカーは平成28年3月に懲戒処分（戒告）を受けている</li> <li>転居後は寝屋川市だけでなく他市でも生活保護を受給</li> <li>令和3年12月に分割納付を誓約後、令和3年12月分、令和4年2月分の収納あり（月3,000円）</li> </ul>
2	第78条徴収金	2017/10/12	10,464,907	50,000	10,414,907	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年2月から平成28年12月まで収入の過少申告を行っていたことにより返還金が発生（決裁日より5年以前（～平成24年）は時効により返還金の徴収ができないため債権放棄となる）。</li> <li>平成29年1月1日付で生活保護を廃止</li> <li>分割納付を誓約後平成29年11月から平成30年3月までは月10,000円の収納あり。本債権については以降収納なし</li> <li>令和4年6月に分割納付申請書の提出があり月4,000円（他債権を合わせると月10,000円）の返済予定</li> <li>令和4年9月に他債権分の収納4,000円あり</li> </ul>
3	第78条徴収金	2015/1/14	10,086,576	401,576	9,685,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年11月に家賃収入と思われる収入が確認され、口座の入金を確認したところ平成22年4月に住宅金融支援機構から300万円超の融資を受けていることが確認され、生活保護を廃止</li> <li>分割納付を誓約しており平成27年2月分から令和4年6月分までの分割納付の収納あり。</li> <li>平成27年2月分から平成28年1月分まで月10,000円の返済、平成29年8月分からは月5,000円の返済</li> </ul>
4	第63条返還金	2018/4/4	5,478,064	0	5,478,064	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年3月生活保護受給開始</li> <li>平成30年3月に障害厚生年金の認定が下りる</li> </ul>

						<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年 4 月に遡及支給決定による返還金決定を受けケースワーカー同行の上銀行に行くことになる旨説明するも以降体調不良等を理由に銀行に行かず</li> <li>・平成 30 年 8 月に下記内容の分割返済で同意するも一切納付なし (平成 30 年 9 月に 5,000,000 円の返済、残額については月 5,000 円の分割返済)</li> <li>・令和 2 年 2 月に月 4,000 円分割納付申請書の提出あるも一切納付なし</li> </ul>
5	第 78 条 徴収金	2012/ 1 /16	6,234,938	1,515,000	4,719,938	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 3 年 8 月頃生活保護受給開始</li> <li>・平成 23 年 8 月に課税調査により収入未申告が発覚、過年度の未申告の確定申告も発覚、平成 24 年 2 月に生活保護を停止、平成 24 年 8 月に生活保護を廃止</li> <li>・平成 24 年 11 月に確定申告による還付金により一部徴収金を返済</li> <li>・詐欺事件(就労収入の不正申告)として刑事告訴され平成 25 年 2 月に実刑判決</li> <li>・平成 29 年 3 月分割納付を誓約(月 8,000 円)、平成 29 年 4 月に納付困難なため再分割申請(月 5,000 円)があり令和 4 年 9 月分までの分割納付の収納あり</li> </ul>
6	第 78 条 徴収金	2021/ 8 /11	4,642,347	90,000	4,552,347	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年 4 月生活保護受給開始</li> <li>・令和 3 年 1 月に通報あり(内容は隠し口座、同居人の存在、金銭使用状況等)、預金調査を行う</li> <li>・令和 3 年 2 月に 2,227,500 円(R 2. 8. 1~R 3. 2. 2)の未申告収入、3 月に 12,156,000 円(H29. 2. 21~R 3. 3. 19)の未申告収入、4 月に 332,152 円(H29. 2. 21~R 4. 4. 9)の未申告収入がある未申告口座を複数発見</li> <li>・令和 3 年 5 月に本人に状況を確認、本人より受給辞退届が提出され生活保護を廃止。保有通帳のコピーを後日提出するように連絡するが連絡なし</li> <li>・令和 3 年 8 月通報により上記以外の複数の未申告口座が発見され 12,620,520 円(H29. 2. 21~R 3. 5. 17(廃止日))の未申告収入を確認</li> </ul>

						<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年8月本人より預金はすでに費消しており一括返済不可との申し出があり分割納付を誓約</li> <li>・分割納付を誓約後令和3年10月分から令和4年5月分までの分割納付（月10,000円）の収納あり</li> </ul>
7	第78条 徴収金	2011/3/11	4,080,353	227,000	3,853,353	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年11月傷病により生活保護受給開始</li> <li>・平成23年1月暴力団所属及び自動車の所有を確認、警察へ被害届提出</li> <li>・平成23年2月逮捕、生活保護を廃止</li> <li>・平成29年7月他市で生活保護を受給しており、寝屋川市への返還金の分割納付誓約、平成23年、平成29年8月から令和4年8月分までの分割納付の収納あり</li> <li>・平成23年4月分から平成23年8月分まで月10,000円の返済、平成23年9月分からは月3,000円の返済</li> </ul>
8	第63条 返還金	2022/3/16	3,743,977	0	3,743,977	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年8月傷病により生活保護受給開始</li> <li>・令和3年9月生活保護法第29条に基づく照会の結果預貯金の保有が判明し返還金が発生、ただし入院中のため預金引き出しができず保護継続</li> <li>・令和3年11月本人より転居及び保護廃止の希望があり廃止</li> <li>・保護受給期間中の医療機関からの請求額が確定した後令和4年3月返還金額確定、及び返還額決定通知書郵送、令和4年4月督促状郵送、令和4年7月催告状を郵送</li> <li>・令和4年9月に分割納付申請書の提出があり、6か月間分のみ分割納付を誓約。以降は後日再設定。</li> </ul>
9	第77条の2 徴収金	2021/6/1	3,100,000	250,000	2,850,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年に障害年金支給の申請を行い、遡及支給も含めて支給が入り次第市へ連絡をするように伝えられる</li> <li>・令和3年1月障害年金の遡及支給を4,159,999円受領していたが市には連絡がなく、市が令和3年4月にマイナンバー照会により入金を確認し返還金となる</li> <li>・令和3年5月時点で1百万円程度を残し使用済みであり残額を返還金に充当し残りの3百万円については分割納付を誓約</li> <li>・分割納付を誓約後令和3年6月から令和4年8月分までの分割納</li> </ul>

						<p>付の収納あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年6月分から令和3年12月分まで月20,000円の返済、令和4年1月から令和4年3月分まで月10,000円の返済、令和4年4月分からは月20,000円の返済</li> </ul>
10	第78条 徴収金	2016/9/1	3,240,090	542,090	2,698,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年1月から平成28年5月まで生活保護受給、うち平成24年1月から平成28年5月までの期間で住宅扶助を目的外使用（家賃滞納）が発覚し返還金が発生</li> <li>・令和2年3月から再度生活保護受給開始</li> <li>・分割納付を誓約しており令和2年4月から令和4年8月分までの分割納付の収納あり</li> <li>・令和2年4月分2,090円令和2年5月、6月、10月分2万円、令和2年10月分から月3万円の返済</li> </ul>
11	第78条 徴収金	2017/9/5	2,602,134	255,000	2,347,134	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年7月に昭和60年から恩給を得ていたが未申告であったことが発覚し、過支給が発生（返還決定額は時効未到達分のみを計上）</li> </ul> <p>なお、恩給振込口座は資産報告書で未申告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年9月恩給振込口座の通帳提出を求めたところ破棄されていた</li> <li>・平成29年9月恩給振込口座の入出金履歴を調査（10年分のみ入手可能であった）</li> <li>・分割納付を誓約しており平成30年4月から令和4年8月分まで月5,000円の分割納付の収納あり（一部未納月あり）</li> <li>・令和4年1月施設入所に伴い移送費88,000円、家財処分料344,850円認定</li> <li>・令和4年3月本人死亡。生活保護受給世帯のため分割納付は引き続き納付</li> </ul>
12	第78条 徴収金	2021/3/17	1,242,556	225,556	1,017,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月に配偶者収入未申告が課税調査により判明し過支給が発生</li> <li>・令和3年6月同居家族転出に伴い人員減</li> <li>・令和3年3月から令和4年8月分まで月20,000円の分割納付の収納あり</li> </ul>

13	第 78 条 徴収金	2013/ 2 /22	882, 990	0	882, 990	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年 5 月より居住実態がないことが判明し平成 24 年 5 月から平成 24 年 11 月まで過支給が発生</li> <li>・平成 29 年 10 月督促状発送後に本人より連絡あり。本人によると平成 24 年 5 月より生活保護廃止事由が発生する旨担当ケースワーカーに電話で伝達済みであり、書面での廃止届は不要と言われたため書面では提出していない、保護費振込先は元配偶者管理であるため生活保護の受給が継続していたことは知らなかったとのこと。</li> <li>・平成 30 年 1 月に催告書発送。それ以降対応なし</li> </ul>
14	第 63 条 返還金	2016/ 3 /29	467, 748	5, 000	462, 748	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年 12 月に厚生老齢年金の認定の変更が行われておらず、平成 26 年 12 月から平成 27 年 5 月までの過支給が発生</li> <li>・分割納付を誓約しており平成 28 年 5 月より一部分割納付の収納あり</li> <li>・平成 28 年 12 月死亡</li> <li>・相続人の把握を行い、相続人 3 名のうち 1 名の相続放棄を平 29 年 4 月確認。以降対応なし</li> </ul>
15	第 63 条 返還金	2021/ 6 /17	462, 580	0	462, 580	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年 4 月に障害者手帳更新時に等級が変更されるが生活保護の障害者加算の削除が行われず、平成 31 年 4 月から令和 3 年 5 月までの期間の過支給が発生</li> <li>・令和 3 年 7 月より体調悪化により市内の近親者近所へ転居を希望し令和 4 年 3 月に引っ越し（3 社見積の結果 430, 000 円支給）</li> <li>・令和 4 年 3 月に障害者加算の等級が変更となり障害者加算支給</li> </ul>
16	第 63 条 返還金	2020/ 2 /19	173, 580	0	173, 580	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年 2 月に令和 2 年 1 月の転居が確認され以降の生活保護が過支給となる</li> <li>・転々と施設入所等転居、令和 3 年 3 月所在地判明</li> </ul>

## 1. 生活保護の廃止手続について（意見）

サンプルN o. 6において、財産調査により令和3年2月の時点で未申告口座及び2百万円超の未申告収入が判明しており、同年3月には複数の未申告口座及び10百万円超の未申告収入が判明している。令和3年2月の時点で生活保護廃止理由が発生しているにもかかわらず、令和3年5月17日に「継続して収入を得ることが不確実であるが、保護から脱却の意思が固いため」との理由で本人が辞退届を提出するまで生活保護手続を廃止せず、その間においても生活保護費の支払が継続されていた。

生活保護廃止手続に期間を要した理由を市に問い合わせたところ、未申告口座について本人が自身の金銭であることを否定したことにより口座の実態の把握に時間を要したため、とのことであるが、廃止に至るまでに期間を要したことから債務が当該生活保護費3カ月分増加している。そして現在、上記3カ月分を含んだ返還金を滞納していることから、最終的に返済されなかった場合には廃止手続の遅れにより市の損害額を増やすこととなる。

また、当サンプルの返還金も医療費を含んでいるが、一般的に医療費の額についても確定に時間を要することが多い。

そのため、最低限の生活が可能収入や、すぐに活用可能な預貯金がある場合は、保護停止処理を行う等、債権額を増やさない対応を迅速に行うことが望ましい。（意見32）

## 2. 債権管理システム（生活保護システム）への入力について（結果）

以下のサンプルにおいて、生活保護システムへの入力漏れや入力誤り等があった。

N o.	生活保護システムへの入力漏れの内容及びその結果発生した問題
13①	資力発生日が平成24年5月1日であるものを誤って平成25年5月1日と登録
13②	市と被保護者の保護停止処理に関する認識の相違があったため処理が遅れた（市は被保護者無断転居のため被保護者の状況を把握できず、家庭訪問および調査の結果生活保護を廃止すべき状況を把握した段階で廃止決定を行い、システムに遡及入力を行った。一方、被保護者によると、担当ケースワーカーへ被保護者より生活保護辞退の旨の口頭連絡を行ったとのこと。その結果、返還金が発生）
14	市職員が生活保護システムより厚生老齢年金の認定登録を誤って削除した（その結果返還金が発生）
15	障害者手帳更新時に障害者加算の削除が必要であったが、削除が漏れたこと（その結果返還金が発生）

N o. 13①の資力発生日の登録誤りは、時効管理等に影響を及ぼす可能性がある。

N o. 13②の生活保護廃止連絡の失念については、被保護者への聴取の結果であり、通常生活保護辞退を口頭のみで受けることはないとのことであるが、ケースワーカーへ書面提出の必要性を周知徹底する必要がある。

N o. 14、15については、被保護者からすれば自分に過失なく返還金の返済義務が発生している状況である。

生活保護システムへの登録内容の変更件数は、1カ月分で約5,700世帯分、世帯によっては1

世帯で複数の変更が発生する場合もあり膨大な件数となる。登録内容の変更については、決裁にて課長まで確認しているとのことであったが、今回監査にあたり抽出したサンプル 16 件のうち 3 件にシステム登録内容に誤りがあり、うち 2 件でその誤りにより返還金が発生している状況であるため、登録誤り等を防ぐためには現行の体制に改善が必要であると推察される。

そのため、債権管理システム（生活保護システム）の登録内容を変更する際に、登録誤り等を防ぐ内部統制を構築する必要がある。特に生活保護支給金額に影響を与える各加算等の変更については、チェックリストを作成の上、更新頻度等を考慮し定期的に確認を行う等効果的な内部統制を構築する必要がある。（結果 10）

### 3. 相続状況の確認について（結果）

市は、債務の返済途中で債務者が死亡した場合には、債務者の財産の相続人の有無を確認し、相続人がいる場合には相続人から引き続き返還金の返済を受ける必要がある、相続人がいない場合または相続人全員が相続を放棄している場合には、法令に従い執行停止のうえ不納欠損処理を行う必要がある。

サンプル N o. 14（生活保護法第 63 条返還金。非強制徴収公債権。）においては、相続人が 2 名いることが確認されている。1 名の相続放棄は平成 29 年 4 月に確認されているが、残り 1 名については相続放棄の依頼書を送付しているものの返送がないままとなり相続状況の確認が行われていない。

そのため、財産の相続人全員の相続状況を確認し、必要な滞納整理手続を行う必要がある。（結果 11）

### 4. 悪質な生活保護の不正受給への加算金について（意見）

生活保護法第 78 条において、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」との規定があるが、市で当規定を適用している事例は 1 件のみである。

所管課に問い合わせたところ、生活保護の受給を継続しているものも多いことから生活保護制度の趣旨に反すると考えていること、また返済資力がないため徴収額を増額しても回収できないため、とのことであった。

しかし、生活保護を廃止している事例もあること、また、追加の徴収額がない場合、市から不正に得たものであるにも関わらず、実質無担保無利息で貸付けを受けているような状況となることから、市民の理解は得られないと考えられる。

そのため、悪質な生活保護の不正受給については、生活保護法第 78 条の規定を適用し加算金の徴収について検討されたい。（意見 33）

### 5. 長期に渡る職員の職務怠慢により発生した市への損害に対する責任追及について（意見）

サンプル N o. 1 は、平成 22 年 12 月から平成 28 年 2 月までの 5 年以上の長期に渡って、職

員（ケースワーカー）が訪問をせずに虚偽の訪問調査報告を行うという職務怠慢が一因となり発生した債権である。結果的に、14 百万円を超える多額の不正受給が発生しているが、職員への処分は懲戒処分戒告のみとなっている。

被保護者の所在が把握されていること、不正受給発覚当時は返還の意思を示したことを理由に、当該職員への損害賠償請求等の検討は行わなかったとのことであるが、不正受給が発覚した時点ですでに平成 22 年 12 月から平成 23 年 1 月分については時効が成立しており債務者への請求もできない状況であった。

一時的ではなく長期に渡る職務怠慢が多額の返還金の発生の一因となっており、悪質性も高いと考えられることから、今後同様の案件が発生した際には、市内外の弁護士等専門家利用により、職員の職務怠慢に対するより明確な責任追及を行い、厳格な処分を検討できるような体制を構築されたい。（意見 34）

## 6. 悪質な不正受給者等への責任追及について（意見）

市は、生活保護法第 63 条、及び第 78 条を適用する際にケース診断会議を開催することを必須としており、同会議で不正金額及び内容を検討した結果、悪質な不正受給者に対する責任追及の一環として刑事告訴を行うか否か判断することとしている。

しかし、実務的には件数が多いため起案時の返還審査調書を持って書面決議となることが通常となっており、悪質な事例についてのみ会議を開催し刑事告訴を行うか否か判断しているとのことである。（閲覧したサンプルでは No. 6 についてケース診断会議を開催している。）

ケース診断会議により実際の刑事告訴に至った直近 3 年度の件数は以下のとおりである。

【図表 26 直近 3 年度の刑事告訴件数】

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
刑事告訴件数	0 件	0 件	1 件

「生活保護に関する不正事案への対応について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成 26 年 4 月 1 日 社援保発第 0401 第 1 号）」においては、以下のとおり告訴等を検討する判断基準（目安）が記載されており、「公務員が職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発の義務が生じる（刑事訴訟法第 239 条第 2 項）ことにも留意しつつ、悪質な不正事案に対しては、これらも参考にして、積極的に告訴等を含めた厳正な対応をとられたい。」としている。

次のいずれかに該当するものであること

- ① 不正受給金額が高額である（高額であることを理由に告訴等を行う基準としては、100 万円以上を目安としている自治体が多い。）
- ② 収入等に関する提出書類に意図的に虚偽を記載する、又は偽造、改ざんをするなど悪質な手段を講じている
- ③ 不正受給期間が長期にわたる
- ④ 生活保護制度の趣旨に反した用途のために不正受給を行ったものである（ギャンブル、浪費等）

- ⑤ 過去にも不正受給をした事実がある
- ⑥ 告訴等の手段をとらない場合、返還の見込みが無い（費用徴収に応じない等）
- ⑦ その他特に悪質であると認められる事実がある（複数の福祉事務所で重複して不正受給している等）

（出所：厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成26年4月1日 社援保発第0401第1号）

高額な返還金が発生しているサンプル事例は、本人が意図して過少申告を行うことが原因であるものが多い。

例えば、サンプルNo.1は、他市に転居し他市で生活保護を受給しているにも関わらず、寝屋川市からも重複して生活保護を受給し続けていることから、悪質性は非常に高いと考えられる。しかし、不正受給の要因が職員の職務怠慢であることを理由に不正受給者への刑事告訴等の責任追及が行われていない。しかし当理由により不正受給者に責任追及が行われないのは経済性、公平性の観点から望ましいとはいえない。

生活保護は生活困窮者のセーフティネットであるが、市の業務として市民の理解は得るためには、制度を悪用するものに対して毅然とした対応を取る必要がある。

そのため、不正受給金額が一定以上の金額のものや悪質性の高い事例については、上記通知に則り、債権回収業務に精通した弁護士等の専門家を利用して積極的に告訴等を含めた厳正な対応をとることが望まれる。（意見35）

また、サンプルNo.9は、返還金の発生理由が不正受給によるものではないものの、年金の遡及収入について故意に使用した上で返還金の一括返済は困難であるとして少額の分割返済とし、かつ生活保護は継続して受給しており十分に悪質性は高いと考えられる。

返還金の発生理由が不正受給によるものではないものについても、上記通知を参考に不正受給と同様に厳正な対応をとることが望ましい。（意見35 続き）

#### 7. 返還金滞納時の財産調査の必要性について（意見）

当債権は、生活保護受給者が債務者であることが多く、生活保護受給者の財産は差押ができないことが通常であるため、以下のとおり債権の回収を目的とした金融機関等への財産調査、及び差押は基本的に行われていない。

【図表 27 財産調査及び財産差押件数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
財産調査件数	0件	0件	0件
財産差押件数	0件	0件	0件

しかし、以下のサンプルでは記載した理由で財産の保有がある可能性があり、財産調査を行う必要があったと考えられる。

No.	財産保有の可能性があると考えられる根拠
1	他市でも生活保護を受給していたと考えられることから、預金等の財産を保有している可能性がある
2	収入の過少申告が不正受給の発生要因であるため、預金等の財産を保有している可能性がある
3	不動産取得のための融資を受けていることから不動産の保有が想定される。また住宅金融支援機構からの融資が受けられていることや、家賃収入があることから、未申告の預金等の財産の保有の可能性もある。
5	収入の過少申告が不正受給の発生要因であるため、預金等の財産を保有している可能性がある
7	自動車の所有を未申告であったことから、他の財産を保有している可能性がある
12	収入の過少申告が不正受給の発生要因であるため、預金等の財産を保有している可能性がある
13	生活保護を不正受給していた口座に残高がある可能性がある

返還金の債権数は多く全ての債権に対して財産調査を実施することは費用対効果を鑑みても現実的ではないが、少なくとも一定の金額以上の債権や、個別に財産保有可能性の高いと判断される不正受給者については財産調査を積極的に行えるよう債権担当者の増員を図り、早期の債権回収に努めることが望まれる。(意見 36)

#### 8. 分割納付誓約時の財産調査の必要性について (意見)

分割納付誓約の現在の1カ月の返済額は以下のとおりである。定期的に返済金額の見直しは行われるが、回収に必要な年数を推定すると全額の返済が見込まれるものは少ない。

閲覧したサンプルのうち、分割納付期間が長期にわたっているものの状況を抜粋し、以下に要約する。

No.	未納額 (円)	1カ月の 分割納付額 (円)	回収に必要な 年数 (年)
1	14,343,871	3,000	398.4
2	10,414,907	5,000	173.6
3	9,685,000	5,000	161.4
4	5,478,064	4,000	114.1
5	4,719,938	5,000	78.7
6	4,552,347	10,000	37.9
7	3,853,353	3,000	107.0
8	3,743,977	分割納付誓約書なし (ただし令和4年9月に分割納付誓約書の提出あり)	
9	2,850,000	20,000	11.9

10	2,698,000	30,000	7.5
11	2,347,134	5,000	39.1
12	1,017,000	20,000	4.2
13	882,990	分割納付誓約書なし	
14	462,748	相続発生以降状況不明	
15	462,580	分割納付誓約書なし	
16	173,580	分割納付誓約書なし	

(出所：市システム及び分割納付誓約より監査人作成)

分割納付の月々の返済額については、返済時に生活保護受給者である場合、厚生労働省通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」で上限額の目安が記載されており、その範囲内で本人からの状況確認により決定している。生活保護を廃止済みの場合も、本人からの状況確認により決めているが、廃止後の所得の発生状況や、財産調査を含む財産保有状況の確認は行われておらず、返済可能金額を低く申請する余地がある。

例えば、サンプルNo. 4については、年金の遡及支給を受けていること、No. 6については隠し口座が複数あり隠し口座発覚時の残高を考慮すると、意図的な散財や財産の隠ぺいがなければ一括返済な財産がある可能性が想定されるが、一括返済する原資がないという本人の申告により返済金額は少額となっている。

そのため、生活保護が廃止され、財産の保有が見込まれる不正受給者については、分割返済額の妥当性を検証するためにも財産調査を実施すべきである。また、財産を保有しているにも関わらず月々の返済額を少額に申請する等誠実に返済を履行する意思が見られない場合については、適切な人員を配置の上、必要に応じて差押を検討されたい。(意見 37)

なお、上記のようなケースも含めて、保護課が使用している督促状には、一律に「やむを得ず、一括でお支払ができない場合は、この期限までに納付相談をお願いします。」との記載がある。「返済原資がない」と安易に虚偽の申告をし、返済額を少額にした分割納付誓約を申請することを防ぐため、例えば不正受給等の場合で財産の保有が見込まれる場合等、債務者の状況によっては使用する督促状を変える等、対策を講じることも考えられる。(意見 38)

## 9. 生活保護受給中の財産の差押について (意見)

サンプルNo. 4、6、8、9において、時間の経過とともに返還金の回収可能性が下がることが想定されるにも関わらず、督促等の後早急に財産の差押を行わなかった理由を所管課に問い合わせたところ、生活保護受給中は財産の差押ができないため、との回答を得た。

確かに、生活保護法第58条において、過去に受給した生活保護費用や生活保護受給権の差押を行うことができない旨定められている。

### 生活保護法 第五十八条

被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられないことがない。

しかし、過去に不正受給を行っていた生活保護者に未申告財産(口座)があった場合等、必ず

しもすべての生活保護受給者について上記法令の対象（差押禁止財産）には該当するわけではない。

この点、サンプルN o. 6、8については、返還金発生が判明した時点で生活保護受給要件を満たしていないことが判明しており、また生活保護費の受給口座ではない市に未申告の口座も保有していることを市は把握していた。

差押等の法的措置に関する知識経験を有する他部署への問い合わせや、債権回収業務に精通した弁護士など、市内外の専門家への相談により、各保有口座の財産の差押の可否を検討の上、返還金の回収業務を行うことが望まれる。（意見 39）

#### 10. 生活保護廃止後の財産の差押について（意見）

サンプルN o. 3、6、8について、生活保護受給中に差押が出来なかったとしても、生活保護廃止後に、作為的な財産移動や費消される猶予を与えずに早急に差押等の手続を行っていただければ回収可能性が高かったと想定されるが、現在に至るまで金融機関等への財産調査及び財産の差押が行われていない。

財産調査及び財産の差押が行わなかった理由を問い合わせたところ、返還方法について分割返済の提示があったためであり、返済の意思を示している場合は差押を行わない、とのことであったが、「8. 分割納付誓約時の財産調査の必要性について（意見）」に記載のとおり、現在の返済の状況では滞納者が生存している間の全額の回収はほぼ見込まれず、相続人からの回収が必要となる。

そのため、返還金の返済が可能な資産を保有が想定される事例に際しては、作為的な財産移動や費消等により回収機会を損なう前に速やかに債権回収手続を行うことが望まれる。（意見 40）

#### 11. 預金以外の財産調査について（意見）

保護課では、生活保護受給者が債務者であることが多く、基本的に財産の保有はないことを想定し、財産調査を行う際に預金以外の調査はほとんど行われていないのが実情である。

しかし、サンプルN o. 3、6、7、9については、貴金属、不動産や自動車等の預金以外の財産を保有している可能性があると考えられるが、預金以外の調査は一切行われていなかった。

閲覧したサンプルの中から、指摘の対象となる内容を以下に要約する。

N o.	状況
3	住宅金融支援機構からの融資が受けられていることから、市への申告財産以外の不動産等の財産を保有している可能性がある
6	市へ申告したもの以外の口座が複数あることから、申告のない他の形態の財産保有がある可能性がある
7	市に申告のなかった自動車を保有していることから、申告のない他の形態の財産保有がある可能性がある
9	年金の遡及支給以降 300 万円以上費消しており、市に申告していない口座の保有または預金以外の財産に変えて保有している可能性がある

また、N o. 3については、財産把握として有用となることが想定される住宅支援機構の審査書類等の提出も求めていなかった。

そのため、不正受給者の財産使用状況や保有状況によっては預金以外の財産調査も行うことが望まれる。また、強制徴収公債権を管轄する他部署の財産調査状況について照会を行い、預貯金等の状況を把握することについても検討されたい。(意見 41)

## 12. 預貯金調査の対象について (意見)

現在保護課が預貯金調査を行う金融機関を確認したところ、寝屋川市内に支店が所在する金融機関 16 行 (ゆうちょ銀行、枚方信用金庫、中国銀行、大阪シティ信用金庫、池田泉州銀行、徳島大正銀行、三菱UFJ銀行、京都信用金庫、大阪信用金庫、京都銀行、りそな銀行、大阪厚生信用金庫、三井住友銀行、関西みらい銀行、北おおさか信用金庫、みずほ銀行) に限定されており、市内に支店が所在していない金融機関やネット銀行は預貯金調査対象となっていなかった。

しかし、サンプルN o. 6のように、通報により上記預金調査対象外からも口座が発見される事例もあり、この調査方法では、財産調査の網羅性、ひいては公平性に疑義が生じる。また、預貯金調査は、滞納整理の基礎的事項でもあり、滞納整理の執行停止の要件となる「滞納処分可能財産がない場合」を証明する基礎ともなる。

そのため、預貯金調査手数料の予算確保のうえ、ネット銀行を含め、銀行口座の保有が一定程度多い銀行を預貯金調査の対象に追加するなどの見直しを検討されたい。また、強制徴収公債権を管轄する他部署の財産調査状況について照会を行い、預貯金等の状況を把握することも検討されたい。(意見 42)

## 14. 滞納整理手続の債権別の優先度について (意見)

現在保護課では、返還金滞納額の多寡等により対応に優先順位を設けていない。

そのため、例えばサンプルN o. 2について、平成 30 年 3 月以降納付が一切にないにも関わらず、令和 4 年 6 月に分割納付相談を目的とした電話連絡を行うまで個別に対応がなされていない。

理由について所管課に問い合わせたところ、別事案の告訴が検討されており動向を注視していたこと、及び相手方との連絡がとれなかったためとの回答を得たが、警察からの協力依頼がない限りは積極的に回収を図るべき事案と考えられる。

そのため、滞納額、滞納月数等を勘案の上、滞納整理手続の優先度を定め、優先度の高いものから手続を進めるとともに、現在所管課が独自に 9 月及び 12 月に実施している債権回収強化月間の取組を通じて、上席者が担当者にヒアリングを実施し、手続の進捗を確認することが望まれる。(意見 43)

## 15. 住宅扶助の目的外使用について (意見)

サンプルN o. 10 では、住宅扶助が家賃の支払に使用されずに目的外使用されたことを理由として生活保護を廃止し返還金が 3,240 千円発生しているが、令和 2 年 3 月から再度生活保護の

受給を開始している。

住宅扶助の現在の使用状況について所管課に確認状況を問い合わせたところ、訪問時の本人への確認のみであった。

過去の経緯から住宅扶助が目的外使用され新たに返還金が発生する可能性がある。住宅扶助のような毎月発生する扶助が目的外使用されている場合は発覚した際には返還金の額が高額となる可能性が高い。

そのため、目的外使用の可能性が高い事例については、実際の支払先及び支払金額まで定期的に確認し、不正受給を防止することについても検討されたい。(意見 44)

また、再度の目的外使用が確認された場合には、「7. 悪質な不正受給者への責任追及について(意見)」に記載のとおり、「生活保護に関する不正事案への対応について(厚生労働省社会・援護局保護課長通知(平成26年4月1日 社援保発第0401第1号))」に則り厳正に対処することが望まれる。

#### 16. 一時的な扶助の使用状況の確認について(意見)

生活保護のうち一時的な扶助として以下のものの受給が可能である。

- |   |
|---|
| (1) 小・中学校に入学のとき                                   |
| (2) 常におむつが必要なとき                                   |
| (3) 保護の開始時や長期の入院から退院するときなどで、衣服や布団、食器や冷暖房器具などがないとき |
| (4) 病院へ行ったり、仕事を探したりするために交通機関を利用するとき               |
| (5) やむを得ない理由で転居するために、敷金や引っ越し費用などが必要なとき            |
| (6) 家の契約更新の際などに、更新手数料、火災保険料、保証料が必要なとき             |
| (7) 家を修理しなければならないとき                               |
| (8) 就職のため服や靴が必要なとき等                               |
| (9) 大学等に進学するとき                                    |

(出所：寝屋川市ウェブサイト「生活保護の説明『一時的な扶助』」より抜粋)

一時的な扶助のうち上限額が設定されているものもあるが、基準額が「必要最小限度の額」とのみ設定されているものもある。

閲覧したサンプルの中から、指摘に関連するものを以下に要約する。

No.	費目	見積り金額(円)	
11	移送費	A社	88,000
		B社	96,800
		C社	93,500
	家財処分料	D社	344,850
		E社	349,800
		F社	352,000

	支給金額		432,850
15	引越代	G社	430,000
		H社	452,166
		I社	484,000
	支給金額		430,000

引越費用などの転居費用は上限額が設定されておらず、サンプルNo. 11、15について、一時的な扶助として、見積金額のうち一番低額なものが支給されている。

一時的な扶助として支給される通院の際のタクシー代等は領収書を確認している。引っ越し費用等は高額になる傾向があるが見積金額のみをもって支給されており、転居先の確認は行われるが、領収書を確認する等の実際の支払状況の確認は基本的に行われていない。

そのため、引越代等高額となる傾向のある一時的な扶助については、請求書や領収書等の実際の支払状況を確認すること、及び事業者への確認等の対応を行うことについても検討されたい。

(意見 45)

## 5. こども部 こどもを守る課

### (1) 児童扶養手当返納金

(債権の概要)

債権名	児童扶養手当返納金
所管課	こども部こどもを守る課
法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法</li> <li>・ 児童扶養手当法</li> </ul>
条例	-
規則・要綱・マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝屋川市金銭会計規則</li> <li>・ 児童扶養手当返納金徴収マニュアル</li> </ul>
債権の種類	非強制徴収公債権
時効（根拠法）	5年（地方自治法第236条第1項）
制度の概要	児童扶養手当法第1条に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給している。また、児童扶養手当法第9条に基づき、支給制限を設けており、支給制限内の対象者に支給している。さらに、児童扶養手当法第13条の2に基づき、年金等の給付を受けることができるとき、年金の給付の額に相当する額を支給しない。そのため、所得修正や年金を受給できる状態になった際、手当の過払いが生じる。原則一括での返納を求めるが、事情によっては分割納付を認めている。
債権の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童扶養手当受給者のため、資金が乏しい人が多い</li> <li>・ 障害年金を受給中の人もおり、返納が滞りやすい</li> </ul>
減免・軽減制度について	-
徴収管理システム	-
債権管理業務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調定・収納事務</li> <li>・ 債権管理事務</li> <li>・ 台帳の整備</li> <li>・ 催告・督促</li> <li>・ 債務者に対する措置（納付交渉～分割納付（納付誓約）～滞納整理）</li> <li>・ 時効の管理</li> <li>・ 不納欠損処理</li> </ul>

財務データ等（単位：千円）				
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年度分				
調定額（A）		1,601	8,404	3,248
収入済額（B）		794	3,098	1,627
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		-	-	-
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C）－（D）		807	5,307	1,621
収納率（（B）－（C））÷（A）		49.6%	36.9%	50.1%
滞納繰越分				
調定額（A）		2,403	2,952	7,941
収入済額（B）		258	317	483
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		-	-	-
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C）－（D）		2,145	2,635	6,459
収納率（（B）－（C））÷（A）		10.7%	10.7%	6.1%
合計				
調定額（A）		4,004	11,356	11,189
収入済額（B）		1,052	3,415	2,110
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		-	-	999
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C）－（D）		2,952	7,941	8,080
収納率（（B）－（C））÷（A）		26.3%	30.1%	18.9%

## （概要の補足）

### 1. 児童扶養手当制度の概要

児童扶養手当制度は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当法に基づき、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る制度であり、概要は以下のとおりである。

児童扶養手当の支給については、家庭状況や所得に応じた支給要件が定められており、受給者は市へ毎年8月に現況届を提出し、11月分（1月支給）から所得に応じて手当額を変更又は支給停止される。

しかしながら、障害年金等の遡及申請や修正申告による所得額の変更等により、家庭状況や所得に応じたあるべき支給額以上の児童扶養手当が支給された場合に、過剰に支給された児童扶

養手当の返還が求められ、一時に返還出来ない場合に当該債権が発生する。

【図表 28 児童扶養手当制度の概要】

### 児童扶養手当制度の概要

<b>1. 目的</b> 離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る（平成22年8月より父子家庭も対象）。							
<b>2. 支給対象者</b> 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。							
<b>3. 支給要件</b> 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。							
<b>4. 手当額</b> 月額（令和4年4月～） 加算額（児童2人目） （児童3人目以降1人につき）							
<table border="0"> <tr> <td>・全部支給：43,070円</td> <td>・一部支給：43,060円～10,160円</td> </tr> <tr> <td>・全部支給：10,170円</td> <td>・一部支給：10,160円～5,090円</td> </tr> <tr> <td>・全部支給：6,100円</td> <td>・一部支給：6,090円～3,050円</td> </tr> </table>		・全部支給：43,070円	・一部支給：43,060円～10,160円	・全部支給：10,170円	・一部支給：10,160円～5,090円	・全部支給：6,100円	・一部支給：6,090円～3,050円
・全部支給：43,070円	・一部支給：43,060円～10,160円						
・全部支給：10,170円	・一部支給：10,160円～5,090円						
・全部支給：6,100円	・一部支給：6,090円～3,050円						
<b>5. 所得制限限度額（収入ベース）</b> ※前年の所得に基づき算定。 ・全部支給（2人世帯） 160万円 ・一部支給（2人世帯） 365万円	<b>6. 支払期月</b> ・1月、3月、5月、7月、9月、11月						
<b>7. 受給者数（令和3年3月末現在）</b> 877,702人（母：829,949人、父：43,799人、養育者：3,954人）							
<b>8. 予算額（国庫負担（1/3）分）</b> 令和4年度予算 1,617.7億円							
<b>9. 手当の支給主体</b> 支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村							
<b>10. 改正経緯</b> ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施） ②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施） ③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施） ④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）							

（出所：厚生労働省ホームページ）

#### （手当の支払の調整）

第三十一条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。

第十二条第二項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

（出所：児童扶養手当法）

## 2. 市における債権管理の概要

こどもを守る課の作成する令和4年度滞納債権縮減計画によれば、公簿の異動確認や聞き取り調査、実地調査に基づく支払差止を徹底することで滞納の発生予防を図るとともに、①債務者との相談による償還計画の作成及び変更、②電話及び文書による催告及び移管予告通知の活用、支払督促等により、滞納繰越の徴収率の向上に取り組んでいるが、令和3年度における滞納繰越

の徴収率は6.1%と非常に低い水準となっている。

(監査の結果及び意見)

1. 納付交渉の結果実施する法的手続について (意見)

本債権には、滞納残高が高額だが1年以上支払の無い債権(1件)や、3年以上にわたり支払のない債権(2件)がある。

このうち2件の債権については、滞納が続いているにも関わらず、長期間にわたり督促・催告状を送付しているのみであり、電話相談や面談のための訪問などの取組を行っていない。特にうち1件の債権については、直近の納付相談において郵送で提出される予定となった分割納付申請書が1年以上提出されていないにも関わらず、電話相談や面談のための訪問などの取組を行っていない。

滞納残高	最終支払	債権管理の状況
4,104 千円	令和3年5月	令和3年10月に現況届及び所得状況届の提出で来庁し、納付相談を実施。それ以降は、督促・催告状を送付しているのみ。
122 千円	平成31年4月	最終支払から3年間が経過。 残額を約1年で完済する旨を説明し、分割納付申請書を郵送で提出いただくこととした。 それ以降は、督促・催告状を送付しているのみ。
250 千円	令和元年6月	最終支払から3年間が経過。 定期的に電話連絡しているが電話にでない。

(出所：債権管理台帳、対応履歴及びヒアリング結果より監査人が作成)

滞納されている債権については、毎月の督促・催告状の送付のみでなく、課内で内規やマニュアル等で基準を定めた上で定期的な電話連絡や訪問等による支払請求や分割納付交渉を実施することが望ましい。(意見 46)

また、これらの債権については、督促・催告状の送付を行った上でも長期間納付されない状況が続いており、今後電話連絡や訪問等による支払請求や分割納付交渉を実施した上でも納付されない状況が続くのであれば、債務者の所在が不明や債権金額が少額で取り立てに要する費用に満たない等の要因で徴収停止する場合を除き、地方自治法施行令171条の2にしたがい、訴訟手続による履行請求や強制執行といった法的手続の実施を検討されたい。(意見 46 続き)

(強制執行等)

第七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する分担金等に係る債権(第七十一条の五及び第七十一条の六第一項において「強制徴収により徴収する債権」という。)を除く。)について、同法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第七十一条の五の措置をとる場合又は

第百七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

（出所：地方自治法施行令）

## 2. 納付交渉履歴の網羅的な記載について（意見）

本債権のうちサンプルで閲覧した1件の債権について、令和2年11月以降に督促状及び納付書の送付以外のExcelデータ上の「対応履歴」の記載がなかった。これは、実際には定期的に、納付相談のための電話連絡を行っているが、債務者が電話に出ないこと等により「対応履歴」に記載していなかったものである。なお、生活保護受給世帯であることを踏まえ、保護課のケースワーカーとも連携しているが、なかなか連絡が取れない状態とのことである。

しかしながら、「対応履歴」は上記のような交渉のための取組の履歴も含めて記録することで、今後の取組方針の検討に活用するとともに、対外的な債権管理手続の説明となるものである。

したがって、実際に電話等での納付相談をすることが出来なかった場合なども含めて、債権管理の取組について「対応履歴」に記録を残すことが望まれる。（意見47）

## 3. 適切な分割納付申請書の作成について（意見）

本債権の分割返済計画書の作成に関連して、以下の2点の問題が発見された。

### （1）分割納付申請書の合計が債務残高と一致しない

サンプルで閲覧した4件の債権について、1年間の分割で分割申請書が作成されているが、毎月返済可能額での納付計画となっており、分割納付申請書の合計が債務残高と一致していなかった。

### （2）適時適切な見直しがされていない

サンプルで閲覧した4件の債権について、分割納付申請書の対象期間経過後に未払残高が残っているにも関わらず、分割納付申請書の見直し及び再提出がされていない。なお、うち1件については、意見45のとおり直近の納付相談において郵送で提出いただく予定となった分割納付申請書が1年以上提出されていないものであり、1件については電話での納付交渉により返済額を変更しているが、分割納付申請書の提出を受けていなかったものである。

分割返済計画書は、債務者との間で具体的な返済計画について合意し、請求の根拠とすべき書類であり、適切な債権管理のためには、適切な分割返済計画書の作成及び見直しが必要

不可欠である。

したがって、債務者に分割返済を認める場合には、①合計額が債務額と一致した分割返済計画書を作成、提出させた上で、②当該計画書にしたがった返済が困難であることが明確になった場合には、最終支払期限前に支払能力を勘案して分割返済計画書の見直しの交渉を実施することで、債権の計画的な回収を図る必要がある。(意見 48)

## (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(債権の概要)

債権名	母子父子寡婦福祉資金貸付金
所管課	こども部こどもを守る課
法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法
条例	・寝屋川市私債権の管理に関する条例
規則・要綱・マニュアル	・寝屋川市母子福祉資金・父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則 ・寝屋川市債権管理マニュアル ・大阪府母子父子寡婦福祉資金マニュアル
債権の種類	私債権
時効(根拠法)	10年
制度の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法、及び、寝屋川市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則に基づき、ひとり親家庭や寡婦に対し、その生活と安定と向上のために必要な貸付を行うことにより経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童等の福祉の増進を図ることを目的としている。 貸付に当たっては、母子父子自立支援員により面談が行われ、貸付実績の多くを占める「修学資金」の貸付に当たっては、子を含めた三者面談を行い、就学意思の確認や、将来、償還者として返済の義務を追うことを説明した上で、貸付を行っている。
債権の特徴	貸付金は、給付や免除が前提の貸付ではなく一時的な貸付であり、必ず償還しなければならないものであるため、生活基盤、経済基盤が脆弱な家庭においては、一時的な支出の補助にとどまり、社会的・経済的な自立には繋がらず根本的な解決に至らない場合があることから、当該貸付が自立に資するものであるか判断する必要がある。
減免・軽減制度について	母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条及び、寝屋川市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則第17条に基づき、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。
徴収管理システム	母子父子寡婦福祉資金貸付システム

債権管理業務の流れ	償還月ごとに調定・収納業務を行い、支払期限までに支払われない場合（口座振替不能含む）、督促を行う。大阪府から債権を引き継いだ時点での滞納のあった償還者に対しては、大阪府との協議に基づき督促を行っている。償還者ごとの状況については、母子父子寡婦福祉資金貸付システムにて管理している。
-----------	--

財務データ等（単位：千円）			
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年度分			
調定額（A）	42,210	21,175	24,526
収入済額（B）	26,323	19,535	23,081
（うち還付未済額）（C）	-	-	-
不納欠損額（D）	-	-	-
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C）－（D）	15,887	1,640	1,446
収納率（（B）－（C））÷（A）	62.4%	92.3%	94.1%
滞納繰越分			
調定額（A）	-	15,887	16,499
収入済額（B）	-	979	630
（うち還付未済額）（C）	-	-	-
不納欠損額（D）	-	-	-
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C）－（D）	-	14,908	15,869
収納率（（B）－（C））÷（A）	-	6.2%	3.8%
合計			
調定額（A）	42,210	37,062	41,026
収入済額（B）	26,323	20,514	23,711
（うち還付未済額）（C）	-	-	-
不納欠損額（D）	-	-	-
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C）－（D）	15,887	16,548	17,315
収納率（（B）－（C））÷（A）	62.4%	55.4%	57.8%

（概要の補足）

#### 1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度は、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的として、母子及び父子並び

に寡婦福祉法（以下、「母子父子寡婦福祉法」という。）に基づき 20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない父母、寡婦等に修学、生活などに要する資金を貸付ける制度である。

当該貸付金制度は、母子父子寡婦福祉法では都道府県が主体となり、配偶者のない父母、寡婦等に対する貸付を行うことを基本として、政令指定都市及び中核市においては、市が主体となり貸付を行うこととされている。

この定めにより、従前は大阪府が寝屋川市に在住する配偶者のない父母、寡婦等に対する貸付を実施していたが、平成 31 年 4 月 1 日に寝屋川市が中核市へ移行したことに伴い、平成 31 年 4 月 1 日以降は寝屋川市が市に在住する配偶者のない父母、寡婦等に対する貸付を実施することとなった。

（母子福祉資金の貸付け）

第十三条 都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この項及び第三項において同じ。）に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

- 一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- 二 配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金
- 三 配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者のない女子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

（父子福祉資金の貸付け）

第三十一条の六 都道府県は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童（配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この項及び第三項において同じ。）に対し、配偶者のない男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

- 一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- 二 配偶者のない男子が扶養している児童の修学に必要な資金
- 三 配偶者のない男子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者のない男子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

(寡婦福祉資金の貸付け)

第三十二条 都道府県は、寡婦又は寡婦が民法第八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下この項及び次項において「寡婦の被扶養者」という。）に対し、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて寡婦の被扶養者の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

- 一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- 二 寡婦の被扶養者の修学に必要な資金
- 三 寡婦又は寡婦の被扶養者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
- 四 前三号に掲げるもののほか、寡婦及び寡婦の被扶養者の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

(大都市等の特例)

第四十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

(出所：母子父子寡婦福祉法)

【図表 29 主な貸付対象の概要】

資金の種類	内容
事業開始資金	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金
事業継続資金	現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金
修学資金	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金
技能習得資金	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（例：訪問介護員（ホームヘルパー）、ワープロ、パソコン、栄養士等）
修業資金	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金
医療介護資金	医療又は介護（当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限

	る) を受けるために必要な資金
生活資金	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金
住宅資金	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金
転宅資金	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金
就学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金
結婚資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金

(出所：内閣府男女共同参画局ホームページより監査人が作成)

## 2. 市における債権管理の概要

こどもを守る課の作成する令和4年度滞納債権縮減計画によれば、償還方法を口座振替とすることで滞納の発生予防を図るとともに、①納期限到来後の文書又は電話による催告、②児童扶養手当現況届なども利用した分割誓約や債務承認の要求により、滞納繰越の徴収率の向上に取り組んでいるが、令和3年度における滞納繰越の徴収率は3.8%と非常に低い水準となっている。

(監査の結果及び意見)

### 1. 府より移管された債権の、債権管理の方向性について (意見)

当該債権については、中核市移行以前(平成31年3月31日まで)は、大阪府が貸付事務の実施とあわせて債権管理を実施していたが、平成31年4月1日以降は貸付事務の市への移管に伴い、債権管理も市が実施することになっている。

しかしながら、令和元年度当時は人員が不足していたなかで、移管されてきた業務のうち新規貸付業務の適切な履行が優先されていたことや、新型コロナウイルス感染症の流行による他業務負荷が大幅に増加したことなどの要因により、債権管理業務の実施体制確保できない状況が続き、府からの移行後3年間経過した現在でも、課として大阪府から移管されてきた個別債権の詳細な現況を把握、管理できていない状況である。

その結果として、大阪府が債権管理事務を実施していた中核市移行以前(平成31年3月31日まで)には定期的に償還金が支払されていた債権について、中核市移行に伴い、市へ債権管理事務が移行して以降は全く支払がされていない債権の事例が3件認識された。

サンプルNo.	当初元金	債権残高	最終支払
1	5,077千円	2,464千円	平成31年3月
2	1,805千円	1,164千円	平成31年3月
3	4,320千円	216千円	平成31年3月

(出所：市より入手した債権一覧及び償還実績資料より監査人が作成)

また、時効期間（10 年間）を超えて返済の無いが、強制執行等の法的手続の実施や徴収停止といった対応が検討されていない債権が 2 件認識された。

サンプルNo.	当初元金	債権残高	最終支払
4	742 千円	608 千円	平成 8 年 4 月
5	75 千円	50 千円	平成 24 年 2 月

（出所：市より入手した債権一覧及び償還実績資料より監査人が作成）

府からの移管以降の所管課の状況に鑑みると、府と同水準の債権管理が継続できなかったことは十分理解できるものの、滞納債権の回収には債務者の状況を十分に理解した上での、継続的な返済交渉が必要不可欠である。

したがって、債務者の支払能力に応じて計画的な返済を受け、時効到来による債権の消滅を防ぐためには、大阪府から移管を受けた個別債権について、早急に府との協議や債務者との面談等により詳細な現況を把握したうえで、必要に応じて各債権の法的手続や徴収停止も含めた債権管理の方向性を整理することが望ましい。（意見 49）

## 2. 滞納債権の納付交渉について（意見）

交渉経過に関するシステム出力資料及び所管課担当者へのヒアリングによれば、滞納債権の多くについて、返済予定表に従い、毎月の納付書の送付を行っているのみであり、督促状の送付やその他の返済交渉がなされていなかった。

寝屋川市私債権の管理に関する条例第 5、6 条では、滞納債権について、督促及び強制執行等の法的手続の実施が求められており、返済予定表にしたがった計画的な返済されていない債権はいうまでもなく、定期的な返済はあるものの過去の返済滞納が残っている債権などについても、債務者との交渉により、督促を行った上で、債務者の返済能力に応じた返済計画策定及び当該計画に応じた計画的な返済を求める必要がある。また、当該手続を実施した上でも返済がされないのであれば、強制執行等の法的手続を検討する必要がある。

したがって、債権毎月の納付書の送付のみでなく、督促・催告状の送付、内規・マニュアル等で基準を定めた上で定期的な電話連絡や訪問等による支払請求や分割納付交渉、債務承認による時効の更新といった債権管理手続を実施することが望ましい。（意見 50）

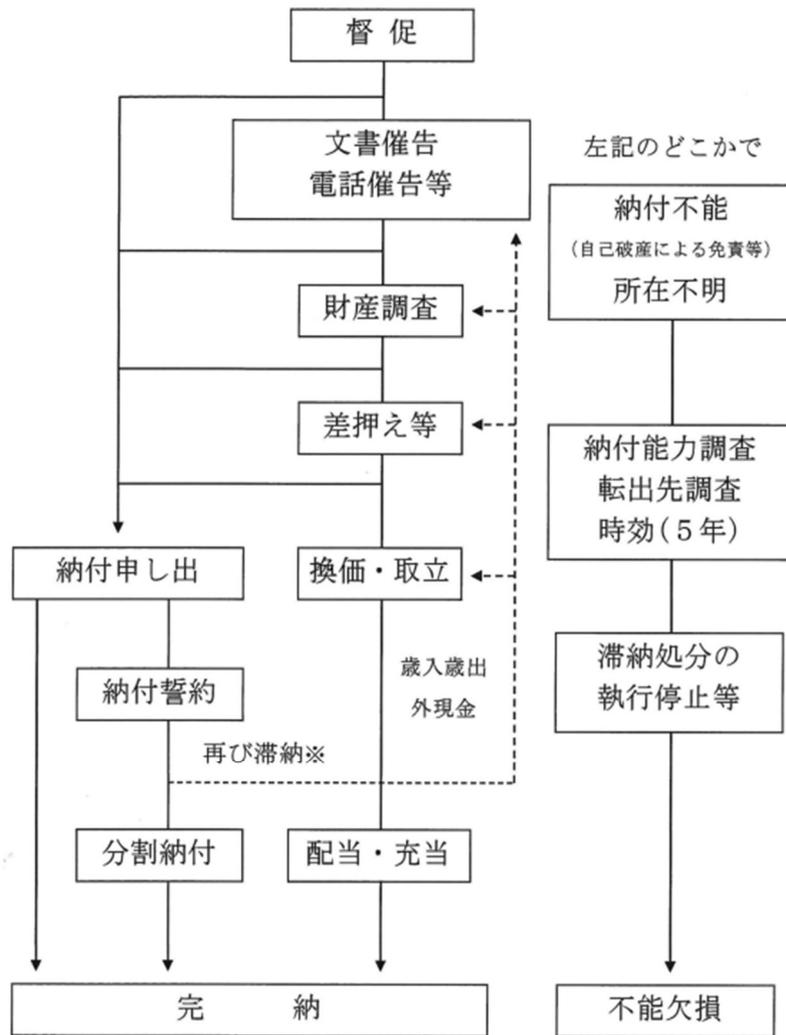
## 6. こども部 保育課

### (1) 保育所保育料

(債権の概要)

債権名	保育所保育料
所管課	こども部保育課
法令	子ども・子育て支援法
条例	寝屋川市立保育所条例
規則・要綱・マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝屋川市立保育所条例施行規則</li> <li>・寝屋川市保育の提供に関する規則</li> <li>・寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則</li> <li>・寝屋川市保育料滞納処分実施要綱</li> <li>・寝屋川市保育料減免要綱</li> <li>・寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額減免要綱</li> </ul>
債権の種類	強制徴収公債権（時間外保育料については非強制徴収公債権）
時効（根拠法）	5年（地方自治法第236条第1項）
制度の概要	<p>寝屋川市立保育所条例施行規則第4条及び寝屋川市保育の提供に関する規則第7条に基づき、市は当該保育料の徴収を行っている。</p> <p>令和元年10月からの国の幼児教育と保育の無償化により、現在では3歳児以降の保育料は無償となっており、0～2歳児の保育料のみが（住民税非課税世帯等を除く）、保育料徴収の対象となっている。</p>
債権の特徴	若年層が多い
減免・軽減制度について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝屋川市保育料減免要綱</li> <li>・寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額減免要綱</li> </ul>
徴収管理システム	子ども・子育て支援システム
債権管理業務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料の賦課決定</li> <li>・納入通知の送付又は口座振替</li> <li>・滞納発生の場合は、次頁の滞納整理の流れで処理</li> </ul>

【図表 30 保育料滞納整理の流れ】



※ 納付誓約後に再び滞納した場合、経過等を考慮して適切な措置をとる。

(出所：市作成資料)

財務データ等（単位：千円）				
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年度分				
調定額（A）		456,036	220,503	220,729
収入済額（B）		451,191	215,263	214,511
（うち還付未済額）（C）		-	-	1,185
不納欠損額（D）		-	-	-
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		4,845	5,241	7,404
収納率（（B）－（C））÷（A）		99%	98%	97%
滞納繰越分				
調定額（A）		36,246	27,387	24,895
収入済額（B）		13,607	7,552	5,195
（うち還付未済額）（C）		-	-	-
不納欠損額（D）		109	156	254
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		22,530	19,679	19,446
収納率（（B）－（C））÷（A）		38%	28%	21%
合計				
調定額（A）		492,282	247,890	245,624
収入済額（B）		464,799	222,815	219,706
（うち還付未済額）（C）		-	-	1,185
不納欠損額（D）		109	156	254
収入未済額（E）＝（A）－（B）＋（C） －（D）		27,375	24,919	26,850
収納率（（B）－（C））÷（A）		94%	90%	89%

※延長保育料 161 千円については金額が小さいため上表には含めていない。

債権の概要は上記のとおりである。

(監査の結果及び意見)

#### 1. 債権の性質毎の管理について (意見)

保育料については、債権の性質が異なる保育料(強制徴収公債権)と時間外保育料(非強制徴収公債権)が存在するが、所管課においてはこれらを別途管理せずに債務者毎に同一Excel内で管理していた。両者は、自立執行権の有無、時効中断事由などが相違することにより、その債権の性質によって滞納処分方法が自ずと異なってくるため、それらを同一Excel内で管理すると、誤って両者を同じ性質の債権として処理してしまう恐れがある。したがって、債権の性質が異なる保育料(強制徴収公債権)と時間外保育料(非強制徴収公債権)はその性質の差が判明するような形で、別管理することを検討されたい。(意見 51)

#### 2. 計画的な分割納付について (意見)

市は、滞納債権整理回収室解散後、債務者から滞納額の一括納付が難しいとの申出を受けた場合でも、債務者に計画的な分割納付誓約を行わせるのではなく、電話督促等の時点で納付可能な分を納付させる一時入金という形で債権の回収を図っている。(意見 52)しかし、一時入金は、将来の計画を誓約する分割納付誓約と異なりその場しのぎの入金になりやすいことから、入金後に再度の滞納、放置が繰り返される状況が発生している。

したがって、債務者から滞納額の一括納付が難しいとの申出を受けた場合、債務者の返済能力に応じて、完納までの道筋をつけた分割納付誓約書を作成し、債務総額について納付誓約を行うとともに、将来にわたって計画的な分割納付を採用することを検討されたい。(意見 52 続き)

#### 3. 債権の一元管理について (意見)

市は、債権管理について子ども・子育て支援システムを活用しているものの、システム上、分割納付の状況を管理する機能等、債権管理を行う上で必要な機能が搭載されていない等の理由から、補助的な活用に留まっており、主として別途管理しているExcelファイルで債権管理を行っている。しかし、システムとExcelの二元管理を行っているため、例えば、債権の回収があった場合の入金データの反映については、同システムへ入金データを取り込んだ上で、Excelファイルにも手入力により入金データを反映しており、二度手間による不効率や手入力時の誤謬リスクが生じている状況となっている。

各種の事務処理について、上述のような二元管理を行うことは事務の非効率を招き、誤謬リスクも高まるため、一元管理することが望ましい。市は、令和7年度にガバメントクラウド(国が共通する業務について、サーバを準備した上で統一的な仕様書を整理することで、自治体のサーバと仕様書の共通化を図るもの)に移行することを検討しているため、その移行の際に、債権管理を行う上で必要な機能を搭載する等して、新たなシステムで一元的に債権管理できるよう検討されたい。(意見 53)

#### 4. 債権の滞納処分状況等に関する進捗管理と必要な情報を一元化した一覧表の作成について (意見)

保育料は滞納債権の件数が全 250 件程度であるが、各債権の具体的な滞納状況や事務手続の

進捗状況等については、債権別の管理用 Excel ファイルを個別に開いて確認しなければ把握できない状況となっており、督促や催告等の事務手続の進捗状況、時効の完成予定日、分割納付の状況等のステータスが一目で把握できるような一覧表の形式で管理されていない。

上記のような各種ステータスが一覧表になっていなければ、債権管理の納付交渉や滞納処分  
の状況、その他事務手続の進捗状況等の管理は、実質的に特定の職員に依存することとなり、処  
理の遅れや漏れ、時効の経過等があったとしても上席者を含めた所管課全体で適時に把握し、別  
の担当者が補完する等の対応が困難となる。したがって、まずは所管課全体で適時に把握するこ  
とが出来るように、債権の状況についての各種ステータスを一覧表の形式で管理することが望  
ましい。(意見 54)

また、保育課では、債権管理を行う人員が限られていることや、新型コロナウイルスの流行に  
より積極的な滞納処分を控えていたこと等の事情により、令和 3 年度において財産調査後の滞  
納処分を実施したのは 0 件である。一覧表を作成することで、債務者に関する情報の整理を行っ  
た後、所管課としての方針や優先度を定めて適時に必要な滞納整理手続を実施されたい。(意見  
54 続き)

#### 5. 長期滞留債権について (意見)

抽出した 1 件のサンプルについて、市へのヒアリングや関連資料の閲覧を実施したところ、滞  
納債権整理回収室解散前に差押を実施して時効が中断されているものの、平成 28 年 7 月 4 日の  
納付後、現在まで滞留している債権が発見された。差押を実施後は、電話催告や財産調査等を年  
1 回程度実施するにとどまっており、処理が遅れている状況であった。債権金額については、現  
状において 18,000 円と少額であるため、放置することなく完納に向けて対応することを検討さ  
れたい。(意見 55)

## 7. まちづくり推進部 まちづくり推進課

### (1) 市営住宅使用料

(債権の概要)

債権名	市営住宅使用料
所管課	まちづくり推進部まちづくり推進課
法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅法</li> <li>・ 公営住宅法施行令</li> <li>・ 公営住宅法施行規則</li> <li>・ 民法</li> <li>・ 地方自治法</li> </ul>
条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝屋川市営住宅条例</li> </ul>
規則・要綱・マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝屋川市営住宅条例施行規則</li> <li>・ 寝屋川市営住宅の家賃等の減免等に関する要綱</li> <li>・ 寝屋川債権管理マニュアル</li> </ul>
債権の種類	私債権
時効（根拠法）	5年（民法第169条）
制度の概要	<p>公営住宅法第16条に基づき、公営住宅の毎月の家賃について、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体である市が定めて徴収している。</p>
債権の特徴	<p>低所得者や高齢者で年金暮らしの住民からの徴収であるため滞納することが多い。</p>
減免・軽減制度について	<p>寝屋川市営住宅条例第25条において、減免等の基準を定めている。減免の規定を適用する場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。</li> <li>(2) 入居者又は同居者が災害により著しい被害を受けたとき。</li> <li>(3) 入居者又は同居者が失職、病気等の事由により著しく生活が困難な状態にあるとき。</li> <li>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。</li> </ol> <p>家賃及び敷金の減免又はその徴収の猶予の期間及び手続については、市長が定める。</p>
徴収管理システム	公営住宅システム
債権管理業務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徴収の管理については、システムでの管理し滞納者情報等もシステムで管理を実施している。</li> <li>・ 年度初めに調定を行い該当月の入金状況確認後、未納者に対して、毎</li> </ul>

	<p>月 20 日までに督促状を発送している。また、長期滞納者への督促、催告状の送付し、支払を依頼している。</p> <p>・ 毎年の収入申告時に長期滞納者に対しては、分割納付誓約を取り分割での徴収を行っている。</p>
--	--

財務データ等 (単位：千円)				
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年度分				
調定額 (A)		30,578	32,814	33,870
収入済額 (B)		29,918	32,111	33,278
(うち還付未済額) (C)		-	-	-
不納欠損額 (D)		-	-	-
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)		661	703	592
収納率 ((B) - (C)) ÷ (A)		97.8%	97.9%	98.3%
滞納繰越分				
調定額 (A)		39,874	39,119	38,371
収入済額 (B)		1,415	1,427	1,349
(うち還付未済額) (C)		-	-	-
不納欠損額 (D)		-	-	-
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)		38,459	37,692	37,022
収納率 ((B) - (C)) ÷ (A)		3.5%	3.6%	3.5%
合計				
調定額 (A)		70,452	71,933	72,241
収入済額 (B)		31,333	33,538	34,627
(うち還付未済額) (C)		-	-	-
不納欠損額 (D)		-	-	-
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)		39,119	38,395	37,614
収納率 ((B) - (C)) ÷ (A)		44.5%	46.6%	47.9%

本債権の概要は上記のとおりである。

(監査の結果及び意見)

1. 納付交渉の記録について (結果)

抽出したサンプルについて、所管課へのヒアリングや関連資料の閲覧を実施したところ、電話催告等、債務者と接触を行っているとのことにも関わらず、納付交渉記録が適時に記録、更新されていない事例が発見された。

サンプルNo.	納付交渉記録が更新されていなかった期間
No. 2	平成 30 年 12 月 21 日～令和 3 年 5 月 20 日
No. 3	平成 31 年 2 月 27 日～令和 3 年 4 月 26 日
No. 6	平成 31 年 2 月 27 日～令和 3 年 6 月 16 日
No. 7	平成 30 年 12 月 21 日～令和 3 年 5 月 20 日
No. 8	平成 30 年 11 月 28 日～令和 3 年 10 月 12 日
No. 9	平成 19 年 1 月 4 日～

電話催告等の納付交渉の経緯については、適切に記録をとらなければ、担当者間の引継ぎや対外的な説明の際に、現状を正しく伝達することができず、債務者とのトラブル等、債権回収にあたって無用な弊害を招くおそれがある。

電話催告等、債務者と納付交渉を行った場合は、面談記録を適時に更新しなければならない。  
(結果 12)

4 交渉と相談

(2) 納付交渉の進め方

エ 交渉の記録

納付交渉を行った場合、交渉日時、場所、内容、対応者名を記録しておくこと。

また、訪問による催告を行った際、訪問日時・訪問場所（住所）・訪問者を記録すること。訪問先がマンション等の場合、マンション名等も記録するなど、訪問場所が特定できるよう、より詳細に記録すること。

(出所：「寝屋川市債権管理マニュアル」)

2. 債権放棄及び不納欠損処理の実施を検討すべき (意見)

抽出したサンプルについて、所管課へのヒアリングや関連資料の閲覧を実施したところ、債務者が居所不明であり、居住していた部屋の明け渡し請求でも市側の勝訴が確定しているにも関わらず、その後の処理がなされず放置されている債権が発見された。

サンプルNo.	滞納金額
No. 4	4,745,700 円

サンプルNo. 4については、平成 18 年 11 月に同年 8 月分の家賃が納入されて以降、家賃の納入が滞ったため、調査を実施したところ、居所不明となっていることが判明したものである。その後、部屋については家財等が当時のまま残されていることから、不法に部屋を占有しているものと判断し、市営住宅の明け渡し請求を行い、平成 29 年 4 月 26 日に市の勝訴が確定してい

る。それ以降は、当該債権については特に対応がなされず、そのまま放置されており、債権の管理事務コストのみが発生し続けている状況にある。

当該債権は、債務者の居所が不明となっており、連絡も取れていない状況であることから、実質的に今後の債権の回収は不可能であると考えられる。したがって、このまま放置するのではなく、債権放棄を行うとともに不納欠損処理を実施するなど、適切に対応することが望ましい。(意見 56)

### 3. 財産調査実施への債務者からの許可について（意見）

市では住宅使用料を滞納している債務者に対して、納付誓約や分割納付計画を取り交わす場合があり、その際は、以下の様式が使用されている。

【図表 31 分納契約書兼誓約書の雛形】

( 様 )	
<b>市営住宅使用料（家賃）分納計画書兼誓約書</b>	
令和 年 月 日	
寝屋川市長	
	住宅・団地 棟 号
(申請人) 氏 名	_____
	電話番号 _____
	住 所 _____
(保証人) 氏 名	_____
	電話番号 _____
<p>私の住宅使用料（家賃）の未払いとなっている滞納額及滞納延月数については、請求のとおりです。本来は、一括納入をしなければならないのですが、経済的に困難な状況にあります。つきましては、下記のとおり住宅使用料（家賃）を分納により、納付いたしますのでよろしくお願ひします。 なお、分納は、納付計画に基づき確実に履行することを誓約し、不履行の場合は、直ちに滞納に係る処分を受けても一切の異議を申し立てません。</p>	
記	

(出所：寝屋川市市営住宅使用料（家賃）分納計画書兼誓約書より一部抜粋)

住宅使用料については、私債権であるため、財産調査を行うための根拠法令がなく、もし実施する場合は債務者の同意を得て、任意の調査として行うこととなる。そのため、財産調査を行う前提として納付誓約書等で、市が債務者の財産調査を行うことに同意する旨の記述を盛り込んで、債務者の了承、許可を得て、財産調査につなげることが望ましい、現在の様式では、財産調査を行うことに同意する旨の記述が盛り込まれていなかった。

したがって、現在の納付誓約書等の様式を変更し、財産調査を行うことに同意する旨の記述を盛り込むとともに、悪質な滞納者については、これを根拠として財産調査の実施を可能とするよう検討されたい。(意見 57)

#### 4. 少額滞納債権について (意見)

抽出したサンプルについて、所管課へのヒアリングや関連資料の閲覧を実施したところ、平成 31 年 4 月～5 月に発生した少額の滞納債権が現在に至るまで残り続けている事例が発見された。

サンプルNo.	滞納年月日	滞納金額
No. 9	平成 31 年 4 月～5 月	8,600 円

当該債務者は現在も同住宅に居住しており、現在は就労しており、上記滞納発生後の令和 2 年 (平成 32 年) 6 月から令和 4 年 6 月現在までの住宅使用料は適正に納付されていることから、返済するだけの意思も能力も有している債務者であると考えられる。また、数年前の債権であり、納付忘れの可能性や、そもそも債務が残っていることを債務者自身が失念している可能性もあることが想定される。市は、債権が残り続ければ、管理事務コストが発生し続けることを勘案し、電話催告等で容易に完納につなげることが出来る債権については、電話催告等を実施して完納させるという対応について検討されたい。(意見 58)

#### 5. 所管課窓口での現金徴収について (意見)

本債権の債務者が所管課の窓口に来所した場合、その場で現金での納付を申し出ることがあり、所管課窓口での現金納付を受け付ける場合がある。また、役所の通常開庁時間に来所できない債務者に向けて、職員を定時外に配置して夜間窓口を設け、その際に現金での徴収を受け付けている。

窓口での現金納付を受け付ける場合、あらかじめ所管課では常に一定金額の釣銭を保管し、準備しておく必要が生じ、それによって現金の紛失や横領等のリスクが発生することとなる。また、夜間窓口による現金徴収については、そこで多くの金額を徴収出来ているわけではなく、職員の定時外出社の負担や人件費のコスト増加等を考慮すると、費用対効果の観点から問題がある。

したがって、当該債権の所管課窓口による現金納付においては極力控え、取り扱う場合には、リスクを十分に認識した上で、管理を厳正に行うとともに、原則、シティステーションや指定金融機関等の窓口での納付を行うよう誘導することについて検討されたい。(意見 59)

## 8. 社会教育部 青少年課

### (1) 留守家庭児童会保育料（延長、土曜含）

(債権の概要)

債権名	留守家庭児童会保育料、延長利用料、土曜日利用料
所管課	社会教育部青少年課
法令	・児童福祉法
条例	・寝屋川市留守家庭児童会保育料条例 ・寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
規則・要綱・マニュアル	・寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則 ・寝屋川市留守家庭児童会運営要綱 ・寝屋川市留守家庭児童会時間延長利用実施要綱 ・寝屋川市留守家庭児童会土曜利用実施要綱
債権の種類	非強制徴収公債権
時効（根拠法）	5年（民法）
制度の概要	<p>児童福祉法第34条の8に基づき、放課後児童健全育成事業を行っており、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第1項に記載の小学校に就学している児童かつ、その保護者が労働等により昼間家庭に不在である児童を対象に、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、当該児童の健全な育成を図ることを目的として運営されている。</p> <p>利用者は寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例に定める保育料を市に納入する。</p>
債権の特徴	<p>共働き世帯が多いため、口座登録をしている世帯については納付率が高い。加えて、児童の迎えのために保育現場に保護者が来るため、直接接可能である分、連絡は取りやすい。</p>
減免・軽減制度について	<p>寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則第3条に基づき、下記4項に掲げる世帯に減免を行う。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の保護を受けている世帯</p> <p>(2) 前年分の住民税が非課税の世帯</p> <p>(3) 前年分の住民税のうち均等割のみが課税となる世帯</p> <p>(4) 前3号に掲げる世帯以外の世帯であって、当該児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号又は第2条第2号に掲げる者に該当する場合において、当該保護者を婚姻をしていた者とみなしたときに、第2号又は前号に掲げる世帯に該当する世帯。</p>

	<p>その他、寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則第3条別表に定められた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年分の住民税課税標準額が1,600,000円未満の世帯</li> <li>・前年分の住民税課税標準額が2,100,000円未満の母子・父子の世帯</li> <li>・生計を一にする世帯から2人以上の児童が入会している世帯(兄弟児童の末子以外が減免対象)</li> </ul>
徴収管理システム	Sossian
債権管理業務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例月の調定・収納事務</li> <li>・滞納繰越管理などの債権管理事務</li> <li>・保育料システムを活用した保育料の一括管理</li> <li>・毎月の督促状の送付</li> <li>・催告状の送付</li> <li>・滞納者に対して電話で納付の連絡</li> <li>・不納欠損処理</li> <li>・納付延滞金は不要のため、管理無し</li> </ul>

財務データ等 (単位：千円)				
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
現年度分				
調定額 (A)	106,874	106,020	120,206	
収入済額 (B)	105,615	104,760	117,303	
(うち還付未済額) (C)	12	-	11	
不納欠損額 (D)	-	-	-	
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	1,271	1,260	2,914	
収納率 ((B) - (C)) ÷ (A)	98.8%	98.8%	97.6%	
滞納繰越分				
調定額 (A)	6,747	6,794	6,224	
収入済額 (B)	1,779	1,803	732	
(うち還付未済額) (C)	-	-	-	
不納欠損額 (D)	25	27	80	
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	4,943	4,964	5,411	
収納率 ((B) - (C)) ÷ (A)	26.4%	26.5%	11.8%	
合計				
調定額 (A)	113,622	112,813	126,430	

収入済額 (B)	107,395	106,563	118,035
(うち還付未済額) (C)	12	-	11
不納欠損額 (D)	25	27	80
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	6,214	6,224	8,326
収納率 ((B) - (C)) ÷ (A)	94.5%	94.5%	93.4%

本債権の概要は上記のとおりである。

(監査の結果及び意見)

1. 納付交渉の記録について (結果)

抽出したサンプルについて、所管課へのヒアリングや関連資料の閲覧を実施したところ、電話催告等、債務者と接触を行っているにも関わらず、全てのサンプルについて、納付交渉の経緯が記録されていなかった。

所管課にヒアリングしたところ、令和4年4月から新たな債権管理システムを導入しており、同月からは納付交渉の経緯をシステム上で適切に記録しているが、それ以前に関しては、実際には電話催告等を実施していたものの、交渉の経緯を適切に記録出来ていなかったとのことである。

「寝屋川市債権管理マニュアル」では、納付交渉や訪問催告の日時、場所、対応者名等は詳細に記載しておくよう定められている。また、電話催告等の交渉履歴については、適切に記録をとらなければ、担当者間の引継ぎや対外的な説明の際に、現状を正しく伝達することができず、債務者とのトラブル等、債権回収に無用な弊害を招くおそれがある。さらに、交渉履歴がなければ上席による進捗管理や滞納整理にあたっての今後の方針も立てられないため問題である。したがって、納付交渉の経緯について、適切に記録しなければならない (結果 13)。

なお、上述のとおり、令和4年4月から新たな債権管理システムを導入しており、システム上で納付交渉の経緯を記載し、保存しているため、令和4年4月からは改善されている。

4 交渉と相談

(2) 納付交渉の進め方

エ 交渉の記録

納付交渉を行った場合、交渉日時、場所、内容、対応者名を記録しておくこと。

また、訪問による催告を行った際、訪問日時・訪問場所 (住所)・訪問者を記録すること。訪問先がマンション等の場合、マンション名等も記録するなど、訪問場所が特定できるよう、より詳細に記録すること。

(出所:「寝屋川市債権管理マニュアル」)

2. 納付誓約書や債務承認書の取り交わしについて (意見)

本債権は共働き世帯が多く、収納率も 95%程度の高水準で推移していることもあり、これまで (令和3年度以前) 滞納者と債務承認書や納付誓約書を取り交わしていたが、書面記載内容が

不十分であった。

留守家庭児童会保育料、延長保育料、土曜日利用料については、非強制徴収公債権であるため、財産調査を行うための根拠法令がなく、同調査を実施する場合は、債務者の同意を得て、任意の調査として行うこととなる。

これまでは、これらの背景があったため、悪質性の高い債権について財産調査を実施しようにも根拠がなく、同調査を行うことが著しく困難な状況であった。例えば、抽出したサンプルの中には、3人の子女（兄弟姉妹）が留守家庭児童会を長期間継続して利用し続けているにも関わらず、ほとんどの保育料が支払われていないケースが発見された。このような滞納が長期にわたりかつ高額なケースについては、財産調査に同意する旨の記載を盛り込んだ納付誓約書や債務承認書を債務者と取り交わしたうえで、必要に応じて財産調査を実施されたい（意見 60）。

なお、令和4年4月からは、債務承認書の様式を新たに定め、財産調査に同意する旨の記載も盛り込んだ上で、必要に応じて当該書面を債務者と取り交わしている。

### 3. 所管課窓口での現金徴収について（意見）

本債権の債務者が所管課の窓口に来所した場合、その場で現金での納付を申出ることがあり、所管課窓口での現金納付を受け付ける場合がある。

窓口での現金納付を受け付ける場合、あらかじめ所管課では常に一定金額の釣銭を準備しておく必要が生じ、それによって現金の紛失や横領等の保管リスクが発生する。

当該債権の所管課窓口による現金納付においては極力控え、取り扱う場合には、リスクを十分に認識した上で、管理を厳正に行うとともに、原則、シティステーションや指定金融機関等の窓口での納付を行うよう誘導することについて検討されたい。（意見 61）

### 4. 電子決済の推進について（意見）

留守家庭児童会延長保育料、土曜日利用料については、それぞれ少額の利用料（前者は1回利用あたり100円で月上限1,000円、後者は1回利用あたり300円）であるにも関わらず、紙面の利用者出欠簿から対象利用者を特定し、集計する必要があるなど、その賦課のための事務コストが多くかかっている状況である。

所管課の担当者は、債権管理事務だけではなく、その他多くの事務も兼務しているため、これら少額の利用料に係る賦課業務に時間をとられ、債権管理業務及びその他の業務に注力する時間が削られる状況となっている。

留守家庭児童会延長保育料、土曜日利用料については、共に少額かつ利用の都度発生する性質のものであるため、例えば電子決済を推進し、利用者が利用の都度、所定の電子決済により支払を行うなどの仕組みを構築することを検討されたい。これにより、同利用料の滞納の発生を低減するとともに、賦課にかかる事務コストも低減することが可能となると考えられる。（意見 62）

### 5. マニュアルの更新について（意見）

本債権について、所管課独自の債権管理マニュアルを策定しているが、当初に作成されたままの状態となっており、適時に更新されていない。

所管課の現体制においては、経験年数の浅い職員が一定数いることから、令和4年4月からの債権管理システムの変更による納付交渉の記録等も考慮して、適切にマニュアルを更新することが望ましい。(意見 63)

#### 6. 出欠確認方法の効率化について (意見)

令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、コロナ感染による留守家庭児童会欠席者へ日割りでの利用料減免を実施している。減免にあたっては、利用者の出欠状況の確認、集計が必要となるが、各留守家庭児童会の出欠簿が手書きによる紙面で管理されていることから、所管課による出欠状況の確認、集計に多くの事務コストが発生する状況となっている。令和3年度においては、このような特殊な対応が生じたことから、所管課の多くの人的資源が当該業務に投入され、債権管理業務に振り分ける時間は例年よりも短縮される結果となった。

with コロナの時代にあっては、今後も同ウイルスの感染拡大により令和3年度と同様の状況となることも想定される。したがって、上記のような非効率を改善して他の必要業務に人的資源を充てられるよう、各留守家庭児童会の出欠簿をタブレット、アプリ等で管理し、所管課で効率的に必要なデータを入手できるような仕組の構築を検討されたい(意見 64)。